

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

世
9
3
世
2
9
5
世
44/7
44/12

時の動き

— 政府の窓 —

69 7/15

25円

〈座談会〉

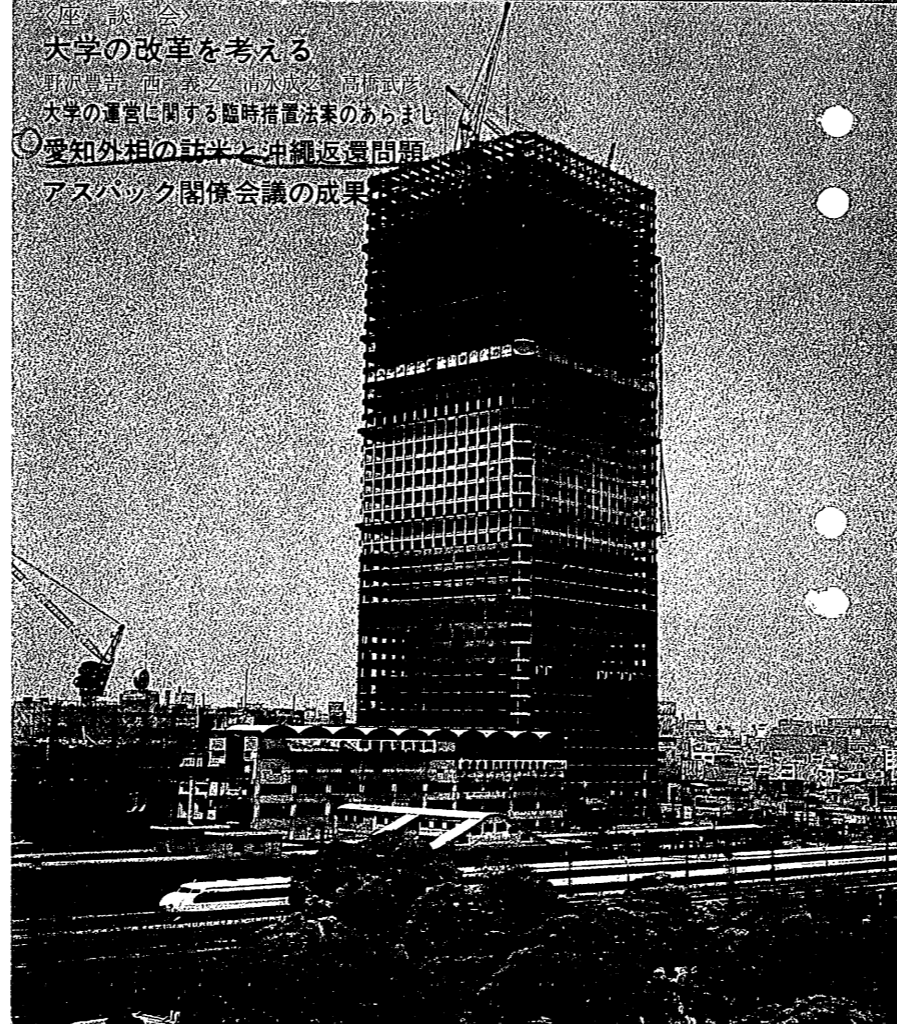
大学の改革を考える

野沢豊吉・西澤泰之・山本成之・高橋武彦

大学の運営に関する臨時措置法案のあらまし

◎愛知外相の訪米と沖縄返還問題

アスパック関係会議の成果



昭和37年6月28日第三種郵便物認可 通郵第37号 (1日15日発行) 昭和44年7月15日発行 昭和43年4月5日原稿特別送付記録誌第287号

時の動き

— 政府の窓 —

'69 7/15

25円

〈座談会〉

大学の改革を考える

野沢豊吉、西 義之、清水成之、高橋武彦

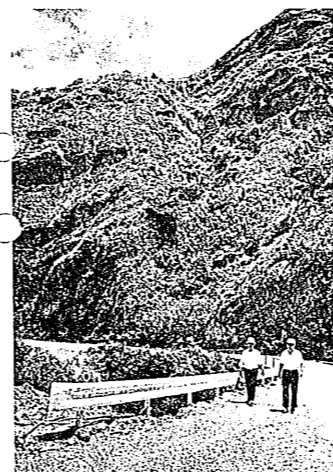
大学の運営に関する臨時措置法案のあらまし

○愛知外相の訪米と沖縄返還問題

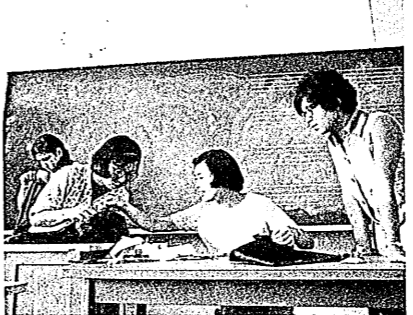
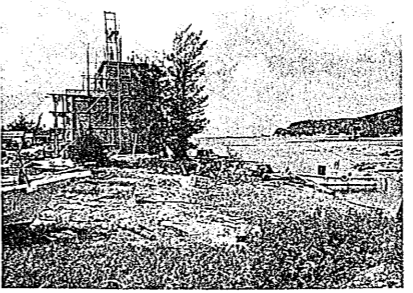
アスパック閣僚会議の成果



返還から1年 小笠原のすがた



〈上〉道路整備も進んでいる。車の数は少ないがガードレールはできている。



〈右下〉この春生まれた高校の数少ない生徒、だがその授業は真剣そのもの。

〈右上〉小笠原島漁業協同組合では急ピッチで冷凍庫の建設が進められている。

表紙説明「科学技術シリーズ」②
世界貿易センタービル
建物の超高層化による空地と空間の確保という、欧米ではすでにクラシックな手法とさえなっている都市環境改善の手法が、建築基準法の改正によっておさまきながら日本でも実現できるようになったことは喜ばしい。

パイオニアとなった霞が関三井ビルに続き、国電浜松町駅脇で工事中の「世界貿易センタービル」が鉄骨工事をほとんど完了した。年末に竣工の暁には、四十階・地上百五十二メートルという東洋一の高さを誇ることになる。さらに将来の国際貿易の発展にこたえる貿易センターの機能と、地域再開発に参加する公共的機能が有機的に結合した、高度な機構を持ったビルともなう。

現在この設計と工事施工に当たって、高いレベルの頭脳と技術と材料が動員され、さらに耐震設計、耐風設計、外装の強度、エレベーター計画、空気調和設計、工程計画などのすべての段階にわたってコンピューターが駆使されている。

(朝日建設設計工務 田中正美)

カメラ 折原正一

われず、
二、その学部等の学生について、停止期間
は、法令の規定による在学期間に算入さ
れず、

ホ、その学部等の学生に対しては、日本育
英会の学費の貸与が行なわれない一方、
授業料は免除される。
等の効果が伴うこととされている(第八條)。
さらに、この法律の施行前に大学紛争が
発生して、施行日にすでに六ヵ月以上
も継続している場合には、施行日から九ヵ
月以上たたくとも停止措置がとりうるこ
ととされている(附則第二項)。

(四) 国立学校設置法 の停止措置がとら
の改正等の措置 れて三月以上たっ
ても、なお大学紛争の收拾が困難で、もは
や大学なり学部等の設置目的が達成できな
いと認められるようになると、遂には最終
段階として、文部大臣は、学長の意見をき
て、国立学校設置法を改正するための法案
を準備する等、不幸な事態に立ち至らざる
をえなくする(第九條)。

四、公立大学または
私立大学についての措置

1 紛争公立大学については、公立大学
が地方公共団体によって設置され、その財
政的基盤を住民に置くものであるから、国
立大学の場合に全く準じた措置が考えられ
ている。ただ、文部大臣による措置をその
設置者が行なう場合が多く、勧告、停止措
置および国立学校設置法の改正のための措
置等に相当する措置については、あらかじ
め文部大臣に協議をすることとし、文部大
臣はその協議に応じて意見を表示するに
は、臨時大学問題審議会の議を経る仕組
にならなければならない。

2 紛争私立大学については、それが私
立であることにかんがみ、その自主性を尊
重するとともに、公共性を担保するため必
要な限度で、国立大学の場合の措置に準じ
た措置を講ずることができるようになっ
ている。

この場合、設置者が停止措置を行なうに
は、あらかじめ文部大臣と協議をすること
とし、文部大臣は、公立大学の場合と同様
に、臨時大学問題審議会の議を経なければ
ならないとされている(第十二條)。

五、臨時大学問題審議会

文部省に、臨時大学問題審議会が置かれ
ることになっている。これは、この法律案
により文部大臣がとる一定の措置につい
て、公正な世論を反映させる権威ある第三
者の機関の意見をあらかじめじゅうぶん聴
取するためである。この審議会は、また学
部等の間の紛争あるいは私立大学の学校法
人の役員の間紛争で大学紛争に重大な関
係があるもの(附則第三項)。なお、その委員は、十
五人以内で、内閣の承認を経て文部大臣が
任命する(同条第四項)。また、特別委員を
置くことができる(同条第七項)。

六、五年以内の臨時法
この法律案が成立し、公布されると、公
布の日から起算して十日を経過した日から
施行されることになっているが、この法律
は、その施行日から五年以内に廃止するも
のとされている(附則一項、五項)。これは、
この法律案が臨時措置法として当面の措置
を定めた臨時法である一方、近い将来に、
大学制度改革の措置が予想されていること
を示している。

愛知外相の訪米と沖繩返還問題



沖繩返還交渉のため羽田を出発する愛知外相

対する日本国民の強い願望を強調してその早期実現を求めたが、当初米側は、わが国が沖繩に潜在主権を有することは認めながらも

「脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、米側は沖繩の現状を維持する必要がある」と述べ、あるいは「極東における自由世界の安全保障上の利益が、沖繩返還に対する日本政府および国民の願望の実現を許す日を待望する」(第一回佐藤・ジョンソン会談)との立場を示す

にとどまり、施政権返還について具体的な約束をすることは避けてきた。一昨年十一月の第二回佐藤・ジョンソン会談に至って、初めて「沖繩の施政権を日本に返還する」との方針の下に、日米両国政府が沖繩の

地位について、共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、沖繩返還問題はここに日米間の具体的な交渉案件として登場するに至った。

沖繩返還に関するその後の日米両国による検討は、三木外務大臣とジョンソン大使、オズボーン臨時代理大使の間の話し合いをはじめ、東京およびワシントンの外交経路を通じて継続的に行なわれてきた。その間に米側では、本年一月ジョンソン大統領からニクソン大統領へ政権の交代があり、本格的な沖繩返還交渉はニクソン政権を相手に行なわれることになった。佐藤総理は一九六七年の訪米以来、国会等において三年以内には沖繩の返還の時期について日米間で合意に達したいとの見解を表明してきたが、それからすでに二年が経過しようとしている。そこで佐藤総理は本年秋に訪米

これまでのいきさつと背景

現在日米間の最大の問題は、いままでもなく沖繩返還問題である。

この問題は、一九五七年の岸・アイゼンハワー会談以来、一九六一年の池田・ケネディ会談、一九六五年の第一回佐藤・ジョンソン会談、そして一九六七年(昨年)の第二回佐藤・ジョンソン会談と、歴代の総理大臣と米大統領との会談において取り上げられてきた。

これらの会談で、日本側は、沖繩返還に

し、ニクソン大統領との間で沖繩の施政権返還の時期その他の大綱について合意に達したいとの決意を明らかにしている。

このような背景のもとで行なわれた今回の愛知外務大臣のワシントンでの米政府との会談は、佐藤総理訪米にそなえての沖繩返還のための外交交渉のいわば第一ラウンドであったと言えよう。

愛知外務大臣の米国訪問

愛知外務大臣は、五月三十一日から一週間におたりワシントンに滞在し、ニクソン大統領をはじめ米政府首脳と会談した。今回の訪米は、ニクソン政権発足以来、わが国の外務大臣として初めての訪問であった。したがって、ニクソン大統領をはじめとする米政府首脳と、広く日米間の諸問題について率直に意見を交換し、日米両政府間、さらには両国民間の相互理解と信頼を、よりいっそう深めることが外務大臣訪米の大きな目的であった。

これらの数回にわたる愛知大臣との会談を通じて、米政府首脳は、アジア・太平洋地域に対する大きな関心と、この地域におけるわが国の果たす役割に対する期待

を示した。特にニクソン大統領は、一九六〇年代だけでも六回も日本を訪れているので、歴代大統領の中でも自分ほど日本の事情に詳しい者はあるまいと述べ、わが国に対する深い信頼と親近感を示した。

また、ニクソン大統領は外務大臣に対して、日本の協力なくしてはアジア・太平洋地域の平和と繁栄は維持されないと、日米両国は互いに協力し合うべきであるとの考え方を述べたが、わが国としてもアジアの唯一の先進国として、国力および憲法の許す範囲内で自主的にこの地域の安定と繁栄に寄与すべきことはいままでもない。

日米友好、協力関係の維持増進、およびアジア・太平洋地域の平和と繁栄は、日米両国にとって共通の外交目標である。このような関係にある日米両国の間で、当面の最大の懸案となっているのが、沖繩の施政権返還問題である。したがって、今回の外務大臣訪米のおもな目的も、沖繩返還問題について日本政府の基本的立場を米政府に十分説明し、米側首脳との隔意のない意見の交換を通じて、今年に予定されている佐藤総理訪米にそなえて外交交渉を

進めることにある。愛知外務大臣は、六月二日、ニクソン大統領と、次いで三日から五日にかけてロジャーズ国防長官と三回、またレアー国防長官と一回、それぞれ会談し、沖繩の早期復旧に対する沖繩県民を含むわが国民全体の強い要望を伝えるとともに、沖繩の早期返還問題についての日本政府の基本的立場を十分米側に説明した。

すなわち、

- (1) 沖繩の早期復旧は、わが国全国民の一致した民族的願望であり、遅くとも一九七二年中には、沖繩の施政権がわが国に返還されるべきこと。
- (2) 施政権返還後の沖繩に残される米軍基地については、日米安保条約およびその関連取決めが、本土の場合と同様に、そのまま適用されるべきであり、また返還後の沖繩が本土と差別される結果となつてはならないこと。
- (3) 特に核兵器の問題については、唯一の原爆被爆国として、わが国には核兵器についての特殊な強い国民感情があること。

を、あらためて説明して、米側の十分な配

感を求めた。

これが今回の愛知外務大臣の訪米の際に、日本側から米側に対して示した交渉の基本線であるが、政府としては、今後の交渉を通じてその実現のために全力を尽す方針である。このような日本側の主張に対して、米側首脳はこれを領略し、今秋に予定されている佐藤総理とニクソン大統領との会談において、日米双方の長期的利益に沿った解決に達し得るようにするため、外交経路を通じて鋭意話し合いを進めることに同意した。しかし、次に述べる通り、この交渉は決して容易なものではないことが予想される。

沖繩返還問題とわが国の安全保障

沖繩の返還を考へるにあたっては、安全保障上の考慮がきわめて重要であることは、いうまでもない。わが国としても、現に沖繩にある米軍基地が戦争抑止力としてわが国およびわが国を含む極東の安全にとって重要な役割を果たしていることを十分考慮し、自主的な判断を立ててわが国の安全のために、沖繩の基地の機能をそとへへこたないよう、十分な配慮を行なうべきこと

とはもちろんである。

今日のアジアを中心とする国際情勢は、依然として不安定な状態にあり、このような国際環境のもとでわが国の安全と繁栄を確保していくためには、次のような諸点に留意する必要がある。

第一に、極東の一部地域には、もしわが国に対して使用されたら重大な脅威となりうるような軍事的能力が散存していること。

第二に、去る四月の偵察機撃墜事件や韓国へのゲリラ侵入の反復でも明らかとなり、わが国の平和をよそに、朝鮮半島では三十八度線境界として緊迫した状況が続いており、またベトナムと平和の前途も容易に予断できない状況である。

第三に、この地域の安全がまがりなりにも保障されているのは、この地域で力の均衡が維持されているからであり、かつ、そのような力関係を維持するものとして、この地域での米国の軍事的抑止力の占める意義はきわめて大きいことである。

このような極東の情勢のもとで、自由陣営の安全保障維持の責任の重要な部分になつてはいる米国の軍当局者との間で、極東に

したがって、沖繩問題の中心的課題である施政権返還後の米軍基地の態様の問題について、日米安保条約およびその関連取決を本土の場合と同様に、そのまま返還後の沖繩基地に適用するというわが国の交渉の基本線を十分に米側に納得せしめ、その線で沖繩の返還を実現することは、わが方から米側に押しつけるという性質の問題であるより、わが国の安全と繁栄の見地から、今後米政府との真摯かつ十分な話し合いによって問題を一つづつ行かなければならない問題である。

このような予想される困難にもかかわらず、わが国およびわが国を含む極東の安全保障上の要請を満足せしめるような、かつ、日米安保条約および関連取決の返還を実現するということは、日米双方の利益に資するばかりでなく、長期的友好協力関係を維持するためにも不可欠なことであり、政府は英知を傾けて、



6月2日、ホワイトハウスで、ニクソン米大統領と会談する愛知外相

目的達成のために最大限の努力を払う方針である。

今後の進め方

今回の愛知外務大臣の訪米は、前述のとおり、いわば沖繩返還交渉の第一ラウンドであり、今回は主として日本側の基本的立場を十分米側に説明し、米側はむしろ聞き役に回って、今後の検討を約したというのが実情である。

今後の具体的なスケジュールとしては、来る七月下旬東京で開催を予定される日米貿易経済合同委員会、秋の国連総会出席のための愛知外務大臣の訪米の際の機会を含め、あらゆる機会に外交経路を通じて積極的に米側との交渉を進め、本年十一月に予定されている佐藤総理の米國訪問の際には、沖繩の施政権の返還の時期その他の大綱についてニクソン大統領との間で合意に達することが望まれる。

愛知外務大臣の訪米で沖繩返還交渉は本格化したわけであるが、政府としては、多難を予想される今後の交渉を通じて、沖繩県民を含む全国民の期待に沿う解決をはかるために全力を尽す考えである。

九月に松江市で一日内閣

政府は、第八回の内閣政に関する公聴会を、九月下旬ごろに、島根県松江市の県民会館で開催する予定です。

今回は、島根、鳥取、山口、広島、岡山の中国五県を対象に、この地方特異の「過疎問題」を中心にとりあげます。

「国民の声を政治に反映させる」ため、総理、官房長官、総務長官をはじめ、自治、農林、通産、建設、運輸、労働などの関係諸大臣が出席します。

なお、すでに中国五県を対象とした一日内閣は、三十七年に岡山で開かれていますが、今回は、瀬戸内海側と事情の違う日本海側という意味あいでも松江市が選ばれたものです。

ワタシ 7/15

ASPAC閣僚会議の成果



6月9日の開会式で地域協力について演説する佐藤総理大臣

アジア・太平洋協議会(ASPAC)の第四回閣僚会議は、去る六月九日から三日間、静岡県伊東市の川奈ホテルで開催された。明るい相模灘を見はるかす川奈ホテルで、ASPAC参加十カ国の代表がアジアの平和と繁栄について意見をかわしている頃、九キロ離れた伊東市内では、いくつかの団体のASPAC反対集会が開かれており、駅前広場では反日共系全学連の学生が投石騒ぎを起していた。そして、連日の新聞はこぞって「ASPACの平和路線が定着」「軍事同盟の主張全くなし」「会議は大成功」と伝えた。

新しい地域の概念
—地域協力の本質に触れた総理演説

ASPACは、東アジア(日本、韓国、中国、東南アジア(フィリピン、タイ、ベトナム、ラオス、マレーシア)、大洋州(豪州、ニュージーランド))の十カ国をその構成国としている。昭和四十二年六月、ツウルにおける「アジア・

太平洋地域協力のための閣僚会議」で結成されたこの機構は、その後三年間の歩みを経て、これら十カ国の協力と協調のさすなをますます強めてきた。六月九日午後三時から行なわれた開会式で、佐藤総理大臣は演説を行ない、その中でASPAC諸国の地域構成に言及して、

「国際関係における過去十年間の変

時の動き

— 政府の窓 —

北の大地 69 9/1

223

佐藤首相の記者会見〈要旨〉

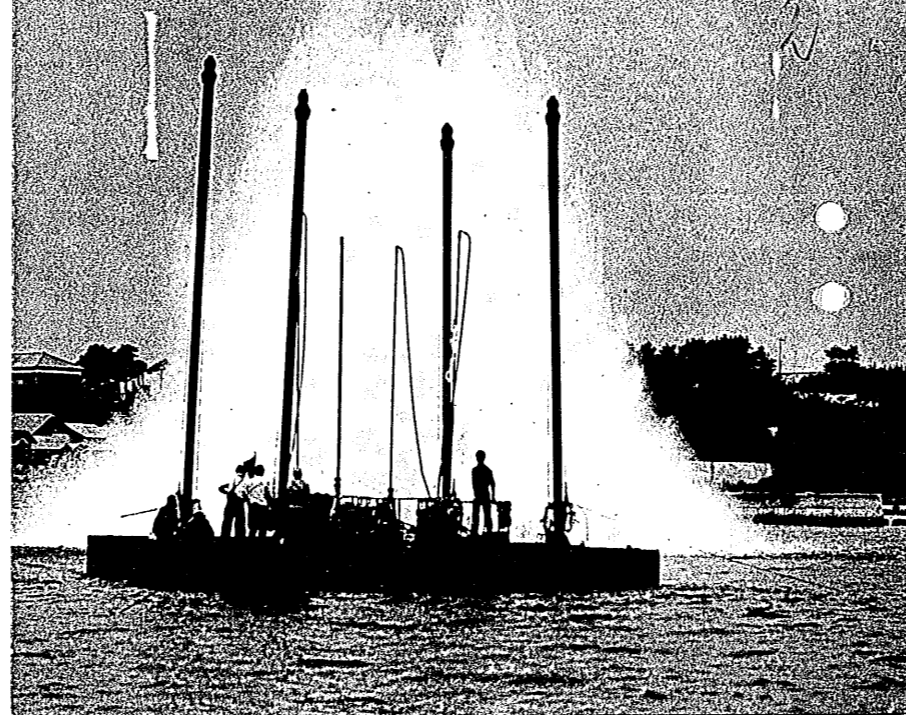
〈対談〉

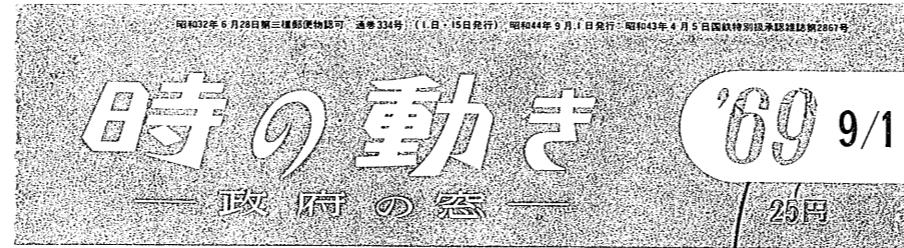
沖縄の返還交渉の見通しと問題点

牛場信彦・小谷秀二郎

大学の運営に関する臨時措置法について

南の大地





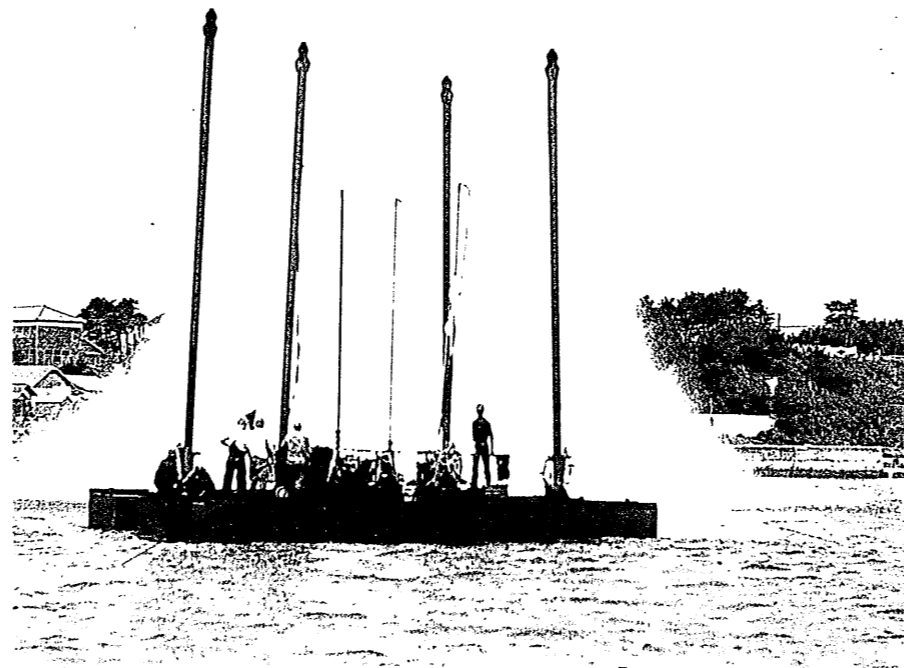
佐藤首相の記者会見 〈要旨〉

〈対談〉

沖縄の返還交渉の見通しと問題点

牛場信彦・小谷秀二郎

大学の運営に関する臨時措置法について





記者団(左)を前に所信を述べる佐藤総理(右)(8月6日、首相官邸で)

佐藤首相の記者会見

〈要旨〉

佐藤首相は、八月六日午前九時から首相官邸で、内閣記者団と一時間半にわたって会見し、第六十一通常国会をふり返つての考えと、衆議院解散要求をめぐる事態取捨策や、沖繩返還交渉、大学問題などを中心とした外交、内政問題について所信を語った。

第六十一通常国会をかえりみて

——実は、第六十一通常国会が、昨日異常な状態で閉会となりました。そこで、まず国会を顧みてといふこと、総理の「見解を伺いたい」と思っています。

首相きよりの新聞に目を通しましたが、議会政治の危機というふうな社説が出ているが、どうも全貌をとらえていないのではないかと、かといふ感じがします。政局を担当する自民党、政府の責任が重大であることは、私も承知しているし、何か問題が起これば、政局を担当する自民党並びに政府の責任が強く責められることはわかっております。しかしながら、議会運営は、与党あるいは政府だけが責任をとるものではないと思ふ。民主政治

大学の運営に関する臨時措置法の内容と中教審答申との対比

大学の運営に関する臨時措置法	中 教 審 答 申
第1条(目的)	答申全体の趣旨、特に第5の2(大学の自治能力の回復とその自力による紛争の終結を助けることを主眼)
第2条(定義)	
第3条(学長等の責務)	第二 1 大学教員のあり方 2 大学管理者の役割と責任 第三 1 大学の中核的な管理機関における指導性の確立 4 (2) 学内の希望や意見の反映 第四 5 いわゆる「学生参加」の意義と限界
第4条(大学紛争の報告)	第二 2 大学管理者の役割と責任
第5条(文部大臣の勧告)	第二 3 政府の任務 第五 2 政府においてとるべき措置(1)
第6条(運営機関等の特例)	第三 1 大学の中核的な管理機関における指導性の確立(副学長等) 4 (2) 学内の希望や意見の反映 5 (3) 学内監査機能の充実 第五 1 大学においてとるべき措置(権限集中)
第7条(教育等の休止及び停止)	第五 1 大学においてとるべき措置(事態即応の機能の強化) 2 政府においてとるべき措置(2)(設置者による一時休校、閉鎖ができるようにする)
第8条(教育等の停止に伴う効果)	第五 2 政府においてとるべき措置(最終的な処理のための適切な措置)
第9条(国立学校設置法の改正等の措置)	第五 2 政府においてとるべき措置(最終的な処理のための適切な措置)
第10条(学部等間の紛争に係るあっせん)	第五 2 政府においてとるべき措置(第三者的機関のあっせん)
第11条(紛争大学の入学者の選抜等の協議)	第五 当面する大学紛争の終結に関する大学と政府の責任の前置(入学、卒業が正規に行なえない場合の一般社会に対する影響)
第12条(公立又は私立の大学についての準用)	答申は、基本的には、国、公、私立に共通
第13条(臨時大学問題審議会)	第五 2 政府においてとるべき措置(公正な世論反映の権威ある第三者的機関の設置)
第14条(省令への委任)	
附 第1項(施行期日)	
第2項から第4項まで(経過措置)	
第5項(廃止)	第一 4 この答申の課題(当面の対策であるとともに今後の根本的な改革の基礎づくり)
則 第6項(文部省設置法の一部改正)	

時の動き(政府の窓)九月一日号見次

- 佐藤首相の記者会見(要旨)……………3
- 沖繩の返還交渉の
見通しと問題点……………15
- 牛場 信彦 ■小谷秀二郎
- 大学の運営に関する
臨時措置法について……………26
- △文部大臣談話
- 大学の運営に関する
臨時措置法の施行にあたって……………32

そのものが、そういうものではないだろうか。ことにお互いが国家国民のことを考えて、主権者である国民にかわり、国民のために、国民とともに政治をするという気持ちになったり、与党だけの責任だといって責められるだろうか。もちろん私も政局を担当する者だから、野党を批判する前にみずから反省をしなければならぬ。その上で、この国会のあり方を考えてみたい。私自身の経験からいっても、二百二十一日という長期国会はない。これは、議史上まれなことだと思う。二百二十一日間も費やして、幾つ法律ができたか。一体この間にどんな審議が行なわれただろうか。

野党の諸君は、国会の定足数は与党の責任において確保せよと、野党の責任はないかのようにいっているが、野党の諸君もやはり国会の運営について協力するのが、本来のたまえではないか。ぶちこわしが本来の目的ならば、審議ということは考えられない。

この二百二十一日の間は、静かに考えてみると、ずいぶんむだな時間があった。予算編成中の休みを除いても、長い審議期間があつたはずだ。審議が必要なら、いつ開いてもいいわけだし、定例日以外は審議をしないというところは間違っている。だれのために審議をするのかという点、国民のために審議をするんです。国民のために審議をしなければならないような法案なら、真正面からたたかってもいい。しかしながら、最初から議事引き延ばしというような技術的な問題に走り、あるいは野党は与党の提案をたまたまこわすのが責務なんだという意味で、最初から成立をこぼす。今国会においても、健保法案について健保絶対反対闘争本部を最初につくった。一体どういふことが、審議をする形ですか。

私はしばしば審議は必要だといひ、野党の諸君もそういわれる。しかし、非常に皮肉な言い方をすると、会合はするけれども審議はしない。審議が始まったかと思つても議決をしない。これでは、国民のために政治をする態度とはいえないと思ふ。

一番問題になつた大学運営臨時措置法にしても、私はこの問題は一番重大だということ、各党の党首を呼んで、私どもは謙虚に各党のご意見を聞くからといって、協力求めた。これは異例なことだ。

私は、いまだかつて法案を事前に各党の間で話し合ひで扱おうとしたことはない。予算も、政府の責任、与党の責任でつくっている。けれども、大学法案については、いまの問題を解決するばかりでなく、国家的な見地、百年の大計という気持ちで、きかない意見をいってくれということと言つた。民主社会党は、具体案を提案されたが、社会党の諸君は、批判だけはするけれども、具体的な提案は何らしてくれない。こういうところにはいまの議会政治についての問題があると思ふ。

基本的には国会法の改正だといわれるけれども、国会の運営がもう少し主権者本位、国民本位に考えられるようなくみに

ならないものだろうか。異常国会を現出したのは与党の責任だといつて責めるが、私はやはり異常国会について全然責任がないという野党の態度に、賛成できない。もちろん、われわれ与党は政局を担当する者ですから、国会運営の重要な責任者だと思ふ。しかし同時に、野党の諸君が思ふければ、国会の運営はできるものではない。政党の争いをする前に、なぜ主権者である国民、あるいは国家ということを考えているのか。国民のために、国民とともにいふ考え方をすれば、いたずらに批判し、反対をしていたのでは、すまされなと思う。

——もちろん野党の責任は重大ですが、最大公約数をもつ与党の、この国会混乱を巻き起こした責任は、非常に重大だと思ふ。特に最終で健保法案や大学法案をゴリ押しもとられるような感じで成立させた。それによつて、生活関係の法案が幾つも流れた。こういう異常な事態になつたわけですから、もう一度その辺の政治的な責任について伺いたしたいと思います。

首相、今度の国会では与党が野党を教だけで押したようにとられているが、野党は会合はもつたけれども、なかなか審議に入

らず、手続に大部分の時間が費やされていく。しかも審議を始めたら、今度は議決しない。一人が十数時間も自分の質問の原典だといふ本を読んで、時間をつぶしている。これはもう議事引き延ばし、遷延策以外の何ものでもない。

だから、形の上から見ると多数でゴリ押しに通したんだ、けしからぬという面もあるが、なぜそういうところに来たのか、一体そこへくるまで与党の諸君はどうしたのかが大切です。ほんとうによくしんぼうしたと思ふ。しかも、最後に自分たちがなぐられたり、ネクタイをしめられたり、手だけがをしながらも、採決が行なわれていく。

大体、物理的抵抗はしないとか、強行採決はしないとか、これが二年前の申合せであつたと思ふ。委員会において、そういう非常な片手落ちがあるならば、議長に委員会差戻しの権限を与えよという国会法改正の要求が出ている。対決の場をできるだけ避けようという意味で、こういうことまでいわれている。

いままでは、国会法改正ができていないことはまことに残念だけれども、これまた与党の責任で国会法が改正されていないという非難をされている。しかし私は、審議に入るといふ責任もあることを、もっと国会法で明確にしろといふと思う。政府が国会に提出したら、一週間以内に審議に入らなければならないとかいうような規定が要るだろうと思ふ。審議が終われば自然に採決

ら、手続に大部分の時間が費やされていく。しかも審議を始めたら、今度は議決しない。一人が十数時間も自分の質問の原典だといふ本を読んで、時間をつぶしている。これはもう議事引き延ばし、遷延策以外の何ものでもない。

だから、形の上から見ると多数でゴリ押しに通したんだ、けしからぬという面もあるが、なぜそういうところに来たのか、一体そこへくるまで与党の諸君はどうしたのかが大切です。ほんとうによくしんぼうしたと思ふ。しかも、最後に自分たちがなぐられたり、ネクタイをしめられたり、手だけがをしながらも、採決が行なわれていく。

大体、物理的抵抗はしないとか、強行採決はしないとか、これが二年前の申合せであつたと思ふ。委員会において、そういう非常な片手落ちがあるならば、議長に委員会差戻しの権限を与えよという国会法改正の要求が出ている。対決の場をできるだけ避けようという意味で、こういうことまでいわれている。

いままでは、国会法改正ができていないことはまことに残念だけれども、これまた与党の責任で国会法が改正されていないという非難をされている。しかし私は、審議に入るといふ責任もあることを、もっと国会法で明確にしろといふと思う。政府が国会に提出したら、一週間以内に審議に入らなければならないとかいうような規定が要るだろうと思ふ。審議が終われば自然に採決



衆議院本会議開く。だたらら国会へ第(7)月25日

に入るという事は当然です。そこで物理的抵抗をしないで、話し合いで議事の進行を進めていく。これこそ、はじめて正常な国会になるんじゃないでしょうか。

提案して審議が始まるまでに空費される時間は、たいへんなものです。大学立法でも、国会が延長されてから法案が出たが、それでも七十二日間あった。すいぶんむずかしい問題でも、七十二日間もあつたら、たいい結論は出るものです。それが出ないというところに、特別の意図があるんじゃないでしょうか。そういうことをよく国民に理解していただきたいと思う。

いまの広報機関——新聞社もテレビも、よく実情は知らしているが、どうも全体が納得いくような報道ではなく、部分的な報道のように思う。なぜこういうことが起こったか、どういうわけでこういうことになったか、どうかこういう点も報道していただきたい。

——国会運営の上で、野党と与党の間に不信感があるのではないかと懸念します。与党はその点、寛容の精神をもって、少数意見の尊重という点についてもお考えになる必要があるのではないかと思いますか……。

首相 確かに、少数党の意見は尊重しなければならぬ。また、寛容の精神も必要であるが、これはそのまま行なわれていると思います。修正成立された法案の教をこらんにすれば、おわかりだと思ふ。少数党の意見も十分尊重されている。

ところが、政党内にこれだけは譲れないというものがあつて、そこに、国民に對しても、政党内の相違を主張し得るところがあるわけだ。社会主義政党内にわれわれのような自由民主主義政党内に開きがあるように、相違した主張があつて、はじめて政党内の存在の意義がある。だから、ものによつては妥協の余地のないものがある。その場合には、過去の経験から多数決で決められるのが民主主義のルールだと思ふ。最初から、多数のものがいつてもまかり通るんだ、少数は踏みにじられるんだということなら、それはけしからぬことです。けれども、話し合ひで、修正であつた法律案が通つていくことをごらんになれば、少数党の意見も十分尊重されていると言えらると思ふ。

ただ、ものによつては緊急を要するものがあります。そのときに少数の意見を聞く

には、一体どうしたらいいか。たとえば大学立法などは、現に紛争校はどうしたらいいか迷つている。これは、早急に政府が処置しなければならぬ立場にあります。そして、片一方の意見を聞けば、具体的な対策案は出してこない、批判だけしている。そして、あれは大学にまかせておけばいいじゃないか、そのうち解決するよ、という方では、私どもは賛成するわけにはいかない。少数党の意見を尊重するというのも、やはりケース・バイ・ケースで考えなければいけない。

——議会の場で、多数派原理と少数派の意見を尊重するという調整役を果たすのは、議長なり副議長であると思ふ。今度の場合、その扱ひさみといつたかっこうで、衆議院では石井議長、小平副議長がおやめになるし、重宗参議院議長も辞表を出したつていふことである。今度の衆参両院の最後で、議長があつたという地味なことをなされたか、お聞かせ願ひたいと思ふ。

首相 私は、野党の諸君から解散、総辞職を要求されたときにも言つたが、もつと三種分立をきちんとしたらどうですか。立法府と行政府とのけしめが、どうもついで

ないのではないかと、私も行政府がほとんど立法をして、審議を受けている。しかしながら、立法府自身は、みずから法案を提出する権限がある。その立法府が二百二十三日間も会期をもち、私をはじめ各省大臣は国会にばかりついで、ひどい方をするれば、きまらなければその間行政はストップする。こういうことは困るので、行政府、立法府、司法府が三種分立でお互いに侵さないという立場になることが、まず必要です。

私は総裁であると同時に総理です。そこで、私は副総裁に党務を見ていただいている。政府と与党だからといって、法案は全部同一であることではない。今度の大学立法でも、途中で与党から修正案が出たことは存じの通りです。だから、必ずしも一体というか、一糸乱れぬ統制下にはない。これは、民主主義のもとでは当然のことです。

だから、衆議院の議長、副議長、あるいは参議院議長がやめられるという話を聞きますが、どういふ意味なのか。石井前衆議院議長に、一体どういふわけでやめられるのか、聞きました。すると、自分たちがや

つたことは合法であり、適法であり、何ら責められるべきではないと思ふ。しかしながら、会期はまだ残つていて、重要法案もたくさんある。その場合に、私がこの席にいれば、あと四割の連立がなくなるとは、これは、あつたシヨリが残つていては、国会の真の使命を遂行することができない、ということだ。皆さん方、あつたときに意見を述べて、そのとおりの意見を述べられることを、新聞で報道したくないですか。

私は、やはり議長の責任というものはどうだろうと思ふ。党籍は離脱してないけれども、国会の十分な職務を果たしたいという気持ちは、一人倍たうと思ふ。自分がそこをすわつていふことが問題であり、それが紛糾のもとになるんだ、という意味でやめられるという。私はやめられる必要はない、むしろ紛糾するほうが間違ひなんだから、間違つていふ方のために自分がやめるといふのはどうか、やめられないほうがいいと思ふと述べた。私は総裁であり、議長は党籍をもつておられるが、私の思うとおりにならない。これはどうもしかたがないことです。

——野党が強く要求していた、当面の国会を正常化するための解散ということも、全然考えられませんか。

首相 考えられません。まずこれは野党から要求されてどういふことかというのじゃないと思ふ。重要法案ごとくに国民生活に非常に関係の深い法律案、たとえば、老人に対する年金問題、あるいは公害患者に対する給付の問題とか、こういうような社会保障上の法案を、ぜひ通したい。

——それに関連するけれども、流れた国民生活に關係する法案を処理するための臨時国会をつきまして……。

首相 できるだけ、こういう法律案は、この国会で成立させたかった。だから、国民のためを思えば、それだけでもやつたらどうかといふことを話したが、いまの状態では、けんか別れで話ができない。そのうちにお互いに冷静になつて、国民のために政治をしようではないかという気持ちになれば、党利党略を離れて、話し合ひで早く、こういう法案を片づけようという日がくるだろうと思ふ。また、その日がこなければ、いまのような状態でいくら臨時国会を開いてもだめですよ。基本的な了解ができ

れば、もう二百二十日もやっただから、今度は短い時間ではたとえ片づけようというだけで、話がつくだろう。これが私どもの心から願うことです。

沖繩返還交渉を前にして

——さて、長い国会が終わって、かねてから総理がおっしゃってあります沖繩返還交渉が、いよいよ本番を迎えるわけです。もう第一、第二ラウンドが終わって、おそろしく詰め詰めにきていると思うので、今後の交渉の段取り、見通しなどについて、お話しください。

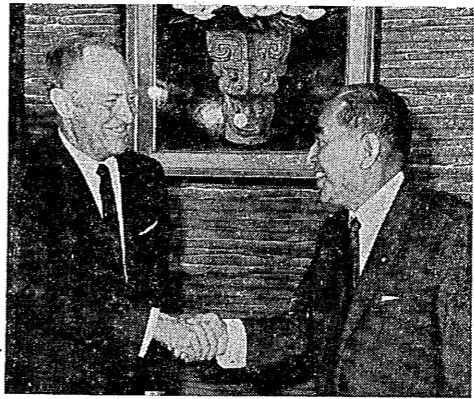
首相 私は、どちらかというと楽観主義者で、何でもあまり心配しないほうです。その立場からものを見ますが、沖繩問題もいままでのジョンソン前大統領と話し合ってきたときから見ると、非常に空気が変わってきている。今度のニクソン大統領はルーミアニアを訪問するとか、あるいは東南アジア諸国をめぐるとか、あの積極的な立場から考え、ベトナムからの撤兵もほとんど進みんじゃないですか。だから、いままでの第一ラウンド、また今回の日米交渉等から見ると、私どもの希望が達せられるんじゃないかという、たいへん明るい希望をもつことができるような情勢が出てき

たとえ思う。

ロジャーズ米国防務長官とも話をいたしました。もちろん、まだ皆さんに報告するような段階にまで来ておりません。しかし、愛知外相が話をしてきた、その報告を裏書きするような状態です。だから、七二年までに必ず返還させるためには、双方にそれぞれの意見はあるが、合意に達することを心から期待するというような話をしているし、これはできると思っています。

——いまおっしゃる希望どおりというのは、安保条約とその関連取りきめ一切を沖繩にも適用して、いわゆる核抜き本土並みということだと思えます。その実現に非常に自信をおもちのようですが、何か確証でもあるんでしょうか。

首相 確証はないです。確証はないから、期待をもつというわけです。沖繩が返還されて、日本の統治下に帰るということは、いまのような事柄がなくなることはいいです。一体になることじゃないです



ロジャーズ米国防務長官と語った佐藤総理（7月31日、首相官邸で）

か。同じようになるということ祖国復帰がということではないですか。これくらいはつきりしたことはないと思う。私はそういう意味で、あまり心配していません。祖国復帰ができれば、本土と変わるような筋があるとは考えられない。核兵器がしばしば問題になるが、日本の領土内に核があつては、核武装国でないとはいえないでしょう。

何かそこに疑問があるようにいうから、私がアメリカに行くというと、米国防阻止だということになる。とんでもない話で、それでは祖国復帰の交渉もできない。こういう点は、もっと正確な報道をしてください。問題はなんじゃないですか。

——昨年の佐藤・ジョンソン共同声明の中にも、日本とアジアの安全のために、沖繩が果



■戦火の時も見られないほどに復活した那覇市。右側のビルは琉球政府

たしている軍事的役割を非常に高く評価することばかり出てきました。アメリカは、それを非常に重視して、アメリカが軍事的機能をそこなことは困るといふようなことをいつてくれないかという、非常にむずかしい話し合いが、今後予想されると思っています。

首相 そう心配したものでない。国際情勢の変化もあるし、科学技術の進歩もある。沖繩を日本に返還したら、沖繩が果たしている役割は全部無になるとはいわれないけれども、よほど変わった形になる。それに対する代案があるのかないのか……。そこでまた代案を考えようではないかということが、いえるんじゃないですか。

——その代案というのは、おそろしく安全保障に関する代案だろと思えますが、それは向こうで交渉なきが、日本へお持ち帰りになって、国会にかけるような交換公文とか議事録に盛り込むような交渉をなさるわけですか。

首相 そんな必要はないんじゃないですか。そんなことを考えな

いで、真一文字に進んでみようじゃないですか。いまからどうするか、こうするかという、新聞にバツと書いて、それで交渉ができるものじゃない。むしろ私が皆さん方にお願したいのは、これでいけというて、政府を鞭打ってもらいたい。報道も大事ですが、国民の願望というものを政府にぶつけることが必要じゃないですか。

——そうすると、最終的な措置をつけられるための訪米は、十一月後半ということになりますか。

首相 そういうスケジュールです。いま交渉をいろいろやっておりますが、ニクソン大統領はたいへんお忙しい方だから、はたしてこちらが希望するようなときができるかどうか……。できるだけ早く日程表の打合せを固める必要があるので、事務的にいろいろ折衝させている。あちらは十一月二十日前がいいという話も耳にしているが、こちらのほうは、できれば二十日以後がいいじゃないかということ、いま折衝をしており、話は着詰まっています。

私は沖繩復帰なくしては戦争終結は考えられないという気持ち、いまなお持っています。ですから、先の戦争に、ビリホドを打つ

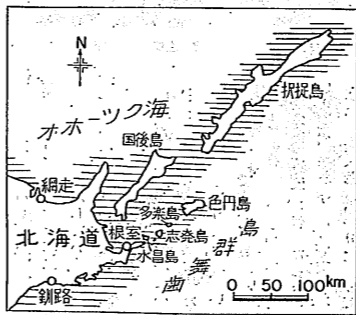
という気持ちで出かけるんです。私は国民の皆さんから声援を受けるだろう。よもや訪米阻止が具体化するとは思わないが、そういう空気が鎮静するようにしてもらいたい。

——やはり訪米阻止という側面は、総理が交渉の過程で、国民に明らかにしないものを交渉なさるんじゃないかという疑念があるのではないかと思えます。そのあたりの内容を国民に……。

首相 帰ってきて、自分たちの期待に反していたら、政府をつぶしたっていいではないか。佐藤をやっつけたいではないか。最初から、出なければ必ずアメリカの走狗になって帰ってくるんだ、とぎめてかかるのはひどい。やらしてみても、気に入らなかつたら、否定すればいい。そんな交渉のもとで祖国復帰は願わないというんなら、何をかいわんやです。主権者は国民です。私は何でもできるわけではない。国民の意向を背景にして、そのうしろだてのもとに、私は前向きであつたんです。折衝もやらさないで、訪米を阻止するというのはいかぬですよ。

平和のうちに交渉しようといえ、それ

はいかぬ、おまえやめろという。一体どうしたらいんですか。ほかに話のしかたがありますか。これは、いぶん乱暴な話だと思つて、伺いたいと思つてます。



——ここで北方領土にちょっと触れておきたいと思つてます。十一月、国民の期待どおりに沖縄が返ってくるということがまじりました。あつて、残るもう一つの領土問題に取り組まれる姿勢について、伺いたいと思つてます。

首相 私は、機会あるごとに、沖縄を口にする同時に、北方領土にも触れてきま

した。十月に出かけて、いよいよ一九七二年までに沖縄問題が解決するといふ見通しがつけば、その次の段階はいよいよ北方領土です。

ところが、沖縄の場合とおよそ違ふのが北方領土です。国後、択捉、歯舞、色丹は古来からの固有の領土であつた。そしてそこにいた日本人はみんな追つ払われ、いうことをきかない者は、抑留された。こういう状況で、沖縄の場合とはおよそ違つていふ。そして、いまでもソ連に対して領土権を主張すると、その問題はもう解決してゐるといふ、全然話のつてくれない。そればかりではない。領海の主張がソ連と日本との間で違ふ。日本は三海里説、向こうは七海里説をとつてゐるから、安全操業すらできないというのが現状です。それでも、何度も繰り返してこの問題を折衝してきた。池田総理時代から、またその前の岸総理時代から、ずいぶん手を焼いて苦労してゐる。けれども、ソ連側は、その問題は解決済みというだけで今日まで終始してきた。

最近ソ連は、一体どういふ気持ちなのか、私にもたびたびソ連を訪問してくれ

いう招請をしております。シベリア開発についても、日本の援助を求めたいといつてゐる。また外交筋では、愛知外務大臣の訪ソ、グロムイコ外相の来日も予定されてゐる。しかし、両者の間で交渉はしながらも、この領土問題については、あまり進展していません。

ソ連の大使からは、私に對する招待は、まあお誘ひしてゐるんですよ。そのときにいふもいふんですが、私が出かけた後、どうしても北方領土を解決したい。しかし、いまままでのような態度では、行つても意味がないように思う。だから、もう少し研究してください、といつてゐるんです。

日米安保条約と国民の総意

——日米安保条約は、来年六月に再検討期を迎えます。愛知外務大臣がこの間訪米されたときに、一応自動継続ということをアメリカ側に伝えられたけれども、これは政府の公式見解ではないといふことになっております。今後この条約の扱いについて、どういふふうにおやりになるんでしょうか。

首相 私は、いまままで、安保体制は日本の安全確保のために必要だから堅持すると

いうことを、何度も国会を通じて申し上げてきた。けれども、堅持する形についてはどういふふうにするか、まだきめておりません。愛知外相の考え方も、一つの行き方だつてお思ひますが、いよいよ最終的な決定をする段階に近づきつつあるんじゃないか、かように思ひます。

党内にもいろいろな議論のあることは、



左からニクソン米大統領と愛知外相、下田駐米大使

ご承知のとおりだ。安保条約のような大事な条約は、期限を明示して、その永続性を天下に声明すべきだといふものもあるし、いまの安保条約でも何もかも尽きてゐるから、これをいま改正する必要がある。また双方とも安保を廃棄しようという考えがないんだから、信頼でいいんじゃないかというふうな話もある。それからもう一つは、少し欲張つて、日本にもっと都合のいいような安保条約はないのか、という考え方もある。有事のときだけ日本にきて、日本を守つてくれるような方法はないだろうか。あるいはだんだん解消する。このようにいろいろの意見がまだ国内にあります。そういうところをみきわめて、国民の総意でものごとをきめるのがいい。中には廃棄すべしといふのがあつた。中には統計から見ると非常に少ないです。だから、存続させるという形において、どういふ形がコンセンサスになるか、国民の意見がどういふところで合致ができるか、そういうことを考えるべきじゃないかと思ひます。

——その点で何か国民の総意を問われるようなことをお考えになつてゐますか。

首相 これはいろいろ新聞社の世論調査

があるから、そういうものを参考にしますし、また世論調査が非常にきわどいところにかけている。それこそ思い切って解散をして、国民の総意を聞かなければならぬというときがあるかも知れない。

大学立法の効果と新構想大学

——大学立法は最後の成立の過程で、特に参議院では抜き打ち強行という形で成立しました。その大学運営臨時措置法は、大学の秩序を回復するためにつくられたものだと思ふんですけれども、それがあんな形でも成立したことで、ゲバルト学生や大学人に対して説得力をもつかどうか……。

首相 日本は二院制度であり、二院制度である限りにおいては、両院で審議が尽くされなければならぬ。これはそのとおりだと思ふ。衆議院だけで審議を長くやったら、それで十分だというわけではない。しかし、参議院であんなに延滞がとられたが、どこからも、あれは不法だ、不成立だ、無効だという議論は今まででないですね。皆さん方も、新聞の記事で、一応みんな成立だと思ふ。新聞の記事で、いまお尋ねは、これはやはり合法であり、適法な処置だけれども、不適当じゃないかというよう

な、抗議を含めてのおたずねではないかと思ふ。

それと、ああいうことを予想したんでしょね、特別な議事引き延ばしに対する救済のための規定があるんです。あれは記名投票が要求されていたら、ああいうことはできなかったらうといわれる。ドイツの憲法にも、そういう規定がある。議事引き延ばしのためのいろいろな行動を封じるためには、起立採決も合法だという規定がある。記名投票は必要ない。やはり、どこでも野党としては成立させないということのために、あらゆる妨害をする、全知をしぼって対抗するから、それに対して、こちら側もいろいろなくふうをするということでしょうね。

——この法律ができたときに、国立大学協会の長岡京大学長や、東大の加藤学長が、抗議声明を出しましたし、日本学術会議の江上会長、それから全国多数の大学の学長も反対の意向を示しております。適用を受ける大学そのものが反対している法律が効果をあげていくかどうか、お聞かせ願いたい。

首相 いま学長さん方は、政府が干渉することは困る、という意味で反対だといわ

れる。いわゆる学園の自治、学問の自由という立場から、だれにも容喙を許さないというお気持ち、たいへん尊いと思ふ。私も、好んでくちばしを入れるつもりはない。また、国家的権力を行使する考えは毛頭ありません。その点では同じですね。ただ、そうおっしゃるなら、大学本来のあり方を、どうして実現してくだらないか。大学というところは研究するところであり、勉強するところでしょう。そういうことをやらぬ学校というものの存在は、許されない。

だから、大学の学長さん方は、何とかして正常化したいというなら、その具体的なものを、ひとつ示してもらいたい。あの法律がけしからぬというなら、あんな法律の適用は受けないという状態をつくってごらんに入れます。国民の皆さん方にも安心して子弟をまかしていただきます。という状態を、なぜつくってくだらないのか。今度、文部省があの法律を公布すると、公布した十日あとに効力を発生する。そうすると、いろいろな問題が文部省と大学との間に起こってきます。そのための会議を開く、さらに学長会議を開く。いろいろの

話が出るだろうと思ふ。それこそ民主主義のルールで、お互いに話し合えばわかると思ふ。

そこで、私も、大学問題についてこれだけはぜひと思ふのは、学問の自由のために学園の自治というが、学問の自由をのりこえて行動に出ている状態は、すでに自治の範囲ではないということです。大学問題が教育問題である限りにおいては、いまの学問の自由、学園の自治を尊重するのにやぶさかではない。

しかしながら、これが政治問題になり、経済問題になると総合的な対策を立てない限り、これはうまくできない。たとえば、あんな施設で、あんな給与で勉強させるといふのは無理ではないか。あるいは七〇年問題だ、佐藤の訪米を阻止する、こんな経済・政治問題は教育問題とはいえないし、文部大臣の手には負えないことです。

——そこで、教育問題といふことに入りまして、自民党の文教制度調査会が、新大学をつくるという構想をおもちのようですが、来年度予算に盛り込んで具体化する準備は、お持ちですか。具体的にはどんな大学をおつくりになるのか、この大学の中に大学の自治があるかどうかにつ

いても……。

首相 いま、子弟を大学に送ることは、父兄にとつてたいへんな負担だと思ふ。国家もまたたいへんな負担をしている。平均すれば、学生一人について七十万円くらい、東京大学の場合は百二十万くらいになっていて、しょう。ところが、そういう大学において紛争がある。私大の場合には一人三万円で、国立、私立の段階でたいへんな相違がある。私は、ここに大学の根本的な問題があると思ふ。

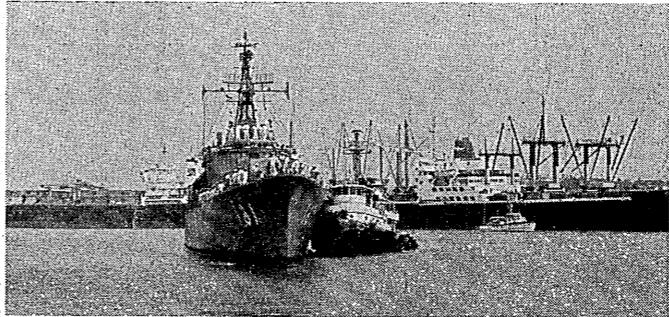
だから、この大学の事態にはほんとうに取り組まなければならぬ。いまのようなしくみで大学が動いて、四、五年かければよくなくなりますよ、というふうな大きなことをいって、済む状態じゃないです。紛争七十校のうち大半は国立大学で、しょう。そういうことを考えると、関心をもちざるを得ない。

そこで、いまの大学を直していただくことも必要だが、ひとつ手本になるような新しい構想のもとで、新しい大学をつくったかどうか。いまから十年たてば、学生は倍増して、いま百四十万といっているもの

が三百万になるだろう。ところが、学生の九五％はいわゆる学問だけをやるというんじやなくて、社会人になる前提としての大学教育を受ける。あとの五％は後継者をつくるような先生になる、あるいは非常に高度な学術の研究をやるといふわけです。だから、われわれが考えるべきものは、その九五％の学生大衆をどうして満足させればいいのかということだ。

ところが、いま一番困るのは、産学協同とはけしからぬ、という。これは一体どういふつもりなんですか。国家社会に奉仕するといふ考え方はないんですか。九五％の諸君は、いまの日本経済を支えている力です。大部分の者はレベル・アップに役立っている。そういうときに、産学協同に奉仕するとは何ごとだといふ、たいことをただいてみたら、はじまらないんじゃないか。だから、ここに一つ考え方があると思ふ。産学協同が気にならなければ、学産協同といつてもいい。

もう一つは、これは少し哲学的になるが、皆さん方とわれわれとの時代で、国家と個人についての考え方に相違がある。最近、個人の権利は主張するが、国家民族



■那覇港に寄港した海上自衛隊の護衛艦（11年10月）

に奉仕するという考えはない。国家民族こそ、個人の権利を尊重すべきで、個人の利益にそれらのものが働かなくてはならない。国家があるが、ここに問題があると思ふ。

国家が国民のめんどうを見るからこそ、公費、住宅、交通、過密、過疎などの問題とも取り組むのである。同時に、国家に対する国民の奉仕的な気持もなければならぬ。国家のために、われわれの権利が制限を受けるのはやむを得ない。道路をつくるためには土地取用にも協力するという気持ちにならなければ、民族の繁栄がなくなり、民族的な秩序が保たれるのではないか。

70年にかけての政治的

スケジュール

――最後に、今後の長期的な政局についてお伺いしたい。一応沖縄問題についての十一月訪米から帰られたあと、私たちの考えるところでは、臨時国会、あるいは内閣改造などがあって次の通常国会の召集ということになると思ふ。六九年から七〇年にかけて、どういった政治スケジュールを組んでおられるのでしょうか。

首相 問題の性質上、どうしても臨時国会

会は必ず野党の諸君から開催の要求が出ると思ふ。それが訪米前になるか、訪米後になるか、適当なときに必ず出ると思ふます。あるいは、訪米前にやれば訪米後もというふうな、二回になるかも知れない。いまの手続上からすれば、要求があれば、当然開かなければならない。非常に忙しい状態になってきます。幸い、内閣官房長官は緻密な人ですから、次まで考えてくれるんだが、どうも内閣改造とか解散とか、ちょっと穏やかでないようなことを聞かれるような気がする。

――安全保障のことですが、自動継続、自動延長といいますが、安保の取扱いを明らかにする時期が近づいたとおっしゃった。先ほど言われたように、国民の総意でできるということになれば、訪米前に解散になるんじゃないかと思ふんですが……。

首相 それは政府・党がきめることですね。アメリカへ行くせっかくの機会に、私の口から、安全保障体制は必要だ、それをどうするかということについての結論が出ないようでは困るから、それだけはやりたくない。いまの解散とは別に考えていただきたい。



牛場信彦

(外務省事務次官)

第七回日米合同委と沖縄問題

小谷 七月末に行なわれた第七回日米貿易経済合同委員会では、私の新聞を通じて受け取った感じですが、沖縄の返還問題は非常に前進したような感じを受けました。その経済委員会でアメリカの首脳部の方とお会いになったときの大きな印象から始めていただきます。

牛場 この日米委員会は主として経済問題をやるということで、沖縄の問題はこの委員会としての議題になつたわけじゃない。これは愛知外務大臣とロジャーズ國務長官との二者会談のときにきたこ



小谷秀二郎

(京都産業大学教授)

沖縄の返還交渉の見通しと問題点

とですから、委員会の直接の議題には入っていないわけです。委員会自体としては、要するに、向こうからいへば日本の貿易、資本の自由化に関する要求、もう一つは機軸について輸出自主規制をやってくれという話、これが非常に強く出てきていた。沖縄の問題については、いま非常に進展があったように言われましたが……。

小谷 そういう印象を新聞から受けたのですが……。

牛場 それはどではなかったと思うのです。これは、六月に愛知大臣が行かれて、ニクソン大統領、ロジャーズ國務長官と初めて会われて、そこで今後の交渉のスケジュールについて合意ができて、

その次の段階として今度ロジャーズ長官がこつちへ来たわけですが、その間、もちろん事務的に折衝がりましたが、先方の大使の着任もだいぶおくれたし、スナイダー公使が沖縄專管ということのようですが、彼も七月末やと着任したという状況ですが、結局六月の話をもう一べん確認したいということですが、それから、六月に日本側から一応基本的な考え方を示したわけですが、これに対してその後いろいろ質問が来りましたが、今度ロジャーズ長官が来て、そういう質問に対するわれわれの回答を踏まえた上で、アメリカ側の考え方を示したということはおつたわけですが、

ですから、その点で進展があつたといえはあつたわけですが、結局八月一ばい東京とワシントンの両方で一両方といつてもおそろく東京でやることも多くなるでしょうから、米大使館と外務省の間で事務的な話を詰めていって、九月に愛知大臣が国連総会に行かれますが、その前、たぶん十二日か十五日ごろにワシントンに行ってロジャーズ長官に会われるわけですが、そのときまでに基本的な問題についてはできるだけ合意をする。どうしても合意できない

ような問題については、両方の主張を明らかにしておこうということをお話したわけですが、

小谷 だが、私が非常に進展があつたという印象を受けたと申しましたのは、外務大臣が向こうへ行かれて打ち出された日本の外交方針が、今度もそっくりそのまま打ち出されて、向こう側が歩み寄つたという印象を受けたわけですが、というのは、アメリカ側では非常に強硬な意見が強いのだという印象も他面にあつたわけですが、話し合いの結果、何か明るいような見通しが出てきたという印象を新聞記事で感じたわけですが、

ただ、けさのニュース(八月四日)では、香港でロジャーズ國務長官が記者会見をして一九七二年という線はまだ合意に達しているというところではないのだと言っているようですが、そういう点で施政権の返還の時期はある程度詰められたのでしょうか。牛場 これは、一九七二年と日本側は言っています、それに対して、アメリカ側もできればそういうふうにしませうという程度のことではあるのです。いわゆる努力目標というか、そういう程度の合意——合

意という、おそろくアメリカ側はそんな合意はないと言ってしまうが、そうならばいいなという程度の意見の一致はあるのですがね。

極東情勢に働く米の戦争抑止力
小谷 そうなればいいなというアメリカ側の気持ちというのはどういふことなんでしょうか。日本側の意思に沿えればいいなということですか。それとも、七二年は返還のいいチャンスだということですか。牛場 それは返還のいいチャンスだと考えていると思います。七二年は次の大統領の選挙の年ですから、ニクソン大統領としては、いまのレジーム、つまり四年の任期のうちで返還を実現した方が、次の大統領選挙後まで持ち越すよりは都合がよいと考

えてでしょう。日本のほうは、もちろん早ければ早いほどいいのですが、しかし、返還協定をつくるということになれば相当時間がかかる、国会に通さなければならぬということになると、七二年が日本のいまの仕組みからいって一番早い時期になる。だから、それがお互いに都合がいいだろうというところは、大体合意があると言つて

もいんじやないですか。ただもちろん、特にアメリカのほうからいえば、条件の問題について満足できる合意がなければならぬということ、楽観的に報道されていることは確かにはありますが、あれは必ずしも非実在に即していない面もあります。

小谷 その場合に、具体的な問題に入る前に前提になるのは、沖縄が果たしてきた軍事的な役割と関連する極東の軍事情勢、政治情勢について、はたしてアメリカ側と日本側とに一致した見通しがあつたのかどうか。私も沖縄基地問題研究会のメンバーとして、二月の末に京都会議をやつた際に、たとえは朝鮮半島の情勢に対するアメリカ側の判断と、われわれ民間人の判断との間に、非常に大きな食い違いがあることをわれわれは感じた。政府閣下士の情勢判断では、はたして食い違いがあつたのか、あるいは一致した見解が出てきたのかということも、まずお聞きしたいわけです。牛場 いま言われた朝鮮半島の問題は、いま北鮮がいろいろ激しさを言っています、攻撃的な軍備もやっております。事実ですが、すぐ全面的な戦争を韓国にしかけてくるようなことはないだろうという

ことについては、日米の間で意見の相違はないわけですが、

ただ、そこで問題があるとなれば、そういう激しいことを言ひ、かつ軍備をやっているながら、なおかつ戦争をしかけてこない、その理由は一体何かという点で、これは全くアメリカの抑止力があるからだと、うのがアメリカの見解だと思ふ。したがって、その抑止力は、こういうふうにあつた状況が統制している間はゆるめてはいけな

いのだ。ゆるめることは向こう側に対して、アメリカの意圖について間違つた解釈をするきっかけを与えることになつて、間違つた解釈をする、この前の朝鮮戦争のようになつて起ころぬとも限らない。その点をアメリカとしては非常に重視しているというところが、なかなかわかりにくい点だろふと思ふのですがね。小谷 アメリカの情勢判断のきびきびさがどこまであるかわかりませんがアメリカの抑止力が存在している限りにおいては、戦争にまで拡大しないという考え方は、日本政府としても持っているわけでしょうね。牛場 それはもちろん持つております。ただその場合に、具体的にいえば、沖縄の

基地を幾分でも弱めることが、直接的にアメリカの抑止力全体が弱まったという感じを与えやしないかという点は、特にアメリカの軍の方面に懸念があるのではないかと思います。

安保条約の適正な適用を

小谷 これは沖縄返還問題で一つの重要な点になると思ふのですが、たとえば、われわれの属してある基地問題研究会が出した案の中では、いわゆる核抜きということばを使わないで、日米安全保障条約を適用するという考え方で一貫して意見を打ち出したわけですが、そういう考え方はどうですか。具体的には、交渉の段階ではそういう方針で行つていращるわけですか。牛場 まさにそうなんです。これは愛知大臣が六月にアメリカに行かれたときに、

一番強く言われたことで、沖縄返還ということ、日本の憲法、法律、条約すべてがそのまま沖縄に適用されることになつて、なんでも、それにプラス・アルファして、安保条約自体を改定せざるを得ないような約束をするということは絶対避けたいのだと言われまして、この点は、アメリカ側としても、

日本の事情を非常によく理解はしていると思えます。

小谷 そこで、安全保障条約が適用されて、本土と沖縄が一体になるのだというところから、沖縄の軍事的な価値が低下するのではないかとアメリカの軍部側の心配に対して、いや決してそうではないのだという説明というが、反論は政府側からお出しになっていらっしゃるのですか。

牛場 いままでの安保条約をめぐる国会論争その他を通じて、安保条約が必要以上に制限的に解釈されている面も実はあったわけです。したがって、愛知大臣がよく言われるけれども、安保条約の適正なる運用をはかれば、沖縄に安保条約を適用して、決して沖縄の抑止力は低下することにはならないのではないかと、私どももよく言っております。

沖縄が日本に返ってくることによって、政治的にもそこに有利な条件も生じてくるわけですから、全体として見れば、安保条約を沖縄に適用することによって、日本の防衛上あるいは極東の安全の保持の上にも都合な状況は起こらぬだろう、基本的にはそういう態度で行っているわけです。

小谷 そういう意味で、われわれも安全保障条約の適用ということを使ったのです、中身として国民が受け取る感じとしてはいま、いままわれわれがアメリカに言っていることは、大体それだということかと思えます。

牛場 いまわれわれがアメリカに言っていることは、大体それだということかと思えます。

小谷 核抜きということですが、交渉の過程で私たちがいろいろお聞きするのはマイナスになるかもしれませんが、どういうお見通しですか。

小谷 その場合には、沖縄の果たしてきた軍事的な役割が拡大されるという意味もあるのです。つまり、日本本土と沖縄が合体する。そして日米安全保障条約が適用される。しかも適正な適用が行なわれるということになれば、沖縄の本土化というか、あるいは本土の沖縄化というか、そういう感じになる面も、ある場合においてはあるということですか。

牛場 これは、スローガンのように、是非常におかしな印象を与えるおそれもあるのですが、事前協議では、常にノーと言おうのだ。少なくとも核の持ち込みと有事の際の戦闘作戦行動のための発進については、常にノーと言おうのだという感じが、いままであったわけですね。これは日本の持っている拒否権であって、常にノーと言おうのだということでは、これはほんとうの意味の適正な運用とはいえないと思う。ことに、日本自体の国力もいまは昔と比べれば、ずいぶん落ちてきていますから、そういう点も考えて、当然日本の自主的な判断でイエスもあり、ノーもあるということにしなければいかぬと思うのです。

かががらばることによって起こる政治的なマイナスは、バランスシートをとってみれば、はつきりしているのではないかと、このとを、結局言わざるを得ないと思うのです。もちろんそういう高度の政治的な判断という問題は、まだ先のことであって、いまはもっと入り口のほうで、これからのいろいろ作業しなければならぬと思えます。

小谷 ただ、事前協議あるいは安全保障条約の適正なる適用という原則からいえば、沖縄にしても本土にしても、核兵器が必要なんだという情勢判断に日本政府も立ち、アメリカもそうなんだという意見の合意があれば、事前協議の対象になるわけですから、その結果、核兵器が持ち込まれることは理論的にいえば考えられる。その意味では絶対的に入れられないということにはならないわけですね。

牛場 それはそのとおりです。ですから、核の問題は事前協議だということにとめておくべきなんです。ぼくはそう思

か何とかいう問題は、私はそういうスローガンのことよりも、やや高度の政治的な意味でいえば、確かに本土と沖縄を差別しないことによって、そこに生まれてくる日本としての政治力というものは、沖縄がアメリカの施政下にあつて、常に返してくれ返してくれと言っているときに比べれば、日米関係の上からいっても強いものになることは、当然期待できるのではないかと、思うのです。

核問題は事前協議にすべきだ

小谷 一応、日米安全保障条約の適用という形でわれわれ考えるわけですが、一般国民は、いままでいわゆる核抜き本土並みという表現で言いらわされてきたものから、国民の受ける感じとしては、日米安全保障条約の適正なる適用ということになれば、いわゆる核抜き本土並みと考えるだろうと思っております。これで考え方を立てようと思っております。

牛場 核抜き本土並みということは一つのスローガンで、とりよるようには非常に間違つた印象を与えかねないと思うのですが……

だから、核の問題は事前協議だということ、あとはお互いの信頼感の問題だということで行くべきだというのが、本筋の議論だと思えます。これはあなたの言われたとおりだと思います。

小谷 くだいようですが、かりに具体的に核抜きという交渉をなさるときには、日本政府として知っている限りの個々の核兵器、たとえばF-105に積むと思われる戦術核をどうするとか、核をどうするのですか。

れの知識ではなかなか切れない問題です。

それから、ナイキなんかの問題で、攻撃用とか防御用という問題も出てくる可能性があるでしょう。これはそういう準備をしなければいかぬと思いますが、そういう専門的、軍事的な話にはあまり深入りしにくいのではないかと考えております。

小谷 どういうことは、アメリカ側がこれまで一度も沖縄に核があるということも言わなかったし、ないということも言わなかったというところが前提だからですか。

牛場 ほんとうにあるかないかということとを、アメリカが日本に言えるかどうか、おそらく向こうの国内法制上そういうことは言えないでしょう。そういうことになれば、具体的な問題については、たとえばNATOの諸国間でやっているような話し合いはなかなかできないのではないですか。

小谷 そうすると、なかなかむずかしい問題でもあるわけですね。

牛場 むずかしいですよ。外側ばかりぐるぐる回っていますからね。

小谷 ぎりぎりの問題になってまいりますと、戦闘作戦行動という問題、発進基地

としての役割という問題に關連してくるわけですが、そういう問題については現在のどの程度まで進行しているのですか。

牛場 これは、やはり事前協議というところでとめるべきだというのが基本的な考え方だと思っております。そしてイェスと言ふ場合もあるし、ノーと言ふ場合もあるのだ、これは国会でも総理も愛知大臣も言っておられることです。

返還の時点までにベトナム戦争の終結を望む

小谷 その場合に關係が出てくるのは、極東の範囲という問題ですね。たとえば沖縄が返還されたあとで、ベトナムが悪化した場合の作戦行動範囲はどうなんでしょう。

牛場 極東の範囲を広げるといふことは、日本としてはどうしていきなれないと思えます。アメリカのほうも、いまの安保条約ができてからあと、日米間の話し合いにおいても、日本の言っている極東の範囲はそれでけっこうだということ、少なくとも黙示的には言っているわけですから、これを広げるとはとんでもないと思いま

す。

ただ、いま言われたとおりベトナムはなかなか特殊な問題で、アメリカの戦争遂行上非常に重要な役割を果たしている基地を返せというわけですから、これは向こうの事情も考えてやらなければいけないと思うのです。また、そういうことを全然度外視したのでは、この話はなかなかむずかしいのではないかと考えます。

ただ、われわれが非常に希望すること、とにかく七二年ということですから、それまでには当然ベトナム戦争も、少なくとも戦闘のほうは大体終わっているのではないかと。もちろん補給基地としては当然何も制約がないわけですが、具体的にあそこから飛行機が飛んでいって爆撃しなければならぬという状況は終わっているのではないかと。これを、非常に期待しているわけですね。

小谷 事前協議の中で核の問題、発進基地の問題はわかるのですが、沖縄の場合は訓練基地という性格も備え、特にいままでの経過から見ると、朝鮮半島と直結しているという面もあるので、たとえば陸上師団の場合、一個師団以上の軍隊の移動、こうい

牛場 形式は奄美大島や小笠原のときと、あまり変わらないと思えます。協定のほかに交換公文が必要となるかどうか、それはその段階にならなければわからないのですが、日本では国会に出して承認を得ることになります。先方では、奄美大島のときも小笠原のときも、上院の正式の承認は必要ないということであるわけですね。だから、沖縄もそうだろうとわれわれは思っておりますが、これは奄美大島や小笠原に比べれば大それた問題です。最近では、アメリカの上院で行政府が対外問題を上院と相談なしにやり過ぎるといふ空気が強いようですし、選挙もからまってくるというので、向こうは絶対に上院の承認を必要としないのだと言っていることは、ちょっとできないかもしねえ。上院にかけるといふことになれば、相当むずかしい問題になり得る可能性は持っております。ただ、かたなくたって当然向こうの上院では論議されますから、そう実質的な違いはないと思えますが……。

総理訪米に伴う交渉の焦点

小谷 一応概略的に伺いましたわけですが、

牛場 形式は奄美大島や小笠原のときと、あまり変わらないと思えます。協定のほかに交換公文が必要となるかどうか、それはその段階にならなければわからないのですが、日本では国会に出して承認を得ることになります。先方では、奄美大島のときも小笠原のときも、上院の正式の承認は必要ないということであるわけですね。だから、沖縄もそうだろうとわれわれは思っておりますが、これは奄美大島や小笠原に比べれば大それた問題です。最近では、アメリカの上院で行政府が対外問題を上院と相談なしにやり過ぎるといふ空気が強いようですし、選挙もからまってくるというので、向こうは絶対に上院の承認を必要としないのだと言っていることは、ちょっとできないかもしねえ。上院にかけるといふことになれば、相当むずかしい問題になり得る可能性は持っております。ただ、かたなくたって当然向こうの上院では論議されますから、そう実質的な違いはないと思えますが……。

総理訪米に伴う交渉の焦点

小谷 一応概略的に伺いましたわけですが、

う問題はどうかでしようか。

牛場 その問題については、本土の基地についても、いままでだってイェスも、ノーもあるという態度ですと来ておりますし、沖縄についても同じことだと思えます。この問題については、特にいままで話が出たこともないのですが、そうむずかしい問題ではないと思えます。

小谷 いままで事前協議は一度も行なわれなかったわけですね。しかし、今度沖縄が返還されて、そういうケースが出てくると、本格的に事前協議が行なわれる可能性が出てくることも考えられますね。

牛場 それはありますね。その場合に、イェスと言ふことも当然あり得るという点ではないかと思えます。

小谷 さしあたって、そういう兵員の移動が、わりに事前協議の対象として出てくるのではないかと思えます。

牛場 そうですね。あそこは海兵隊の基地にしていますからね。

小谷 今度は具体的な問題になるのですが、七二年という目標のもとに交渉が進められて、おそらく総理の訪米ということ、具体的な結果がつくのだらうと思っております。

牛場 そうですね。あそこは海兵隊の基地にしていますからね。

小谷 今度は具体的な問題になるのですが、七二年という目標のもとに交渉が進められて、おそらく総理の訪米ということ、具体的な結果がつくのだらうと思っております。

牛場 形式は奄美大島や小笠原のときと、あまり変わらないと思えます。協定のほかに交換公文が必要となるかどうか、それはその段階にならなければわからないのですが、日本では国会に出して承認を得ることになります。先方では、奄美大島のときも小笠原のときも、上院の正式の承認は必要ないということであるわけですね。だから、沖縄もそうだろうとわれわれは思っておりますが、これは奄美大島や小笠原に比べれば大それた問題です。最近では、アメリカの上院で行政府が対外問題を上院と相談なしにやり過ぎるといふ空気が強いようですし、選挙もからまってくるというので、向こうは絶対に上院の承認を必要としないのだと言っていることは、ちょっとできないかもしねえ。上院にかけるといふことになれば、相当むずかしい問題になり得る可能性は持っております。ただ、かたなくたって当然向こうの上院では論議されますから、そう実質的な違いはないと思えますが……。

総理訪米に伴う交渉の焦点

小谷 一応概略的に伺いましたわけですが、

牛場 形式は奄美大島や小笠原のときと、あまり変わらないと思えます。協定のほかに交換公文が必要となるかどうか、それはその段階にならなければわからないのですが、日本では国会に出して承認を得ることになります。先方では、奄美大島のときも小笠原のときも、上院の正式の承認は必要ないということであるわけですね。だから、沖縄もそうだろうとわれわれは思っておりますが、これは奄美大島や小笠原に比べれば大それた問題です。最近では、アメリカの上院で行政府が対外問題を上院と相談なしにやり過ぎるといふ空気が強いようですし、選挙もからまってくるというので、向こうは絶対に上院の承認を必要としないのだと言っていることは、ちょっとできないかもしねえ。上院にかけるといふことになれば、相当むずかしい問題になり得る可能性は持っております。ただ、かたなくたって当然向こうの上院では論議されますから、そう実質的な違いはないと思えますが……。

総理訪米に伴う交渉の焦点

小谷 一応概略的に伺いましたわけですが、

が、九月の外務大臣の訪米、十一月の総理の訪米という二つの大きな行き来がこれらあるわけですし、またスナイダー氏もこちらに着任したというので、これから返還交渉が具体的に進行されていくわけですね。いままでもいろいろな問題がたくさん出てきたと思うのですが、これから出てくる問題、あるいは何よりもまずこれが解決されなければ具体的な返還協定に達しないのだという問題はありますか。

牛場 これはやはり返還後の基地の態様でしょうね。これがやはり一番問題でしようね。それからもう一つ、アメリカの言う財政問題がある。これはなかなかやっかいなんです。実際はまだ話し合いは始まっていない。なぜかという、アメリカ側がまずデータを出してくることになっている。今月中に出してくるか、来月になるか、相当おくれると思いますが……。したがって、交渉はまだ始まっていないのですが、これについても十一月に総理が行かれるときまでに、少なくとも基本的なある程度の了解ができていくことが必要だと思えます。これから相当忙しくなると思えます。あと、返還後の沖縄防衛に関する日本の

寄与ですね。これは日本が守らなければならぬのですから、どういふことを日本がやるのだという点について、もう少しはっきりする必要があるのではないかと思います。

小谷 これからの交渉の過程で特に心配されるのは、朝鮮半島の緊張がどこまでいくだろうかという問題が、一番大きな問題だろうと思うのですが……。

牛場 朝鮮半島の問題は、ある程度長く続く問題ですから、わりあい話がしやすいですが、ベトナムはもっとむずかしいですね。これはいつ終わるかかわらないし、あの問題をどういふふう処理するかということは……。

小谷 ということは、現在毎日沖縄とベトナムとの軍事的な関係があるからということですか。

牛場 そうですね。つまり、あそこから直接作戦行動をやっているというところは、アメリカははっきり言いませんが、だれでも知っていることです。これが一体、返ってくるまでとはともかく、七二年に返ってきたあとまで必要になるかどうかという点が相当むずかしい問題ですね。

小谷 ただ、七二年までに、ベトナムの戦場がおさまらなかつた場合に、返還後の基地についてベトナムに關する限りは、いままでのような自由使用があり得るのだという可能性はあるでしょうか。

牛場 これは非常にむずかしい問題ですが、アメリカにとっては切実な問題だということでは、われわれはよく理解して、いなければいけないと思えますね。

小谷 その辺のところは一つの大きな問題でしようね。

牛場 そういう問題について基本的な了解をできるだけ多くつけて、最後のどうしても残った問題は、総理が行かれるときにニクソン大統領と話していただいで、そこで決着をつけることですが、問題の性質からいって、交渉の過程でこの問題はもう片づいたからいい、その次にはこれを片づけたらいい、こういうことにはならない。全部が関連していきながら、最後に総理と大統領の話し合いで全部まとめることになる。そこまでは何もきまらない。私は当然そうなると思うのですよ。こういう種類の問題ですからね。

だから、日本のジャイナリズムに何がき

まったんだ、何がきまらないのだと問われても、なかなか答えがでないという状況が、これから十一月までずっと続くと思う。これは国民の皆さんにもわかっていただかないと、交渉の過程でいろいろな関連した話の流れると、交渉の経過に非常に影響しますね。

アメリカの世論も、いままではこの問題についてそれほど敏感ではないのですが、だんだん敏感になってくる。しかも、いままでは知日派の議論が多かったが、これからはそうではなくて、いわゆるアメリカ第一主義者というか、タカ派というか、そういう連中の声が大きくなってきますから、よほど日本の報道関係者にも自制してもらふ必要があると思つて、われわれもちょっとゆるゆるいふことを話しているのです。

返還後の日本の役割

小谷 いままでも何ったのは、主としてこちら側からアメリカ側に対して、期日の点とか基地の態様その他について要求する面が多かったと思うのですが、逆に返還後の日本の役割という面で、アメリカ側も、一体日本はどこまでその役割を演じてくれる

かというのを絶えず気にしていると思うのですが、これまでの交渉の経過で、具体的にそのいふ問題をどうしてこれとか、あとしてこれというものはあつたのですか。牛場 これはいままでもあまりなかつたのです。ジョンソン大統領のときには、佐藤総理が行かれたとき、インドネシアの問題なんか向こうから非常に強く要求がありましたね。しかし、六月の愛知訪米のとき、その日米合同委員会のとき、日本の自由化の問題については強く言うけれども、アジアに対する経済協力とか、そういうことは、むしろ日本側から大いにやるのだと言つたからでもあります。特に具体的な強い要求は出ていません。しかし、基本的にはそういう問題は、アメリカがしよつちゅう考えていることはよくわかる。

ニクソンさんの考え方からいっても、今度のアジア旅行を見ても、二年くらい前になりましたか、『フォーリン・アフェアーズ』に書いた論文を見ても、アメリカのアジアに対するオーバークミットメントを減らしていかなければならない。もちろん既存の約束は守るが、それ以上に深入りしないよ

うにしなければならぬ。特に兵力を使うようなことは最小限度にとめなければならぬ。これはしよつちゅう考えていると思う。それからいって、アメリカもアジアをほうっておくわけにはいかない。これについては、アジアの諸国が自分で自分を守る、特に集団安全保障機構をつくっていくことについて、アメリカは非常に興味を持っている。そういうものができて、アジアは自分で守るのだという体制が整つて、初めてアメリカのアジアに対する寄与も生きてくるのだとわれわれも察しております。

ただ、それが軍事的な色彩を持った集団機構になることを、アメリカは相当期待をかけていたかもしれませんが、実情がわかつてくるにつれて、そういうものはとても無理なんだというところは、最近のニクソン大統領の言動なんかを見ても、相当わかつてきたのではないかとと思う。それだからこそ、軍事的なものではないということになれば、ますます日本に対する期待も強くなつてきているということが実際の心の中ではないですか。

小谷 確かに日本の寄与の程度あるいは寄与の質は、非軍事的なものに重点がかか

るのは当然だろうと思ひますが、しかし、沖縄が返還された段階では、日本の防衛範囲も当然広がることだし、また事前協議の問題を前提に置いて考えたりする場合に、日本独自の判断がやはり一つの大きな前提になってくるので、日本側の政治・軍事の情勢判断が非常に大きなウエイトを占めてくることになりまね。単に経済的な面だけの寄与ではなく、政治的な情勢判断が確立できるような、あるいは政治的な寄与ができるような日本でない、具体的には、事前協議をする場合においても、一方的にアメリカ側の情勢判断についていくということであってはならないはず。そういうふうな考えでいくと、沖縄の返還を契機として、日本側、あるいは日本人のものが考え方が積極的にならないと、実際には寄与にならないのではないかと感じます。

たとえば、日本の防衛一つとっても、いまの自衛隊と米軍との間のコーディネーションなんか、一体あるべき緊急事態を想定したような話がどこまでできているのか、われわれ若干不安に思っているのですが、これら日本も自衛力をふやしていかなければならない。これは、沖縄も返ってくることで、当然のことです。しかし、ふやした自衛力が、ほんとうに日本の防衛上役に立つのだという確信を国民に持たせなければいけないと思う。そのためには、一國だけではどうにもならぬということで、米の安保条約もできているわけですから、日本防衛のためのアメリカ軍との協力、共同作戦という問題についても、もっと突っ込んだ話し合いが堂々とあからさまに行なわれるようにならないといけない。

はつきりしていくことは非常に必要だと思っております。

日米共同の課題として考え
解決を求める

小谷 これから具体的な返還交渉が行なわれるわけですが、非常に大きな壁にぶつかったときに、俗なことばでいえば、取引の材料が今度の沖縄返還問題の場合にあるのかないのか。たとえば核防条約が取引の材料になり得るかどうか。あるいは、財政の問題で、アメリカが投資した金をどうするとかいうことが、取引の材料になるかどうか。その辺のところはどうですか。

くるとは間違いないと思ひます。

小谷 具体的にこの段階に入るまでの間に、沖縄の返還問題をめぐって日本国民の間に非常に大きなギャップがあった。たとえば奪還するという態度、これは私は全く間違った考え方だと思ひますが、こういう考え方が革新系の連中なり学生の中にも相当あって、これが一つの流れをなしております。また、この流れに同調するように、沖縄側でもこういう立場についていく人も相当いるようです。

ができるか、それから、どうして日本の周辺の安全についても、差しつかえないようなアレンジメントができるかを共同の課題として考えるべき問題です。

決して対立関係を通じて解決を求めるということではないと思ひます。

事実、平和条約の三条を見たって、沖縄を日本に返せとはどこにも書いてない。それにもかかわらず、戦争で負けた領土を平和のうちに取り返すというところは、世界の歴史にもあまり例がない非常に大きな仕事で、その交渉に臨むアメリカの態度は、私は十分アプリーエートすべきだと思ひます。

効果が出てくることは当然考えられるわけでも、ぜひその点は日本の方にも沖縄の方にもわかっていただきたい。騒ぎ立てて世間の注目を引かなければならない事態は過ぎたのです。

これから先は静かな外交で、われわれのやることを大いに見守っていただいて、もちろん批判も、ご注文もあるでしょう。これは私たちが十分考えますが、これは外務省のやるべきことで、われわれ死力を尽くしてやるつもりですから、できるだけ静かにしていただきたいと思ひます。

大学の運営に関する臨時措置法について

大学の運営に関する臨時措置法は、五月二十四日、政府提案として国会に提出され、八月三日可決成立した。

1 この法律のあらまし

この法律は、本則十四カ条と附則六項から成り立ち、あらまきは次のとおりである。

(1) 目的および定義

ア この法律は、大学の使命および最近の大学問題の状況にかんがみ、教育および研究の正常な実施をはかるため、紛争が生じている大学の自主的な取捨努力をたすけることを主眼として大学の運営に関し緊急に講ずべき措置を定めている（第一條）。

イ この法律で「大学紛争」というのは、大学の管理に属する施設の占拠または封鎖、授業放棄等、学生（これに準ずる研究生等を含む）による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻

害されている状態をさしている（第二條）。

(2) 学長等の責務

ア 大学の学長はじめ教職員は、大学の正常な運営とその運営の改善に平素から意を用い、大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかに必要な取捨をはかるように努めなければならない（第三條第一項）。

イ 大学紛争が生じている大学の学長は、大学の最高責任者として指導性を發揮し、取捨に関する方針および措置を決定して、その推進に努めなければならない。この場合、施設、設備等の管理保全を適切に行なう（第三條第二項）。

ウ 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、適切な方法をもって学生の希望、意見等を聞き、紛争の取捨および大学運営の改善上、学生の意思の反映に努めなければならない（第三條第三項）。

(3) 大学紛争の生じている国立大学につ

いての措置

ア 国立大学の学長は、大学紛争が生じたときは、ただちに文部大臣にその状況を報告しなければならない（第四條第一項）。

イ 文部大臣は、紛争国立大学の学長に對し、臨時大学問題審議会に於て必要な勧告をすることができる（第五條）。

ウ 紛争国立大学の学長は、評議会にはかり、副学長その他の学長補佐機関、大学紛争の取捨および大学運営の改善についての審議機関または特別の管理執行機関を設けることができる。さらに、学長、学部長、協議会、評議会および教授会等の職務権限の一部を学長に集中すること、またはこれらの職務権限の一部を前記新設の機関に行なわせること等の仕組みが認められている。この場合、一定の機関の設置および職務権限の一部の移譲措置については文部大臣に協議しなければならない（第六條第一

項、第三項）。また、大学紛争の取捨および大学運営の改善について意見聴取や協議を行なうため学外学識経験者および学生を加えた会議を設けることができる（第六條第二項、第四項）。

エ 紛争国立大学の学長は、学部等の教育および研究に関する機能を、六月以内の期間、休止することができる。さらに、やむをえない事情があるときには、これを三月以内の期間延長することも可能である（第七條第一項）。

オ 大学紛争が生じた後、九月以上を経過してもなお取捨の困難なときは、文部大臣は、学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、該当の学部等における教育および研究に関する機能を休止することができる。また、その解除は、学長の意見をきいて行なわれる（第七條第二項、第三項）。

カ オの文部大臣による措置により教育および研究に関する機能が停止している学部等については、その停止期間中、次に示るものとされている（第八條）。

(一) 職員は、大学紛争処理業務、日常管理業務に従事する者を除き、休職に

され、その休職者の給与は、通常の場合の百分の七十以内とする。

(イ) 教員の欠員の補充は行なわれない。

(ウ) 学生については、その期間は在学期間に入算せず、また、日本育英会の学資の貸与は行なわれない。

(エ) 停止期間中の授業料は免除する。

キ オの文部大臣による停止措置が行なわれた後、三月以上の期間を経過してもなお紛争が取捨せず、該当の学部等の設置の目的を達成できないと認められるに至ったときには、国立学校設置法を改正するための措置等が講ぜられなければならないこととなる。文部大臣が、所要の措置を講じようとするときは、学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経ることが必要である（第九條）。

ク 紛争国立大学の学長は、学部等の間の大学運営上の争いで大学紛争の取捨に於て重大な支障となっているものについて、文部大臣にあつては申請することができる（第十條第一項）。

ケ 紛争国立大学の学長は、入学者選抜または学生の卒業に関し、文部大臣に協議しなければならない（第十一條）。

イ 臨時大学問題審議会は、(3)のイの勅

告、オの教育および研究に関する機能の停止措置、キの国立学校設置法改正のための措置等（公立大学または私立大学に準用される場合を含む）がとられた場合に、その公正を期するため、あらかじめこれらの措置について審議するはか、前記のあつせんを行なう。あつせんは、この審議会の委員または特別委員のうちから指名されるあつせん員によって行なわれる（第十三条第一項、第十條第三項）。

(6) 附則

ア この法律案は、公布の日から起算して十日を経過した日（昭和四年八月一七日）から施行され施行の日から五年以内に廃止するものとされている（附則第一項、第五項）

イ この法律の施行前に生じ、引き続き継続している紛争は、この法律の施行の日に生じたものとみなされる。しかし、施行日にすでに六月以上を経過しているものは、該当の学部等について大学紛争が生じた後五月を経過したものとみなして、文部大臣（公立または私立の大学にあっては、その設置者）による停止措置に関する規定が適用される（附則第二項）。

（注）「大学の運営に関する臨時措置法の任組

ミ（を参照）

2 この法律の立法の背景

大学の内外にわたる最近の暴力的な異常事態に対して、文部省は、現行法のわく内で指導助言をもってこれに対処し、大学における学長はじめ教職員の努力と学生一般の奮起による收拾に期待をかけて今日に至った。

一方、昨年十一月、事態激化の情勢にかんがみ、「当面する大学教育の課題に対応するための方策」について中央教育審議会に諮問し、四月三十日その答申を得た。この答申を受けて、その趣旨をいかに具体化するかを検討したうえ、文部省としては、行政指導のみによつては処理し得ない点あるいは効果を期待できない点について、立法上の措置を講ずることとした。この場合、中心的課題となつたのは、答申第五「当面する大学紛争の終結に関する大学と政府の責任」の趣旨の具体化である。これらのことは、五月六日付けで文部省が公表した「中央教育審議会の『答申』に伴う所要措置」という文書に示されている。すなわち、同文書で、答申の趣旨に即して行

政指導を行なうとともに、「行政措置によつては処理し得ない点については、次のような立法措置を考慮している。

1. 答申の趣旨に即して、大学紛争の終結に関する立法措置の検討をすみやかに進行。

2. 立法は、大学の自主的な紛争收拾を可能ならしめる諸措置を中心において、最小限度の所要措置を定めることとし、五年程度の限用法とする。」

もちろん、かかる立法措置だけで当面する大学紛争が根本的に解決されたり、完全に收拾されると考えているわけではない。すでに述べたように、立法措置とあいまつて、紛争が生じている大学に対してのみならず、いつ大学紛争が生ずるともされない今日、現在は紛争が生じていない大学に対しても適切な行政指導を行ない、大学側の自主的努力をいっそう効果的なものとするようにし、政府と大学が一体となり、全力をあげて事態に取り組み必要があると考へている。さらには、今次の答申の答申の中でも述べているとおり、基本的・長期

的な観点から大学のあり方をしゅうぶん検討すべきであり、その抜本的な改革なくしては、大学紛争の根本的な解決には至らないと思ふ。

しかし、大学紛争の現況は、依然として憂慮すべき事態を続けており、抜本的な大学改革の課題の検討を行なうとしても、今日の事態をそのままにしておくわけにはいかない。この現実には大学の自主的な努力にもかかわらず、その努力を制度的に助長するための立法措置を必要ならしめている。

（注）表紙の「この法律の内容と中教審答申との対比」を参照）

3 この法律のねらい

長期的かつ過激な大学紛争のよつてきたる背景には、現代社会に根ざす、政治的・経済的および社会的な要因が複雑にからみあつていていると思われる。しかし、ことが大学において生じているかぎり、教育上の問題として、まず大学が真剣に取り組まなければならないところであり、大学関係者の懸命の努力が傾けられている。それにもかかわらず、依然として大学の施設の占拠や封鎖、授業放棄等が続き、新入学生が夢み

た大学の授業も始められず自宅待機を余儀なくされたり、すでに卒業すべきはずの在学生が、まだ卒業できずにいる大学もある実情である。とりわけ、その存立の財政的基盤を国民に置く国立大学において、かかる事実が顕著にみられることは、はなはだもって遺憾なところである。

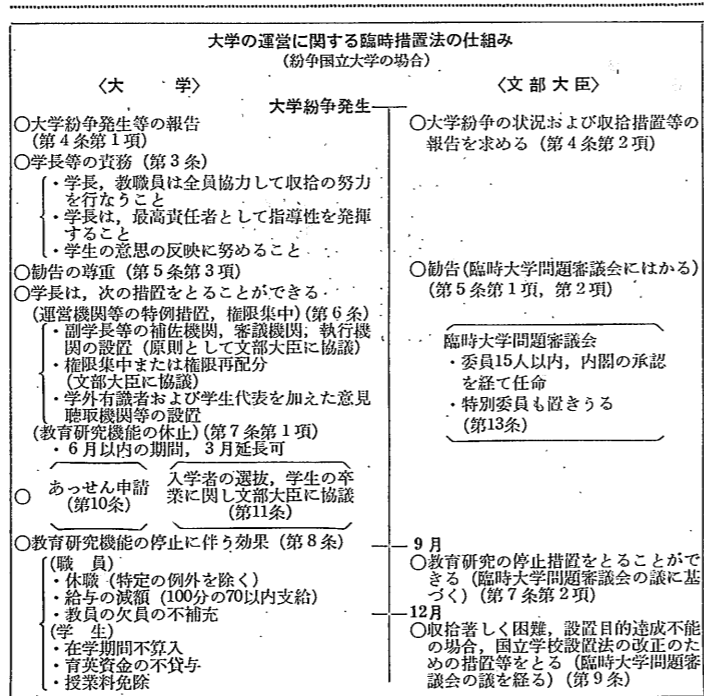
理性の府である大学にふさわしい静穏な環境の中で、大学教育と学問研究が実り豊かに行なわれることを期待して、社会は大学における学問の自由を尊重し、大学の自治を認め、きたところであり、一方、大学人みずからもまた、学問の自由を守り、大学自治の慣行を樹立し、維持するために、過去から現在に至るまで努力を続けてきた。

さればこそ、大学自治の真価を發揮して教育および研究を正常活動に行なうことは大学の使命である。また、学校制度の一翼をになつて、年々正規に卒業生を社会に送り出すとともに、新入学生を受け入れて、これに大学としての教育および研究の場を与えることは、大学に課せられた社会的責務である。しかるに、今日の大学紛争ないし大学の状況は憂慮にたえないところであ

り、国民は、大学のあり方、大学自治の内容をきびしく問うている。

この時期に、まさにかかる深刻な時期であるからこそ、大学が閉鎖的な自治の考へにとらわれることなく、また従来の大学としての意思決定およびその執行の方式の慣行、権性にこだわらずに、今日の難局を切り開いていく姿勢が望まれる。一方、国としては、大学の自治と自主性を尊重する立場にたつて、大学との間の信頼協同関係のうえに、大学の紛争收拾および大学運営の改善を運用上も制度上も行ないやすくし、大学の自主的な努力をたすける手だてをすることが、その責務であると考へる。

この法律は、「大学紛争が生じている大学によるその自主的な收拾のための努力をたすけることを主眼」（第一条）とするものであつて、国家権力をもつて学問の自由や大学の自治を侵したり、奪つたりするがごとき意図をもつて行なうものではない。大学自体が大学紛争の收拾および大学運営の改善のために活用しうる仕組みをいくつかがそるえて、その自主的な努力をたすけることを主眼としているものである。抽象的・観念的な考へ方を離れて、現実に即してこの



○(3) 教育および研究に関する機能の休止および停止 従来、学校保健法による臨時休業以外、大学については、法令上臨時休業に関する明文の定めはなかった。この法律では、学長は、学部等における教育および研究に関する機能を、六月以内の期間(三月以内延長可)、自主的に休止できることとしている(第七條第一項、第十二條)。これは、「大学の施設を保全しながら、妨害を排除して教育、研究の再開の準備に専念」(中教審答申第五の二)させる趣旨によるものであり、いわゆる上智大方式を採り入れたともいえる。

なお、文部大臣(公立または私立の大学にあつてはその設置者)による教育および研究に関する機能の停止措置(第七條第二項、第十二條)は、次の5で述べるように、停止の措置をとることによって、むしろ、どう溜化した大学紛争から起死回生の奮起一番を期待する意味をもっている。

(4) 臨時大学問題審議会によるあっせん 学部等の間または私立大学の学校法人の役員の間で大学運営上の紛争で、大学紛争の取捨に重大な支障となつてゐるものにつ



第九次中教審初懇談会で開かれた臨時大学問題審議会(7月7日)

法律のねらっているところを正しく理解していただきたいと思う。

ただ、いまでもなく、大学は社会的な公共性をもった機関であり、またそれぞれ存立理由、設置目的をもっているものであるから、固としてもいつまでも大学紛争の継続をそのままにしておくわけにはいかない。

4 大学の自主的努力をたすけるための具体的措置

この法律は、既述のように大学の自主的努力をたすけることを主眼とし、そのため、具体的には、以下の措置が考えられている。

(1) 勧告 文部大臣は、通常の指導助言を行なうことはもとよりであるが、紛争国立大学の学長に対し、大学紛争の取捨および大学の運営の改善のための措置について、自主的努力をたすけることを内容とする勧告を、臨時大学問題審議会にはかつて行なうことができるようにされている(第五條第一項、第二項)。公立大学の学長に対しては、その設置者が文部大臣に協議し

事態の推移によっては、不幸にして最終的な段階に立ち至らざるをえない場合があることもやむをえないところである。それにしても、特定の集団に属する学生を除いて、大学紛争が大学の破局に至ることを望む者はないのであるから、活用できる仕組みはこれを活用して、今日の事態が一刻も早く正常に復するよう、大学自体のいっそうの努力と奮起を望んでやまない。

て同様の勧告ができる(第十二條)。なお、この勧告は、大学が尊重するよう義務づけられている。

(2) 大学運営機関等の特例と権限の集中 従来、大学紛争が発生した場合、大学としての対応が後手後手になつてゐる事例が少なくない。それは、これまでの大学の運営の慣行、慣性から生ずる面があるとともに、現行法上の制約もあつたと思われる。

そこで、「大学紛争の取捨および大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し、および執行するため」必要に応じ、学長が評議会にはかつて、副学長その他の学長補佐機関、特別の審議機関(学外学識経験者を加える)や執行機関を設けること、学長に学部長や評議会、教授会の職務権限の一部を集中したり、前述の特例の機関にこれらの職務権限の一部を行なわせたりする等の仕組みを取りうることとしている。

また、学長は、評議会にはかつて意見聴取または協議のための会議(学外学識経験者および学生の代表者も加える)を設けることができるようにされている(第六條、第十二

いて、学長（私立大学についてはその設置者）からの申請により、臨時大学問題審議会のあつせん措置が講ぜられることになつてゐる（第十條、第十二條）。

5 文部大臣による教育および研究に関する停止措置ならびにその効果の意義

国立大学の学部等において大学紛争が生じた後、九月以上を経過しても、なおその取捨が困難であると認められる等のときは、文部大臣は、学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、その学部等における教育および研究に関する機能の停止措置をとることができることになつてゐる（第七條第二項）公立または私立の大学については、その設置者が文部大臣と協議して行なふ（第十二條）。



■大学の運営に関する臨時措置法の施行にあつて（文部大臣談話）
本日、大学の運営に関する臨時措置法が施行されることがなりました。国会における審議の過程においても、わたくしがくりかえし申し述べたところ

大学紛争の取捨は、大学の自主的な努力によることが先決であり、大学において種々な公共機関であり、それぞれの設置目的をもつてゐる。ことに国立大学は、その性格から、国としてその大学紛争をいつまでもそのままにしておくわけにはいかな

文部大臣が停止措置をとることによつて、一つには大学紛争のどろ沼状態から奮起して抜け出すチャンスを与える一方、不幸にして、どうしてもその取捨が困難で、設置目的が達成されないと認められるに至つた場合の処置の準備にとりかかるという二面的な意味があると思はれる。また、この停止期間中は、該当の学部等において職員が教育および研究に関する業務に従事することは、原則としてなくなる

と同時に、該当の学部等の学生に対する教育は行なわれなれないこととなるので、職員紛争処理業務、日常管理業務等に従事する者を除く（休職、学生の在学期間の不算入等の効果はやむをえないものと考へられたことである（第八條）。

なお、学長による停止措置（第七條第一項）の期間中について、右の効果は付随させなかつたのは、学長による休止は、全く自主的な紛争取捨のための努力の一環であり、学長をはじめとして、もつぱら紛争の取捨に専念できる体制を整えるためのものであることから、文部大臣による停止措置の場合のように、その効果を法律によつて画一的に定めることは適当でないと考えたからである。

6 いわゆる学生参加の措置

いわゆる学生参加について一般的にいえば、大学の運営とその改善をはかり、あわせて学生の社会性の育成のために、学生の意思の反映をはかる措置を講ずることは有意義なことと考へる。しかし、学生の地位と役割にかんがみ、おのずからその領域について制約がある。また、大学紛争の実態

でありますが、今日の大学紛争の原因は根が深く、大学紛争を根本的に解決するためには、大学のあり方について抜本的な改革を必要としており、そのための方策を目前、中央教育審議会に検討願つてゐるところであります。

しかし、今日の大学における異常な事態は、もはや一日もゆるがせにするわけにはまいりません。そこで、まずこのよ

うな大学紛争を取捨して、大学における教育および研究が正常に行なわれるよう、大学みずからの努力をたすげることが主眼として、この法律が制定されたものであります。わたくしは、大学自体が、それぞれの実情に応じて、この法律で定めてゐるいろいろの新しい仕組みを活用し、すみやかに大学紛争を取捨されるよう念願してやみません。

よつてすでに侵されてゐる教育を受ける権利や、大学の自治の回復の助けをする

国民各位におかれましても、この法律の趣旨とするところをじゅうぶんに理解され、協力くださるようお願いいたします。

（昭和四十四年八月十七日）

等（照らして、学生参加の方法および学生代表の選定方法を慎重に検討する必要があると思ふ。

7 この法律の大学紛争に与える影響

この法律は、前述のように大学紛争の取捨のために大学が活用できる仕組みをいろいろ設けて、その自主的な取捨のための努力をたすげることが主眼としてゐる（その

気象年鑑

1969年版

記録編、暦象編、参考編と付録に分け、1968年の日本の気象を記録したもので、生物の季節現象、気象災害、海や山の遭難などについて明らかにしています。その年の気象的特色を示した生きた気象知識の普及版！

気象庁監修・気象協会編
大蔵省印刷局発行

A 5・240ページ
550円 千実費

時の動き—政府の窓

定価 —25円—送料6円—
編集 —総理府—
東京千代田区永田町1-6-1
発行 —大蔵省印刷局—
東京都港区赤坂葵町2

▽年ご定期購読をおすすめいたします。ご希望の方は、政府刊行物サービスセンター、サービス・ステーション（官報販売所）、全国主要書店あるいは総理府広報室または大蔵省印刷局にお申し込み下さい。送料は振替口座払込み、または為替・現金書留等いずれもけっこうです。
▽定期購読料は送料共1ヵ年744円ですが、直接書店にお申し込みの方は600円です。なお定期購読

〈書店〉（札幌市）明正堂、なにお書房、丸善札幌支店、富貴堂、アカシヤ書房、紐新堂、金門堂、平尾書房、古谷書房、五番館書籍部、（仙台市）丸善仙台支店、金港堂、高山書房、宝文堂、協同書房、（東京都）日本会社実務センター、東京堂、丸善書店、大手町書房、富山房、丸の内サービス・コーナー、友愛書房、紅谷書房、通産省売店、島田書店、フジ・ブック・センター、文研堂、霞が関ビル書店、毎日書房、改造社図書、千代田書店、金栄堂、旭屋書店、教文館、虎の門書房、日本法令様式販売、誠志堂、時尾書房、有斐閣、紀伊国屋、学友社、サイタ書林、文島堂、大盛堂、芳林堂、新栄堂、大志堂、ミツノ書店、みつお書店、五十嵐書店、駒屋書店、清光堂、三成堂、

者には特に政府刊行物を随時贈呈いたします。
▽「時の動き」を直接お求めいただく場合は、政府刊行物サービス・センター、サービス・ステーション（裏表紙参照）、または別記の全国主要書店、主要駅売店で販売しております。

〈駅売店〉（15部以上）上野、東京、横浜、川崎、新宿、小田原、甲府、立川、宇都宮、水戸、高崎、浦和、大宮、千葉、岡山、津山、広島、呉、岩国、宇部新川、下関、松本、新潟、長岡、直江津、長野、山形、鶴岡、秋田、大館、函館、小樽、札幌、苫小牧、旭川、帯広、静岡、浜松、豊橋、名古屋、福知山、西舞鶴、豊岡、松江、小倉、博多、熊本、西鹿死島、大分、宮崎、高松、松山、徳島、仙台、小牛田、福島、郡山、会津若松、盛岡、釜石、鹿内、青森、弘前

毎月1回、15日発行

具体的措置については、4を参照。

しかし、この法律に対して教職員および学生のうちには、抽象的・観念的に、大学に対する国家権力の介入であるとか、大学自治の侵害であるとかの反対意見を表明し、また過激な反対運動をすでにこなしているものがある。今後も、ある期間かかる運動の続くことが予想されるが、現実的に期し、条文に具体的に当たって、その趣旨を正しく理解していただきたいものである。

8 一般的な大学制度の改革

今日ほどいろいろな意味と立場から、大学のあり方がきびしく問われていることはない。それは、大学紛争という現象をきっかけに強くあらわれたという点もいえるであろう。しかし、大学紛争の有無にかかわらず、基本的な大学問題の課題として、その根本的改革について考える必要があると思う。

すなわち、大衆化し、規模が拡大するとともに学生の質も多様化し、その意識が著しく変化している今日の大学に対して、その教育体制および管理運営体制の欠陥が指

摘され、古い象牙の塔としての大学、閉ざされた大学がきびしく問われている現在、大学のあり方、大学制度について、その目的、使命にまでさかのぼり、根本的な検討が加えられ、抜本的な改革を要するものと考えられる。

このことは学術水準向上の観点からも同様である。

さる四月三十日の中教審の答申でも、これらの課題をすでに指摘しており、引き続き大学問題の根本的な課題の検討を進めることとなっている。

しかし、大学問題の根本的な検討を行なうにしても、当面の暴力的な事態だけはなんと静かなふんい気が確保され、はじめて理性的な討議が可能となるからである。

したがって、この法律では、2（この法律の立法の背景）でふれたように、紛争大学を対象として緊急に講ずべき措置を定めることとして、基本的な大学制度の改革については、中教審の検討結果を待つこととした。

なお、この法律は五年以内の限時法とされているが（附則第五項）、そのことは二面

近い将来に大学制度に関する改革措置が予想されていることを示している。

表紙：写真説明（科学技術シリーズ）①

新しい海底発破技術
港湾・漁港は産業活動の基盤として重要な地位を占めているが、近年、取扱貨物量の増大や、船舶の大規模化傾向によって、新たに港の再開発が急がれている。

こうした新情勢に対応するため、現在計画的な整備が促進されており、岩手県種市（たねいち・写真）漁港も、県内における中核漁港として現在急ピッチで整備が進められている。

海底岩盤破砕については、これまで海中作業によって実施されてきたが、本工法は作業台船からローリングによってさく孔し、特殊な海底発破用爆薬を使用するもので、この発破工法は高効率な岩盤破砕手段として注目されている。

海底における岩盤、岩盤破砕技術は近年関心が高まっている海洋開発の中で、海中土木技術に付随し、さらに新しい発破工法の開発も活発に進められている。

将来こうした技術が海洋開発の一翼をなすものと考へる。

（株）日本船舶振興事業部 春藤 寛

時の動き—政府の窓—

九月一日号

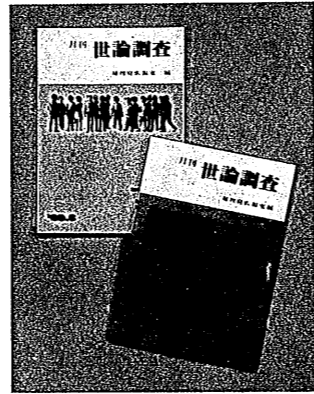
昭和三十三年九月一日号 発行二日十五日発行 通巻三三三十四号 東京千代田区千代田一丁目一番一号

大蔵省印刷局発行

世論の動きを迅速に伝える

月刊世論調査

本誌は、政府が行なった世論調査を中心に民間の調査機関や報道機関の調査結果も収録して各方面の利用に供するために毎月発行しているものです。



9月号の主な内容

- ・原子力の平和利用
- ・英国市民の対日観
- ・交通安全施設等
- ・時事問題（安保、防衛、沖縄）
- ・参考資料

A5・98ページ

170円（送料別）

総理府広報室 編

大蔵省印刷局発行

販売

政府刊行物サービス・センター

東京都千代田区霞が関1の2農林省別館前（郵）100（電）591・1924、1925
 東京都千代田区大手町1の5国際電電ビル内（郵）100（電）211・5570、7095
 大阪市東区大手前之町合同庁舎1階（郵）540（電）942・1681、1682
 名古屋市中区三の丸2合同庁舎2号館内（郵）460（電）951・9205、9341
 福岡市博多駅東2の1Tの1合同庁舎1階（郵）812（電）41・6201、6204
 札幌市北三条西4丁目合同庁舎構内（郵）060（電）23・7211、7213

各都道府県庁所在地等の
政府刊行物サービス・ステーション（官報販売所）

「時の動き」の定期購読をおすすめします。定期購読者には特に政府刊行物を随時贈呈いたします。お申し込みは、政府刊行物サービス・センター、サービス・ステーション（官報販売所）、全国主要書店あるいは内閣総理大臣官房広報室または大蔵省印刷局あて、はがきでお申し込みください。

転載自由

転載する場合は「時の動き」から転載したむねを記し総理府広報室宛三部送付願います。ただし署名原稿の場合は、事前に広報室を通して執筆者の了解を得てください。

定価25円
（送料別）

整理番号 七4-091

時の動き '69 12/15 25円



総理府編集

昭和32年6月28日第三種郵便物認可 通事341号 (1日15日発行) 昭和44年12月15日発行 昭和45年4月6日印刷発行所日本郵政印刷局

時の動き

'69 12/15

— 政府の窓 —

25円

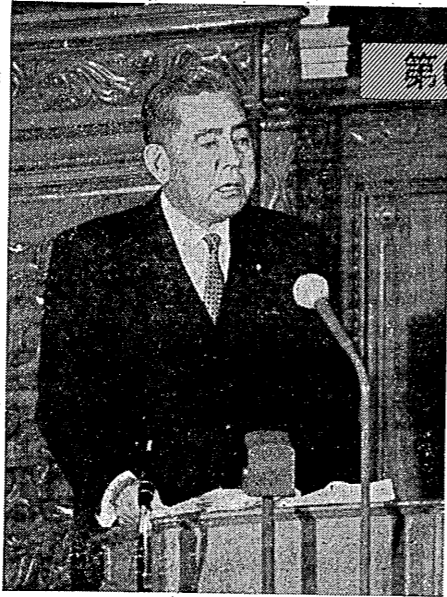


総理府編集

沖縄返還交渉の歩み

1957年6月 岸・アイゼンハワー会談 岸総理は、沖縄に対する施政権の日本への返還について日本国民の強い希望を強調	の配慮、という日本政府の基本的立場を伝えた
1961年6月 池田・ケネディ会談 池田総理とケネディ大統領は、日本が潜在主権を保有する琉球諸島に関連する諸事項に関し意見を交換	1969年7月 第2回愛知・ロジャーズ会談 第7回日米貿易経済合同委員会の期間中、愛知外務大臣とロジャーズ国務長官は、沖縄返還問題につき会談。9月中旬に再び愛知外務大臣とロジャーズ国務長官が会談すること、及びそれまでに双方の考えを煮つめることに努力することに合意
1965年1月 第1回佐藤・ジョンソン会談 佐藤総理は、琉球諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明	1969年9月 第3回愛知・ロジャーズ会談 愛知外務大臣は、国連総会出席の機会にワシントンにおいてロジャーズ国務長官と会談した結果、佐藤総理・ニクソン大統領会談を11月19日から21日までホワイトハウスで行なうことを決定し、佐藤・ニクソン会談において施政権返還の時期、基地の態様等の施政権返還の大綱につき合意に到達することを可能ならしめるための軌道を敷く
1967年11月 第2回佐藤・ジョンソン会談 佐藤総理は、日米両国政府がここ兩三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調。佐藤総理とジョンソン大統領は、日米両国政府が沖縄の施政権を日本に返還するとの方針のもとに、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意	1969年11月 佐藤・ニクソン会談 佐藤総理大臣は米国を訪問、19日から21日までワシントンにおいてニクソン大統領と会談。その結果、両首脳は、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還し、返還にあたっては日米安保条約および関連取決めをそのまま沖縄に適用することに合意。また大統領は、核兵器に対するわが国の国民感情に深い理解を示し、日本政府の政策に背馳しないよう沖縄返還を実現することを確約
1969年6月 第1回愛知・ロジャーズ会談 愛知外務大臣は訪米の際、ロジャーズ国務長官等米側首脳に対し、(1)1972年中の返還(2)安保条約及び関連取決めをそのまま沖縄にも適用されるべきであり、また返還後の沖縄が本土と差別される結果になってはならない、(3)核兵器についてのわが国の国民の特殊な感情へ	

第62回国会



佐藤内閣総理大臣の所信表明

第六十二回国会が開かれるにあたり、所信の一端を申し述べたいと思えます。

わたくしは、今般米国を訪問し、ニクソン米大統領と親しく会談いたしました。その結果、沖縄は、一九七二年中に返還されることとなり、長きにわたる日本国民の一致した願望が達成されました。ここに訪米の成果を報告することができます。これは、まことに喜びにたえません。

およそ戦争によって失った領土を平和裏に回復するということは、世界の歴史上たぐいまれなことがらであります。奄美、小笠原に引き続き、今回話し合いによって沖縄返還の実現をみることもなりました。日米両国間の信頼と友好関係に基づくものであることは申すまでもありません。また、戦後の荒廃の中から立ち上がり、平和と民主主義を基調とする新しい国家体制を築き上げ、かつ、ここまで国力を充実することに努力した日本

佐藤総理は、衆院解散前の十二月一日午後、衆参両院本会議で、沖縄返還達成を基調とする所信表明演説で、今後の「豊かな沖縄づくり」を各党に呼びかけた。

民族の英知と勤勉のたまものであります。とくに、二十余年の長きにわたって祖国復帰を熱願し続けてきた沖縄同胞の心情を思うとき、わたくしの感慨はまた一しおなものがあります。今日まで沖縄返還のため、あらゆる分野において全力を傾倒された関係者各位に心から感謝の意を表する次第であります。

今回、わたくしとニクソン大統領の間で合意した沖縄の施政権返還の大綱は、今次の共同声明に明らかなきごとく核抜き、本土並み、一九七二年返還ということでありま

す。核兵器の問題については、ニクソン大統領は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情およびそれを背景とした政府の政策に深い理解を示し、この政策に背馳しないよう実施することを確約いたしました。沖縄は、核兵器なしに返還されることとなったのであります。

また、日米安全保障条約およびその関連取決めはなんら変更されることなく、本土と全く同様に沖縄に適用されま

す。さらに、一九七二年返還ということは、施政権の円滑な移転のために必要な期間を考慮すれば、即時返還と全く同様であります。

すなわち、わが国の基本的立場を十分貫いて沖縄返還を実現しうることになったのであります。

であります。しかしながら、戦争を抑制する強い決意と不断の努力があつてこそ、はじめて緊張緩和が可能となるのであります。

これまでも繰り返し申し述べてまいりましたように、わが国の安全は極東の平和と安全なくしては、十全を期し得ないのであります。とくに、韓国や中華民国のような近隣諸国の安全はわが国の安全にとって重大な関心事であり、万一これが侵されるような事態が発生すれば、まさしくわが国の安全にとってゆゆしきことでもあります。このような場合には、事前協議を適正に運用し、前向きな態度をもって事態に対処することは当然であります。わたくしは、わが国の自由と平和を確保するため、日米安全保障条約が、今後ともその機能を十分發揮しうよう努力してまいる決意であります。

他方、このような日米友好関係の力強さ、緊密さを象徴する成果に比し、北方領土がいまだに復帰の見通しを得られないことは、まことに残念であります。わたくしは、北方領土について国民の正当な要求を平和裏に実現すべく、引き続き努力を重ねてまいります。

わが国経済は、四年有余にわたるかつて例をみない長期の景気上昇を続けており、国際収支も引き続き好調に推移しております。しかしながら、最近の経済動向をみます

政府は、これから米政府と具体的な返還協定締結のための交渉にはいりますが、それと並行して、沖縄の復帰が、沖縄同胞にとって最も円滑に実現するよう準備を進めてまいります。これらの復帰準備は、沖縄県づくりの第一歩であります。この見地から、政府は、真に豊かな沖縄県をつくることを目標に、政治、経済、社会、教育、文化等あらゆる面にわたり、積極的な一体化施策を講じてゆく考えであります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映されるよう、国政参加を早急に実現することが必要であります。各位のご協力をお願いいたします。

会談のもう一つの重要な成果は、一九七〇年以降も日米安全保障条約を堅持することを相互に確認し合つたことでもあります。共同声明に明らかなきごとく、会談の基調は、国際間の緊張緩和への努力の必要性に対する強い共通の認識

〈第62回国会〉 総理の所信表明演説	3
総理の記者会見	7
米国訪問日程	14
共同声明	16
佐藤総理←→ニクソン大統領	
共同声明に関する外務大臣説明	18
〇ナショナル・プレス・クラブにおける総理演説	28

と、このような高度成長の過程において、通貨の増勢、物価の根強い上昇基調等、警戒を要する兆候があらわれてまいりました。また、米国をはじめ世界経済の動向は、微妙かつ流動的であり、先行き景気が鈍化する可能性があらあります。政府は、このような内外経済の情勢を注視し、節度ある政策運営により持続的成長を確保するとともに、国民福祉の真の向上のため努力してまいります。

消費者物価の安定こそ、国民生活を守るための重要な課題であり、政府が最も力を注いできたところでもあります。今後とも、公共料金を極力抑制するとともに、生産性向上、労働力の流動化、輸入の自由化などの施策を強力に推進し、消費者物価の安定をはかってまいります。

近時、農業をめぐる内外の諸情勢の変化は著しく、米の過剰をはじめ多くの困難な問題に直面しております。政府は、需要に即応した生産体制と農業基盤を整備し、生産性の高い近代的農漁業を育成するなど総合農政を強力に展開して農家の生活の安定と向上をはかる所存であります。

現代における一国の消長を決定するものは、その国民の総合力、とりわけ、文化や技術を創造してゆく能力であります。わが国が今日あるを得たのも、国民教育水準の高さに負うところが少なくありません。ことに一九七〇年代

は、国際的教育競争の時代であります。これに賢明に対応し、時代の進運に先んずるために最も大切なことは、国民の心の問題であります。良き子弟、良き後継者を育成するため学校教育、家庭生活、社会生活の全般にわたって、時にはきびしいしつけを、またその反面ではあたたかい指導を行ない、青少年の心に豊かな情操を育て、国家人類の福祉の向上のため、建設的に努力する意欲を持った人間を形成してゆかねばなりません。このためには、国民の一人一人がこのことを自分自身のものとして考え、教師も父兄も一体となつて、国民総ぐるみで青少年問題に真剣に取り組んでいただきたいのであります。また、戦後の学制改革以来二十余年を経た今日、社会の目ざましい変化と時代の発展に即応して、大学制度はもとより、教育制度全般にわたって根本的な検討を加え、きたるべき二十一世紀の日本にならう青少年の育成をはかることが肝要であります。

できないのであります。わたくしは、重ねて強く、学生諸君の良識と自主性に訴えらるゝとも、いやしくも反社会的破壊行為に対しては断固たる措置をとり、市民生活の安寧を確保する所存であります。

経済力の画期的な充実と国際的地位の目ざましい向上を達成することができた一九六〇年代は、国民の悲願であった沖繩返還の実現とともに過ぎ去るうとしております。名実ともに一本立ちできたわが国の国際的責任は、国力の増大に伴つていよいよ重くなつてまいりました。世界の国々は、アジアにおける唯一の先進工業国である日本がアジアの開発途上国の自立を援助することを期待しており、また、わが国は相応の役割を積極的に果たす責任があることは明らかであります。さらに、宇宙開発、海洋開発など飛躍的な技術の進歩、情報化社会の進展、過密過疎の激化にみられる経済的社会的変化など、従来にならぬ事態に直面しております。英知と創意に富む日本民族の資質と活力は、一九七〇年代においても、多くの障害を乗り越えて、わが国の繁栄と世界平和の確保のため、限りない貢献をすることを信じて疑いません。わたくしは、国民各位と手を携えて、輝かしい未来を築くために全力を傾倒する決意であります。国民各位のご協力を切望いたします。

(昭和四十四年十二月一日)

佐藤総理の帰国記者会見

十日間の訪米を終えた佐藤総理は、十一月二十六日午後三時十分、田空港に帰着、皇居での記帳、吉田元首相の墓参などを済ませた後、午後四時三十分から官邸で内閣記者団と会見し、訪米の成果や当面の政局について所信を明らかにした。(紙面の制約上、政局にわたる部分は割愛しました) ※写真は記者会見をする佐藤総理と愛知相



核抜き、本土並みは明白

核抜き、本土並みは明白
最初にお伺いしますが、一口に核抜き・本土並み返還かといわれる中で、核の問題が何かいま一つはっきりしないという批判があるわけです。その理由は、核の問題について取りきめた共同声明の第八項にある、米国の立場を害しないことを条件に、ということと核の取りきめがしてある。あの項目をよく考えてみますと、米政府に、有事の際の核の再持ち込みを認める権利を留保したような項目に受け取られている。その点の

はっきりしたお考えをお聞きしたい。
総理：これは二つあるわけです。一つは沖繩が返還された場合に、沖繩には本土に因しての取りきめがそのまま何ら変更なしに適用される、これは明らかに本土並みだということですが。

もう一つ、今度はそれは本土に核があるのかないのか、こういう問題。本土には核はありません。本土と同じように適用されるというのなら、何ら疑いを差しはさむ余地はない。そこへもつてきて事前協議の条項があるから、これをことさらにいつたので心配があるという言い方もあるのです。しかし、事前協議の条項がないじゃないか、大事な事前協議の条項がないじゃないか、こういうことで心配される向きもあるわけです。

本土と同じようにする、本土に事前協議の条項がある限り、沖繩にもあらためて事前協議の条項を明確にしておく、これで本土並みということ。本土には核はありません

んから核抜き、これは当然のことです。

非核三原則を守って 事前協議に臨む

——そうすると、非核三原則については、国民の意思が要らない限り、今後ともずっと総理はこの原則を持ち続けるということでしょうか。

総理 そうですね、言われる非核三原則、これは日本政府のはっきりした考え方であり、その原則に照らして日本政府は、はっきりした態度で事前協議に臨むことができると、これは明確になっていることではないかと。一部でこれがどうもわからないと言われるが、どうしてこれだけの論理的なものかわからないか、私は不思議でしやうがないんです。何か、ためにする、そういう意味で反対されるのじゃないかと……。

——そうすると、七二年以降有事の場合の核の再持ち込みには、このような状態から断るといふことは、はっきりしているわけですか。

総理 そう、これははっきりしておる。私どもは非核三原則を守る、その立場で事前協議に臨む、こういうことです。だから

ら、いま非常事態と言われるが、そういう場合、われわれがこの非核三原則を維持するという立場に立って相談に臨む、こういうことです。

確信持てる核兵器の撤去

——メイスBが現在沖繩にあるわけですが、一般に若干老朽化した核兵器といわれて、いまメイスBの撤去について言質をいいますか、話合の中で取りきめられたことはありますか。

総理 このメイスBがあるということ、まだはっきりしたことがありません。皆さん方はこれを非常にはっきりとあると言われる。また、公明党あたりも、はっきりあるといっている。あるかないか、そういうことは別にしまして、責任のあるアメリカ政府はいわない。しかし、いわぬこのアメリカ政府が、ただいまの第八の条項で本土並みにする、こういうことです。だから、そのころはおよそおわかりになるんじゃないかと思う。私はそのうちにもっと明確になる時期がくると思えます。ここにメイスBがあつて、そのメイスBを撤去するとはっきり言わない限り、問

極東情勢と事前協議

朝鮮半島の緊張をめぐって

も問題がありますね。それからもう一つは、韓国にいる米軍と、この国連軍です。そこにいる国連軍自身は攻撃される、こういう場合には、私どももやっぱり日本の立場、並びに国際平和を維持する、この二つの立場から考える。

ベトナム戦争とB52の発進

ベトナム戦争継続の場合

B52等は返還時に再協議

——次にベトナム再協議の問題ですが、私ども、ベトナム戦争が不幸にして一九七二年までに終わっていない場合、沖繩ではB52の発進がやはり続いていくのかどうかということについて、たいへん不安を感じ、心配もしているということですが、私ども、その点についてお考えをお聞かせください。

総理 結論から申せば、ベトナム戦争はあつても沖繩は一九七二年中に返つてくる、これははっきりしている。その場合に、一体B52なりその他のものがどうなるか、こういうことは、そのときに考えよう、よく相談しよう、これがあの結論です。ベトナム

——共同声明では、韓国の安全は日本の安全にとって緊要である。また総理はナショナル・プレス・クラブの演説で、特に韓国に対する武力攻撃が発生すれば、日本の安全に重大な影響を及ぼすから、政府は事前協議に対して前向きに、かつすみやかに態度をきめると言われております。このことは、いままです事前協議が歯どめだと考えられてきたことをくつがえして、イニエスを予約したものだといふふうに一部に受けとめられております。野党側もこの点をとらえて、日米安保がアジア安保に拡大されたもので、このようなことがあれば、アメリカと韓国の意思で日本が戦争に巻き込まれるのじゃないかということをおっしゃるわけですが、その点について説明していただきたいと思ひます。

総理 朝鮮半島の緊張はないということなら別ですが、緊張はある。私どもは緊張を緩和させる努力はする。しかし現実にはとにかく緊張があります。そうすると、ここでどういふ事態が起こるか、これは一つの心配です。その場合に、これは日本自身が対岸の火災視することができる問題なの

か、あるいは私どもの本土にも直ちに火のつくような危険性のあるものかどうか、その認識のいかんですね。日本政府は朝鮮半島に起きた事態について最大の関心を持つ。私はだからこそ、そういう事態が起これば、日本国憲法のもとで日本が許されておる事柄、その程度の仕事をすることは当然のことだ、かように思っております。しかし前向きと言つたからといって、必ずしもこれは私どもがいつもこれに協力するということではありません。

——そこで、この事前協議に関連しまして、国民がわかるような基準を示していただけると安心できるんですが……。

総理 これもまたむずかしいことです。だけれども、いままでも、ついでの問題で、たぶんエプロン事件、あるいはもう一体どうなのか、これははっきりわが国はそういうものに関係しなかつたということですね。さらにまた、日本から出ていった哨戒機が落とされた、これについても日本は関係しない。だから限度というものがおのずから限定されることはわかるでしょう。何でもかんでも理屈をつけて手を広げようというような考え方は毛頭ないし、その辺に

ムの問題をそこまで書く必要はないんじゃないか。アメリカ自身、七二年までまあいふ紛争が続くのか、実はこうまで話をしたんです。しかし、こういう事柄はあらゆる場合を考えて、アメリカの非常な秘密なところでもいうか、あるいは責任をはっきりさせるというか、そういう意味で、特にまだ戦争が済んでなかったらという場合まで書いてある。

——そうしますと、日本政府としてはこれまでアメリカ政府に対してB52の撤去を申し入れてきましたけれども、今後ともそういう姿勢は保つていくということですね。

対中国政策

緊張を緩和し平和に徹する

——共同声明の極東情勢の分析を読みますと、韓国はエッセンシャルだ、しかし台湾は重要な要素だというように、ごときをかえた表現でやっております。しかもナショナル・プレス・クラブで総理は台湾には差し迫った危険はないと思つていただきました。

ということを言われた。これを裏から言い直してみると、いかにも北朝鮮は非常に侵略的であるけれども、中国はそれほどでもない、そういうふうにも聞こえますね。

——そこでお聞きしたいんですが、何か今度の交渉の中で中国の脅威というものに対する考え方について、その変化があったのではないかと、そういう点をお聞きしたいと思つてます。

総理 誤解を受けると困りますから申しますが、朝鮮半島における緊張は現実にありますね。これは別に北朝鮮を侵略的だといつて銘打つたわけじゃありません。いまのお尋ねのうち、朝鮮半島では侵略的な勢力があるというふうな言ひ方のおよしくなりましたが、これだけは返上しておく。しかし緊張はあります。現にプロパゴラその他の事件が起きたことからごらんになつても、はっきりしている。これはそれでおわかりだと思つて。

また私も、あらゆる緊張を緩和する。これが今回の日米共同声明でもあり、日本の本来の平和に徹するという姿勢から、特に私どもは注意したいのであります。そ

こで、台湾海峡に現実の問題としてどういう事態が起きておるか。朝鮮半島と比べると、そこには格段の相違がある、こういうことで、はっきりその点を区別しておるわけですね。別に危険はありません、こういう言ひ方をしている。

——また私は、中共ということばは使いましたが、最近の書き方をすれば、日米間にこの緊張緩和につとめようという空気があることは、はっきり言い得るのであります。その点で北京あるいは中共政府そのものが態度を変えてほしいということがやんわり出ている。これも声明そのものをお読みになればわかる。

——しかし共同声明の内容を見ますと、確かに総理の言われたように区別していません。要するに台湾と韓国の安全保障に対して日本が一歩踏み込んで、安全保障の責任を分担するような感じが強く出ていると思つてます。

触れなかつたら日本国民のほうが心配じゃないだろうか。またこれが侵略する考えのないところなら、何といわれようと、あそこには述べられていない程度のことはいわなければならぬじゃないか。現に侵略行為があるいは侵略国家だ、かように銘打つてはいないはずだ。むしろそれを除くという意味で、一貫して何とか緊張緩和の方法はないかという意味の努力をしたのです。私は中国でもその点はやはりある程度考えてもらいたい。今度は日本政府が緊張緩和に努力している、注意している、かように見ていただきたいと思つてます。

し、こうは思わない。わが国に重大なる関係があるものだ、わが国は当然それに関心を持つておる、このことは国民にもはっきり申し止げる。政府が持つておるだけじゃない、これは国民にもその関心のあることをはっきりさせたい。その立場に立つて私どもはものごとをきめていかなければならぬ。どうも社会党の諸君との違い方はそこらにもありますね。また安全保障条約を適用する場合に、極東条項を削除しようという強い要望の出ていることも、私は知っております。しかし日本の置かれておる立場は簡単なものでない、そのことはぜひ理解していただきたい。

日本の努力を見てもらいたい

——アメリカなんかは、最近中国への旅行の一部自由を認めるとか、外交接触を始める動きがあるとか、非常に柔軟な姿勢をとりつつあるように見えますね。それに反して、この共同声明の中で日本が非常に韓国と台湾の防衛を強調すること、結果的に中国を刺激することになるといふような心配はされませんか。

総理 私にはないのです。逆に、これに

やぶらうというふうなものはあつたのですか。

総理 たいだいま申すような空気の醸成はできています。それから先の問題でどういふ話があつたか、これはひとつ内緒にしてください。そこで話をするのはひとつやめてください。

国政参加

国政参加は一日も早く解決したい

——憲法上の疑義がないとすれば、二年を待たず、沖縄の国政参加ということは国民の一致した声であり、先ごろ自民党でも試案がまとまっています。あとは総理の決意にゆだねられていると思つてますが、どの時期に、いかなる形で沖縄を国政に参加させるべきか、それをお尋ねしたいと思います。

総理 これは早いほどいいですね。また総理にかかっているというよりも、これは国会と私も政府が一体となつて一日も早く解決すべきだ、かように思っています。臨時国会は期間が短いので、通常国会には必ず出る。これはひとつ早く片づけよう

じゃないですか。そして一日も早く沖縄の祖国復帰に沖縄県民の意向が反映するようにぜひとも扱うべきだ。かように私は思います。

核防条約

政府の考えに変わりはない

核防条約についてお聞きしたいのですが、この前の米ソ両国の条約批准によって新しい情勢が出てきたと思うのですけれども、この条約に対する日本の態度、調印と批准、これについてお尋ねします。

総理 これはいままで日本政府がいついており、はっきりした態度を持っていません。最近やや慎重論が強くなっており、政府の考え方には別に変わりはありません。また、この話自身がたいまのようない日米会談等にも出てくるかどうかというような話があります。しかし、こういうようなトップ・レベルの話は、何々があつたということは言わないのが普通です。また、こういう事柄について、アメリカは日本がどうしたらいいかという点までの考え

方は述べておられない、それだけは申し上げておきます。

調印の時期については、どういふふうにお考えになりますか。

総理 これは日本の党側にもいろいろな意見がありますし、よく相談させてもらいたいと思います。

その他

平和憲法のもとで経済協力を

一九七〇年代の日本は、太平洋新時代におけるアジアの主役として、この沖縄の返還を契機に平和に徹する外交を、今後とも積極的に展開されるように希望します。

総理 アメリカがだんだんアジアから撤退するということが、一部では希望し、あるいはまた心配をしている向きもありますけれども、この点ではニクソン大統領のグナムの声明、またその後十一月三日にベトナムの問題で発言をした、その線は非常にはっきり私は確認してきておる。また、日本がアメリカのかわりをつとめるという言い方がありますが、日本は軍事的につとめ

る能力もありませんし、またその考えもない。ただいまわが国平和憲法のもとで協力する、そのことは経済的な協力あるのみという事です。

もったいなく申ししますと、こういう言い方をしています。とにかく世界は、アメリカ、ソ連、欧州、中国、それに日本だ、この五つに数えられるんじゃないか、日本は一体どういふような道を行くのだ、こういう話もしている。そこで私が言いますのは、自由陣営の一と二、これはずいぶん開きはあるが、その二と三が協力をすれば、世界の平和を維持すること、世界の繁栄を願うこと、これは必ず実現ができる。そういう意味で、二と三は提携をもっと緊密にすることだ、こういうことを言っています。経済協力というものは共存共栄でもありませんし、緊張緩和にも役立つ、そういうことでぜひともこれはやらなければならぬ、かように思っております。

沖縄県民が安心できる状態に

第一点はよく屋良さんがおっしゃいますが、本土並みというのは安保条約がそのまま適用されるということもあり

ますけれども、それだけでなくて基地の密度という問題もありますね。そういう意味で、沖縄の基地がこれからどうなるか、そういう点について何か見通しがあるかどうか。

もう一点は、沖縄の国政参加については完全本土並みという要望が現実には強いし、最近本土のほうでもそういうふうに進んでいるように見受けるのですが、その点についてどういふふうにお考えですか。

総理 いま沖縄の基地はなかなか密度も高い、そういうことでいろいろ議論されている。そこで、この高い密度もだんだん整理されるべきだ、これは沖縄のほうばかりでなく私どもにもそういう考えがある。そうすると、沖縄の防衛のために、それじゃ今度は日本の自衛隊が出てくるかということになるが、それにも反対だといわれる沖縄の諸君の考え方は、私には理解できない。そういうことには、やっぱり賛成してもらわないと、本土と同じような考え方がならないんじゃないか。ここにや誤解があるようにです。それはいまの密度があまり高すぎるから、そうして何かといえれば沖縄が

使われておる、そういうことで、全体としてそれが変わらないうんじやないかというところのようには思っています。

もう一つ申し上げたいのは、あれだけの基地をつくっている現状、これは七二年までに非常に簡単になるとかかないえないのじゃないだろうか。そこからつとスムーズに米軍基地が縮小されるようにわれわれも協力しなければならぬ、かように思っております。

いまB52も心配であると思えますし、さらにまた原潜の寄港等についても心配のようには思っています。時期的にすぐとは、私約東はできませんが、しかし沖縄の県民も安心されるような状態にぜひとも持っていきたい、かように思っております。

そういう意味で、とにかくもう少し時間をかしてくだささい、かように申し上げたいんです。

ただいま沖縄の経済は基礎経済までいわれている。その基地が簡単に変わったら、沖縄の経済はたいへんになりますね。そういうこともありますから、県民の皆さん方の感じも、いろいろ複雑なものがあ

また相手方はアメリカだ、そういうところでも国際的にも複雑だ。それがスムーズに、円滑に変わるように努力したいと、かように思っています。

国政参加は連携を緊密して

総理 第二の国政参加の問題は、わが党の白井君の案などもあちらこちらで歓迎されているんじゃないだろうかと思えます。ああいう案をつくる前に米軍との話、高等弁務官との話で沖縄の国政参加についての基本論の方針はきまっております。だからその線を早くする、またその線にさらに修正を加えることも可能ではないかと思つて、とにかく日本に帰ってくる時期がきまれば、われわれの扱いは非常に楽になると思つておる。その辺のところをひとつ正確にお伝えを願いたいと思つておる。

とにかくあれだけ長く外国の施政権下にあるのですから、いろいろの事柄を準備するのはたいへんです。二年間に円滑にこれをやるという最大の努力を払うためには、連携をより緊密にしないといかぬ、かように思っております。どうぞよろしく願います。

佐藤総理の訪米日程

佐藤内閣総理大臣は、寛子夫人、愛知外務大臣、木村官房副長官以下随員二十七名を従え、十一月十七日から二十六日まで米國を訪問した。その間の日程概要は次のとおりである。

○十一月十七日(月)

午前十時、日航特別機で羽田空港を出発し、アンカレッジ経由、現地時間(以下同様)午前十時十五分、ワシントン・ダレス国際空港に到着した。空港には、米側よりモスバック・儀典長、ジョンソン國務次官夫妻、ブラウン國務次官補代理、マイヤール駐日米國大使夫妻等が出迎えた。なお、総理は空港で、到着ステートメントを読み上げた。(宿舎在米大使公邸)

○十一月十八日(火)

翌日からの首脳会談にそなえ、日本側部の打合せを行ったほかは、専ら休養。(宿舎は本日よりフレア・ハウスに移る)

○十一月十九日(水)

午前十時よりホワイト・ハウスにおける歓迎式に出席、栄誉礼を受けた後、大統領の歓迎の辞に次いで総理の答辞。十時四十分より約一時間四十分をわたって、ニクソン大統領と二人だけの会談を行った。この会談においては、沖縄問題を含むアジア情勢および国際情勢全般につき広く意見を交換した。

午後一時十五分より國務省において、ジョンソン國務長官主催の午餐会に出席、引き続き三時より國務長官と約一時間二十分にわたり会談した。最初の十分間は総理と大統領との会談の内容に似たものであったが、引き続き共同声明の内容について協議し、経済問題の話し合いが中心となった。夜は八時より、ホワイト・ハウスにおいてニクソン大統領夫妻主催の晩餐会に出席。

○十一月二十日(木)

八時より、同ホテルにおいて、ロウ・クラーク三世主催非公式晩餐会に出席。

なお九時、ウォールドルフ・アストリア・ホテルにおいて、木村官房副長官より、総理の「沖縄百万同胞に贈る言葉」を発表した。(宿舎ウォールドルフ・アストリア・ホテル)

○十一月二十一日(金)

午前十一時、日航特別機でニューオータキ・ケネディ国際空港を出発、空港では米側よりバー・ニューオータキ市長代理等が出迎えた。

○十一月二十三日(日)

午後二時二十分、サンフランシスコ国際空港に到着(到着ステートメント配布、空港には米側よりヒューム・カリフォルニア州知事代理、マクニシ・サンフランシスコ市儀典長等が出迎えた。三時四十五分より三十分間、マーク・ホプキンス・ホテルにおいて、地元報道関係者と会見。(宿舎マーク・ホプキンス・ホテル)

午前十時より十二時二十分まで、ホワイト・ハウスにおいてニクソン大統領との第二回会談。そのうち約一時間は経済問題、あとは再び国際情勢。特に大統領側から、米國が直面している国際問題を交え、国際情勢全般につき見解が表明され、これにつき両首脳の意見の交換が行なわれた。

午後一時より、上院においてフルブライト米國上院外交委員長主催午餐会に出席。三時より、アーリントン墓地を訪れ、無名戦士の墓および故ダレス元國務長官の墓に参詣。四時三十分、フレア・ハウスにおいてマクナマラ世界銀行総裁と会見。六時三十分より、下田駐米大使夫妻主催のレセプションに出席した。(夜は米大使公邸)

○十一月二十一日(金)

午前十時二十分より約四十五分間、ホワイト・ハウスにおいてニクソン大統領と第三回会談。

○十一月二十四日(月)

午前中約一時間にわたりマーク・ホプキンス・ホテルにおいて同行記者団と懇談、引き続き昼食を共にした。午後二時半から十五分間、同ホテルにおいて在留邦人、日系人団体代表の表敬訪問を受けた。その後、沿岸地帯のドライブに出発、オペラ・ハウスおよび第六軍司令部の安保管約調印式場跡等を見学。

○十一月二十五日(火)

午前八時五十分、日航特別機にてサンフランシスコ国際空港を出発(離米ステートメント配布およびニクソン大統領にメッセージを打電)、アンカレッジ経由帰國の途に就いた。

空港には米側より、マクニシ・サンフランシスコ市儀典長、ブラムステッド・日米協会長等が出迎えた。

○十一月二十六日(水)

午後三時十分、羽田空港に帰着。(帰國ステートメント発表)

会談終了と同時に、日米共同声明を発表。引き続き十一時十分より、ホワイト・ハウス、ローズ・ガーデンにおける出発式に出席。

午後三時十五分、米國政府特別機にてワシントン・アンドルース空軍基地を出発、ニューオータキに向かった。米側からは、モスバック・儀典長が特別機に同乗、空港ではジョンソン國務次官夫妻、マイヤール大使夫妻が見送った。

午後四時十八分、ニューオータキ・ウエストチェスター空港に到着(到着ステートメント配布)、空港には米側より、マクニシ・マイヤール・ニューオータキ州知事代理、マイケリアン・ウエストチェスター郡長夫妻等が出迎えた。

六時三十分より七時四十五分まで、ホテル・ビニールにおいて日米協会、日本商業会議所、日本クラブおよび極東米園商工評

佐藤総理 共同声明 (全文)
ニクソン大統領



共同声明発表後、かたい握手をかむ佐藤総理とニクソン大統領

佐藤総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との共同声明

（昭和四十四年十一月二十一日）
一 佐藤総理大臣とニクソン大統領は、十一月十九日、二十日及び二十一日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する諸問題に關し意見を交換した。
二 総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力関係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国が、ともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不断の探求のため、とくに国際緊張の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大統領は、アジアに対する大統領自身及び米政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和

と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考えであることを述べた。

三 総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もって極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとって重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東

における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつて、いるという認識を述べた。

四 総理大臣と大統領は、特に朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、米国の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを順守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。大統領は、ベトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米国の誠意ある努力を説

明した。総理大臣と大統領は、ベトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、万一ベトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、南ベト

佐藤総理を見送るニクソン大統領



ナム人民が外部からの干渉を受けず、その政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探求している旨を述べた。

五 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割をともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立って安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみ

外務大臣の説明

共同声明に関する

この共同声明は、日米両国共通の関心事に関する佐藤総理とニクソン大統領の会談内容を盛ったものでありますが、なんといっても沖繩の平和的返還という、世界史上まれなできごとについての基本的合意が特筆大書されるべき点であります。しかも、この返還に当たり総理



ホワイトハウス中庭で到着のあいさつをする佐藤総理

昭和四十四年十一月二十一日
一、全般

も述べたごとく、交渉に当たった日本側主張たるいわゆる「七二年」核抜き、本土並みの三つの基本原則をすべて実現することができたことも、沖縄県民をはじめとする日本国民の強い支援助と、日米両国間の強い友好信頼関係の賜物であるとともに、わが国外交史上画期的な意義をもっております。

今回の交渉を通じて米側は、当然ながら主に沖繩基地の抑止力維持に強い関心を示

六 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立って沖繩の施政権を日本に返還し、沖繩を正常な姿に復すようにとの日本本土及び沖繩の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖繩にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖繩の施政権を日本に返還するための取決めに於いて満たしうることに意見が一致した。よって、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖繩の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに於いて、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法院の必

し、特に核については、ワシントンでの両首脳会談において、はじめて結論がでたことはご承知のとおりであります。日米双方の当事者は両国共通の利害をふまえて、それぞれの国益の命ずるところに従い、辛棒強く一つ一つ問題解決の努力を重ね、誠意をもって交渉してまいりました。その結果、時を同じうして貿易経済面において困難な懸案を抱えつつも、領土問題といういは国家・民族の存立の基盤にもかかわる超重要事項について、日米双方の満足する成果をあげることができたのであります。

かくて日米両国最高首脳の名において、双方の政策上の見解と方針を記録にとめたこの共同声明ができ上がりました。沖繩返還問題は、これから交渉される返還協定によって、わが国においては国会の承認を、米国においても議会の支持をえて法的に、かつ、最終的に取り決められますが、この共同声明に盛り込まれた事項は、両国最高首脳の方々の一致を示すものとして最も強い政治的、道義的な力を持つものであります。

を断ちえた米側とは、どこにうるところ多大であり、これにより一九七〇年代に向かつての日米関係は磐石の基礎の上におかれることとなりました。

二、世界・アジアの平和と繁栄―第一、二項 第一項と第二項は、共同声明全体の基調を示したもので、総理と大統領は、自由世界第一及び第二の経済的実力を持つ国同志にふさわしく、スケール大きく、かつ、七〇年代への長期展望に立った話合いにより、緊密な日米関係を出発点として、特に国際緊張の緩和、世界及びアジアの経済発展、民生安定への貢献を通じ、平和と繁栄に向かつて協力することを明らかにしたものであります。

三、極東情勢についての意見交換―第三項 この項は、安保条約でいうところの極東の安全、換言すれば戦争防止が、効果的な抑止力としての米軍の極東における存在によって支えられているという現実に対する両首脳の方々の見解を明らかにしたものであります。すなわち、総理は大統領が強調した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価し、また効果

要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に一九七二年中に沖繩の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖繩の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米國が、沖繩において兩國共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が



万歳の声に迎えられた総理（羽田空港で）

的な抑止力の維持の必要という一般的地から、米國が既存の防衛条約上の義務を、必ず守るといふ決意をいつても実証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したのである。以上はいずれも米軍の極東における存在一般の評価を述べたもので、米軍の具体的な配備ぶりとか装備ぶりについて論じたものでないことはいうまでもありません。また、共同声明のあとの部分に出てくる沖繩返還の態様、あるいは事前協議制の運用の問題と直接関係がないことも同様であります。

四、地域別情勢の検討—第四項

第四項は第三項をふえんして、現に軍事の緊張または紛争が存する朝鮮、台湾及びインドナ半島の各地域の情勢に関する両首脳の見解を記したものであります。韓国及び台湾についての総理の見解は、現在の極東情勢の下において、わが國が韓国及び台湾の安全を、日本の安全確保との関連で、一般的にどのよう認識しているかを明らかにしたものであります。総理がすでに記者会見で述べたとおり、特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これは当然わが國の安全に重大な影響を及ぼすものであります。したがって、万一かかる事態が起こった際、これに対処するため、仮りに米國より安保条約上の事前協議が行なわれれば、政府はこの一般認識を判断の重要な要因として、その態度を決定することです。また、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、幸いにして現在予見されませんが、これもわが國の安全にとつて大変重要な要素であり、わが國はこのことを十分認識しておく必要がありましよう。もとより国際緊張の緩和は日米兩國の大きな目的であり、共同声明にも両首脳が中共がより協力的・建設的に対外態度をとることを期待する点で一致していることを

一致した。七 総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸國の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖繩の施政権返還は、日本を含む極東の諸國の防衛のために米國が負っている国際義務の効率的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。八 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背

記していることに留意願います。ここで一つ特に強調しておきたいことは、事前協議において政府がとるべき態度の決定は、あくまでわが國益すなわち日本の安全にとって必要か否かの判断に立って行なわれることで、米國が他國と防衛条約を結んでいるがゆえに当然に行なわれるものではない、ということです。共同声明の表現もまさにかかる見地に立っているものであります。次に、アジアにおける現下の最大の問題の一つとして両首脳が取り上げたベトナム問題については、両首脳とも、沖繩返還までに戦争が終結していることを強く希望し、総理としてもインドナナの安定と復興に果たしうべき日本の役割の探求に言及しています。日本政府としては、米國が和平実現のため真摯な努力を払っている以上、北越側にこれに応ずる誠意がある限り、返還時になつても平和が実現していないという事態は、実際問題としてまず起こりえないものと考えます。しかしながら、現在和平交渉中の米國としては、特定の時点までに戦争を必ず終結させると一方的にコミットしうる立場になく、可能性の問題として

は、平和が実現していない事態を排除しない事情も当然理解されます。よって、万一このような事態となつた場合、具体的にいかなる選択がありうるかは、その段階で兩國政府が諸般の情勢を十分考慮に入れた協定を判断すればよい、というのが本項のこのくだりの意味であります。南ベトナム人民の民族自決の権利が確保されるような公正な和平の達成を期するという米國の基本政策は、わが國も従来から支持してきたところであります。このための米國の努力に対し、沖繩返還が具体的にいかなる影響を及ぼしうるか、影響ある場合いかなる幾多の選択がありうるかは、現在の時点では判断しうるわけには行かないので、これを将来の万一の場合の協議にゆだねたのであります。ここにいう「協議」とは、安保条約に基づく「事前協議」ではありません。以上の各地域についての意見交換を通じて、いうまでもないことながら、日本側としてはいわゆる「事前協議」に関する許諾の「予約」をいかなる意味でも全く行なっていないという当然のことを、念のためつけ加えてさせていただきます。

景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米政府の立場を害することなく、沖縄の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。

九 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への移転に関連して、両国間において解決されるべき諸般の財政及び経済上の問題（沖縄における米国企業の問題）に関する問題も含む）があることに留意して、その解決についての具体的な話し合いをすみやかに開始することに意見の一致をみた。

十 総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従って施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊

五、安保条約堅持の意図表明（第五項）

この項で両首脳は、わが国は、平和と安全の維持に大きく貢献している安保条約の堅持を、相互に表明し合っている。これは、もとより両国をそれぞれ

の条約の義務を制限して条約の有効期間を固定することが法的合意でないことは多言を要しません。また、両国政府が今後とも通常の外交経路や安全保障協議委員会等を通じて、従来から行なってきた意思疎通のための、緊密な相互の接触を続けて行くことに一致しましたが、これは今までも同様、流動的な国際情勢の下にわが国の安全の確保に万全を期するためであります。

六、沖縄返還の時期（第六項）
この共同声明の一つの大きな柱ともいべきこの項では、両首脳は、両国政府が沖縄の返還を一九七二年中に実現するため、返還協定締結交渉を直ちに開始することに合意した旨明らかにされています。

七、沖縄返還の態様（第七項）
この項と次の第八項は、沖縄の本土並み返還につき両首脳の意見が一致したことを明らかにしたもので、共に、共同声明の中核的部分の一つであります。両首脳の話合いの結果はすべて共同声明にもられており、秘密の了解というようなものとは全然ありません。この項に明らかのように、現行安保条約及び関連取決めのままなんの特別取決めにしに沖縄に適用されるといふ、わが国の基本的立場を米国が受け入れたことがはっきりしました。

八、核問題（第八項）
この項も共同声明の柱の一つであって、

東諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした上、かかる認識に照らせば、本土並みの態様による沖縄の返還は、米国が極東諸国の防衛のために負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではない旨の見解を表明し、大統領が同意の旨述べております。このことは、当然ながら個々の具体的な事態につき事前協議の際の許諾をあらかじめ予約したり保証したことはございません。

九、地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同様の立場におかれることとなります。したがって、沖縄の基地問題及びいわゆる「人権問題」は、はじめて本土と同じ立場に立つて処理されることとなり、沖縄県民の権利が十二分に守られることとなります。また、基地の整理統合についても、地位協定により本土と同様に合理的に対処しうることとなります。

十、総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方

までもありません。なお、総理が述べたように、いわゆる復帰ショックをなくして、沖縄県民の皆様が安心して日本に帰っていただくことを考えれば、この程度の準備期間が必要であり、この点を考慮すれば、七二年中の返還は、実質的には「即時返還」と同じであります。

なお、本項での文言は、お気づきのことと思いますが、昭和四十二年の佐藤・ジョンソン共同声明のうち小笠原返還に関する合意の部分と全く同じ表現が使われていることに留意願います。

同じく当然なことは、返還後わが国の領域に戻った沖縄の局地防衛責任が日本に帰すること、政府は最善のペースで徐々にこれを実現して行く考えであります。現在のような極東情勢の下において、沖縄における米軍基地が重要な役割を果たしていることは申すまでもなく、今後とも引き続きその機能を有効に發揮することは、わが国の安全にとってきわめて必要であります。

しかし、これらの基地は復帰後は、本土と同様に、すべて安保条約に基づく施設区域として地位協定に従い、日米間の合意によって使用を許されるのであります。した

がって、既存の米軍基地がそのまま既得権として存続するのではないことは自明の理であります。

かくして、返還後の沖縄に事前協議制が全面的に適用されますので、いわゆる「自由使用」「自由発進」などは全くなくなり、ここにいう「関連取決め」とは、安保条約とともに国会の承認を要している条約第六条の実施に関する交換公文、すなわち事前協議の取決めとか、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定をさすのであります。これに関連して、総理は極

にとり満足な解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披露した。

十二 経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経済関係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めていることに伴い、特に貿易及び国際取支の大幅な不均衡の現状に照らし、国際貿易及び国際通貨の制度の維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負っていることを認め、これに関連して、大統領は、米国内におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米側が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進

めるとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の残存輸入数量制限を一九七一年末までに廃止し、また、残余の品目の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を従来より一層促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なっていく考えである旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が日米関係全般の基礎を一層強固にするであろうという点に意見の一致をみた。

十三 総理大臣と大統領は、開発途上の諸国の経済上の必要と取り組むことが国際の平和と安定の促進にとって緊要であることに意見の一致をみた。総理大臣は、日本政府としては、日本経済の成長に

にわたり、核三原則に基づく政策をくわしく述べ、これに対し大統領は深い理解を示し、この日本政府の政策に反しないように沖縄の返還を実施する旨を確約してあります。すなわち、沖縄の核抜き返還が明らかにされたものであります。すなわち、米政府の最高責任者である大統領の「確約」であるからには、返還時における核兵器の撤去について、これ以上の明確な保証はないのであります。したがって、返還後の沖縄にひそかに核兵器を存置しておくというような、いわゆる「核隠し」などはどうして問題とならぬことは、私から新しく申し上げるまでもありません。

なほ、事前協議制度のもとでは、核兵器の日本（本土及び返還後の沖縄）への導入は法的に禁止されるということではなく、ただ日本政府は現在その政策たる非核三原則により、これを断るとの方針をとっています。したがって、事前協議の対象となるべき性質の問題であることは変わらなず、米政府の立場としてこれを確認したのが、「事前協議制度」に関する米政府の立場を害することなく、この表現であった、これによって、わが方が「有事持込

み」を認めるといふ保証を与えたものではありせん。

九 財政経済問題―第九項

この項は、沖縄の返還に伴い、現地米国民の事業活動の取扱い等に関するものであります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として、日米間で具体的に話し合われることとなる旨を述べています。なお、私としては、現在沖縄で正当に従事している米国の企業等についても、復帰に際し公平に取り扱うことが必要であると考えており、そのような考え方は米国内にも十分伝えています。

十 復帰準備―第十項

戦後四半世紀にわたって法律、政治、経済、社会等あらゆる分野で日本本土と異なる諸制度のもとにおかれてきた沖縄の復帰に当たって、県民の生活に無用の弊害と混乱を起こさないことは最も大切であります。このため、すでに政府は格差是正を含む一連の措置によって多くの措置をとってまいりましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、一層周到かつ十分にその準備を進め、万全を期すとともに、沖

府行政主席が顧問として参加する道が開けております。政府は、この委員会がなるべく早く発足して活動できるよう、その権限等の具体的事項を含め、必要範囲内及び外交上の手続をとるつもりであります。準備作業は沖縄県の再建、その他中央、地方行政の整備、基地問題、いわゆる人権問題等の解決を可能にする地位協定の適用、法律・経済・財政その他あらゆる制度の本土との統一化等々、万般にわたる準備を含みます。政府は、この間、施政権者たる米国内十分に意思を疎通しつつ、政府の現地の出先が琉球政府、その他沖縄県民側と協力して、総理のいう「豊かな沖縄県づくり」の基礎として行けるようにする所存であります。

なお、国政参加については、すでに昨年日米間で原則的合意に達しており、この共同声明に特に言及されておりませんが、復帰までの大事な時期に当たって、一日も早く実現されるべきことはいうまでもなく、私としても、このため国内措置が速やかにとられることを希望しております。

十一 沖縄返還の意義―第十一項

第十二項は、沖縄返還の意義をうたった



（へり）で首相官邸に降り立った総理大臣

じて、そのアジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向であると述べた。大統領は、この総理大臣の発言を歓迎し、米国のとしても、アジアの経済開発に引き続き寄与するものであることを確認した。総理大臣と大統領は、ベトナム戦後におけるベトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める必要があることを認め、総理大臣は、このため相応な寄与を行なうとの日本政府の意向を述べた。

十四、総理大臣は、大統領に対し、アポロ十二号が月面到着に成功したことについて祝意を述べるとともに、宇宙飛行士たちが無事地球に帰還するよう祈念を表明した。総理大臣と大統領は、宇宙の探査が科学の分野における平和目的の諸事業についての協力関係をすべての国の間において拡大する広範な機会をもたらすものであること

ものでありまして、特に説明を要しないと思えます。

十二、経済—第十二項
この項では、日米間の大きな問題となっている貿易及び資本の自由化についての両首脳が考え方が記されています。この点を少く補足して申し上げます。つぎのようになります。

まず、日米貿易は、昨年は海洋をはさんだ二国間貿易としては史上最大の七十億ドルに達し、資本と技術の交流も増大しておりますが、このような日米経済関係の成長と緊密化が前提となっております。

また、米国の国民総生産において自由世界の一位と二位を占めていることが象徴されますように、両国は世界経済において重要な地位を占めており、このことから国際貿易通商体制の強化に関する双方の責任が確認されたわけでありませぬ。

これに関連して米国のインフレ抑制の決意が再確認されました。また、米国の自由貿易堅持の姿勢が再確認されたことは喜ばしいことである。すなわち、戦後の自由、かつ、開放された国際経済体制を創設し、この体制を維持、強化して行く上で常

に原動力となってきた米国の自由貿易政策を今後とも維持することを明らかにしたことは、世界経済の発展にとっても、わが国経済の拡大にとっても、きわめて重要なことであります。

わが国は、従来から貿易及び資本の自由化を推進してきておりますが、国際社会の一員としての責任を果たすとの観点から、今後ともこの努力を続けて行くとの決意を表明いたしました。貿易の自由化については、去る十月の関係閣僚協議会の決定を再確認し、さらに、貿易の自由化を促進するとの見地から、今後とも自由化計画の検討を続けてゆく旨明らかにいたしました。

以上のことは、日本政府が従来とってきた政策の基本方針にそつものでありまして、沖縄返還と経済問題とを牽引したという点でないことは言うまでもありません。

十三、援助問題—第十三項
この項で、両首脳は、開発途上国の経済開発は、先進国と開発途上国との共同の努力により進められるべきものであつて、いわゆる南北問題の解決には国際平和と安定はありえない、日米両国ともこうい

に意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日米両国が本年夏に宇宙協力に関する取決めを結んだことを喜びとする旨述べた。総理大臣と大統領は、この特別な計画の実施が両国にとって重要なものであることに意見の一致をみた。

十五、総理大臣と大統領は、軍備管理の促進と軍備拡大競争の抑制の見直しについて討議した。大統領は、最近ヘルシンキにおいて締結されたソビエト連邦との戦略兵器の制限に関する討議を開始することについての米政府の努力の概要を述べた。総理大臣は、日本政府がこの討議の成功を強く希望する旨述べた。総理大臣は、嚴重かつ効果的な国際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成するよう、効果的な軍縮措置を実現することについて日本が有している強い伝統的な関心を指摘した。

共通の認識に立つて、開発援助に取り組もうという点で、まず意見が一致しました。

さらにアジアに対して、わが国経済の成長に際し、経済援助の量を拡大し、その内容を改善して行く意向であることは、政府としてすでに繰り返し述べているところでありますが、総理はこのようなわが国の意向を大統領に対してあらためて表明したわけでありませぬ。

他方、大統領は、米国のこれまでアジアに対しては積極的に援助を行なってきたが、今後ともこれを続けて行く考えであることを確認し、今後とも両国がアジアの経済開発をできるだけ助けて行くことになりました。

特に、ベトナム戦争後において、ベトナムその他の東南アジアの地域の復興開発をはかることがきわめて必要であることを認め、日本としても、これに対する協力を惜しまないことを明らかにしました。

十四、宇宙協力—第十四項
総理は目下行なわれているアポロ十二号の壮挙につきお祝いと成功への期待を述べるとともに、科学の新しい分野であると同

時に国際協力の重要な新分野となつてつる平和目的のための宇宙開発について、国際協力の推進は世界平和の推進につながるものであるとの共通の認識に基づき、大統領と意見の一致をみたのであります。

日米宇宙協力協定は、直接的にはわが国の宇宙開発計画の実施を容易にすることを目的にしますが、これにとどまらず、このような積極的な面における日米間の協力が行なわれることにより、日米友好関係を一層増進することに意義があります。

十五、軍縮—第十五項
「軍備管理」とは、軍備の質、量、開発、展開、使用などを含む軍備政策にならぬかの規制を行なうことであり、核実験の停止とか核兵器の海底設置禁止がその中に入り、「軍拡競争の抑制」とは軍拡のスピードを相互に落とそうというもので、米ソのヘルシンキ交渉はこれに入ります。わが国としても、この交渉の成功を強く望んでいますが、単なる軍備制限では満足できず、全面完全軍縮を目標として、効果的な軍縮措置（たとえば、化学細菌兵器の禁止、核兵器の制限）を進めることに強い関心を持つている旨総理が述べたのであります。

太平洋新時代の幕あけ

ナショナル・プレス クラブにおける 佐藤総理の演説

〔昭和四十四年十一月二十一日〕
（ツァーナン会長並びに御列席の各位、私がこのクラブで皆さまにお話しするのは、今回で三回目であります。見渡せば、親しいお顔の方々もたいぶ拝見されます。とくに今回、ニクソン大統領と私の会談によって生まれた、太平洋新時代ともいふべき新しい日米関係と国際政治の進展についてお話し申し上げる機会を与えられたことは、私の心からなる喜びであるとともに光栄とするところであります。申すまでもなく、日本にとって米國との関係は、他のいかなる國との関係にもまして重要であります。同時に、私は日本との友好信頼関係が米國にとつてきわめて重要であることはもちろんのこと、アジア太平洋地域の平和と安定のためには、このようない日米間の友好信頼関係が維持増進されることか不可欠の要件であることを確信いたします。かかるときに、過去六回も訪日されるという、歴代米國大統領中最もよく日本を知っておられる、しかも私の旧知のニクソン大統領と親しくお話しできたことは、まことに喜びにたえません。私は、ニクソン大統領との会談におい

て、兩國間の関係のみならず広く国際政治全般について率直な意見の交換をいたしました。その成果は、きわめて満足すべきものでありましたが、成果の最大のものは、申すまでもなく沖繩問題の解決でありませう。沖繩問題は、戦後の日米間の最大の懸案であったことは御承知のとおりであります。が、今回ついに私とニクソン大統領の間で、沖繩を一九七二年中に日本に返還することについて基本的な合意をみるに至りました。合意の内容は、コミニケで明らかにされたとおりであります。

そもそも、戦争の結果発生した領土の状態を、平和裏の話し合いによって双方が満足する形で変更したということは、世界史上たぐいまれなことであります。日米兩國は沖繩返還問題をかように解決したことによって、時代の進展に応じた国際問題処理の新しい方式を示し、およそ國交関係なるものに、友好と信頼を基礎とした新しい秩序と、真の平和のあり方を開拓したといえるのではないのでしょうか。私は、沖繩問題の解決によって一九七〇年代にはじまる世界の未来のために、日米兩國が永続的な相互協力を行なうための盤石の基礎を固める



■ナショナル・プレス・クラブで演説する佐藤総理

ことができたことを確信するものであります。そこで、この際特に強調しておきたいことがあります。それは、このような歴史的な交渉を可能ならしめた背景はなんであつたかということ、沖繩返還が今後の日米関係をどのように形づくり、さらには一九

七〇年以降の国際政治にどのように影響して行くであろうかということでありませう。

戦後、一九五三年には奄美群島が、一九六八年には小笠原諸島が、それぞれ日米兩政府間の話し合いによって返還されております。しかし、百万人の日本人が住む沖繩は、極東における平和維持の戦略的拠点として、今日まで米國の施政権下におかれてきました。日米間の返還交渉における最大の課題は、まさしく沖繩が平和維持の面で果たしている役割そのものにあつたのであります。沖繩における米軍基地の重要性について、日米間の基本的な認識は一致してあります。沖繩基地の平和維持機能は、今後とも有効に保たねばなりません。しかしながら、わが國の領土たる沖繩と、そこに住む百万の日本人が戦後引き継ぎ米國の施政権下に置かれるという事実、日本国民の心の中に割り切れないものを残し、いわば敗戦の象徴として意識され、それがしこりとなって、日米関係に微妙な影響を及ぼしてあります。

私とニクソン大統領は、日米兩國民間の友好と信頼を維持増進し、戦後二十六年間にわたって、相互の利益のみならず共通の

理念によって徐々に築かれていったパートナーシップの関係をこの際一段と強化することこそ、相互の利益に沿うゆえんであり、同時に、アジアの平和と発展に寄与するという認識の下に、沖縄返還について合意したのであります。換言すれば、自由平等、人権尊重、社会正義の実現などの民主主義の基本的理念において日米に一致するところがあつたからこそ、沖縄返還が実現したのであります。私は、この交渉を通じて米国民、議会など関係者がわれわれに示された信頼と寛容に対し、さらには米国民の友好と善意とに対し、深い感謝の意を表するとともに、日米間のきずなの強さをいっそう痛感したのであります。ひるがえって、同じ第二次大戦の結果きりになされた北方領土がまだ祖国に復帰してないことはまことに遺憾であります。私は、沖縄の輝かしい先例に勇気づけられながら、日本国民の正当な要求を平和裏に実現すべく、ひきつづき努力する決意であります。

さて、沖縄の復帰に伴い、わが国が沖縄の局地防衛の責務を徐々に負って行くことは当然であります。日本の自衛力はすでにわが国の第一次防衛を保障する上で重要な役割を果たしておりますが、今後とも逐次整備して行く方針であります。私としましては、米国の自由諸国の期待にこたえ、ニクソン大統領がグアム島で明らかにされたように、アジアにおける戦争抑止の機能はひきつづき維持することを期待し、かつ確信するものであります。

この点に関し、私と大統領は、日米安保条約を堅持して行くことをお互いに確認いたしました。日本が、この条約を堅持する第一の目的は、いままでもなく、わが国の力の足らざることを友邦米国の協力をよって補い、もって、自国の安全を確保するためであります。しかしながら、現実の国際社会においてわが国の安全は、極東における国際的平和と安全なくしては十分に維持することができないのであります。ここに広く極東の安全のために米軍が日本国内の施設・区域を使用するという形で日米協力という安保条約の第二の目的が浮び上がっております。私が、この施設・区域の使用に関する事前協議について、日本を含む極東の安全を確保するという見地に立って同意するか否かを決めることが、わが国の利益に合致するところであると考えるゆえんもここにあります。

特に韓国に対する武力攻撃が発生するようないことがあれば、これは、わが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。したがって、万一韓国に対し武力攻撃が発生し、これに対処するため、米軍が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬような事態が生じた場合には、日本政府としては、このような認識に立って、事前協議に対し前向きに、かつ、すみやかに態度を決定する方針であります。

台湾地域での平和維持も、わが国の安全にとって重要な要素であります。私は、この点で米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価しているものであります。万が一外部からの武力攻撃に對して、現実が義務が發動されなくてはならない事態が生ずるとすれば、そのような事態は、わが国を含む極東の平和と安全を脅かすものと考えられます。したがって、米国民による台湾防衛義務の履行というふうなことは、われわれとしては、わが国益上、さきに述べたような認識をふまえて対処して行くべきものと考えま

すが、幸いにして、そのような事態は予見されないであります。私はインドシナ半島に一日も早く平和が取り戻され、この地域の諸国民が再び安定と繁栄をめざして働かうようになることを祈るとともに、日本としていかにしてこれに協力すべきか、その役割を真剣に探求しては、日本の果たすべき役割は、インドシナ半島の経済の復興、発展のため協力することはもちろんのこと、戦火のおさまった後に設けられるべき国際的平和維持機構にも求められれば、日本の国情に合致した方法で参加、協力すべきものと考えております。私は、南ベトナム人民が外部からの干渉なしに、自主的にその運命を決定することができるようにとの目的のために米国民が払っている犠牲と、ベトナム問題やオーストラリアの平和的かつ、正当な解決のためにニクソン大統領はじめ米側関係者が払われている誠実な努力に敬意を表するものであります。と同時に、私は米国の立場に深い理解を抱き、その努力が実を結ぶことを心から期待しております。

私は、冒頭に、太平洋新時代ということ

を申し上げました。それは、沖縄返還によって名実ともに戦後の時代に終止符を打ち、日本が米国の協力してアジア・太平洋地域、ひいては全世界の平和と繁栄に貢献して行く時代であります。そしてまた、それは、日米両国間に生じた問題の解決に限られた、いわば「閉ざされた日米関係」から、日米両国が協同して国際協力の強化に努める「開かれた日米関係」への移行といつてもよいのであります。

このためには、一九七〇年代の展望がまず必要であります。私は、七〇年代は米ソ両国が世界平和の維持に第一義的な能力と責任を負いつつも、他の各国がそれぞれの目標に従い自主的な行動の範囲を拡げて行った六〇年代の姿が大きく変わるものではないと考えております。

七〇年代は、また、米ソに次ぐ諸大國がそれぞれより大きい責任を果たすべき時代でもあると申せましょう。ことにわれわれは、目下核戦力の開発に努力している中共の将来、及び米ソと中共との関係、ソ連と中共との関係に深甚の関心を抱くものであり、米中ソ三国を隣国としている日本としては、米ソ間において平和維持の努力が進展しているのと同様に、七〇年代において、米中、ソ中間にも平和的な共存関係が実現されることを強く希望するものであります。また私は、中共が従来の隠微姿勢を改めて、世界平和の実現のための責任を建設的に果たす国として国際社会に参加することを期待しており、日米両国はこのための門戸を、中共に対し常に開放しておくべきものと考えております。

ると考えます。これら諸国が緊張緩和、あるいは世界経済の調和ある発展のために果たしうる役割は、今後さらに増大すると思われます。なかんずく、南北問題は今後長期にわたって人類が取り組む、解決すべき最大の課題であることを思えば、これら先進工業諸国は短期的な利害を超え、力を合わせて開発途上諸国の困つくりの支援に一層力をいたすべき必要を痛感するものであります。

このような展望に立って、太平洋をほむ二大雄邦たる日米両国が協力する時代、これが私のいう太平洋時代なのであります。さて、かかる日米協力のあり方でありますが、まず日米二国間の関係について申し上げれば、沖繩問題の解決により、当面日米両国間の重要な問題の一つが経済問題であることは、明らかであります。現に日米二国間には、資本取引にせよ、貿易面にせよ、種々の問題があり、すでに日米関係を円滑に進めて行くための当事者間の努力が行なわれておりますが、私はさらにこの点に関し一層の努力を払う所存であり、七〇年代においては、二国間のみならず

世界の他の地域においても、経済的分野で日米の協調と競争の両面がともに増大するものと予想されます。そこには若干の摩擦が起こりがちであります。しかしながら、日米両国の巨大な貿易量にみられる相互依存関係の深まりからくる利益の大きさに比べれば、競争のため、まぎれ生ずる摩擦は、それほど問題ではありせん。より大切なことは、相手国の立場をつねに理解し、互恵互譲の精神により、部分的な摩擦が、政治的な大いなる傷をつけることのないよう、国際的ルールの下で配慮することであると考えます。この意味で、私は、以前から日本の貿易の自由化並びに資本の自由化を推進して参りました。昨年十二月、閣議決定を行ない、「輸入制限品目について全面的再検討を早急に行ない、兩三年中かなりの分野において自由化を実施する」とにいたしました。さらにその後、先月日本政府は、現存輸入制限品目を一九七一年末までに半減し、さらに、その他の品目の自由化の促進についても最大限の努力を払うことに決定いたしました。また、資本の自由化については自由化業種の範囲の拡大についても努力を続け

てまいりました。しかし、この貿易及び資本の自由化の促進については、今後とも一層努力する決意であります。同時に、米國が今後とも安定した経済発展を続け、開放的な経済政策をとることを期待するものであります。

日米両国が共通の関心を持つアジアにおいては、各国の自助努力、共通の関心を有する国々の間の地域協力、先進国からの経済技術協力とが相まって、次第に開発のテンポが早まり、多くの地域において安定した国家体制と自主的な経済建設の前進がみられます。それにもかかわらず、アジアの貧困は依然として解消されず、アジア諸国の持続的な発展の基礎が確立されたというには、まだほど遠い状態にあります。このようなアジアの情勢は、一九七〇年代に入っても大きく変わるところはないものと考えられます。

ここに私は、アジアの先進工業国としてわが國に与えられた最大の課題を見出すのであります。すなわち、民族や宗教や文化を異にするアジアの諸國が、自由と独立とを享有しつつ、相互に協力してともに繁榮するよう、軍事的でない側面から協力す

ることこそ、わが國が一九七〇年代における國家目標として追求すべき課題であります。米國が全世界の平和の維持にとつて中心的存在であり、アジアにおいても安全保障の上で重要な責任を負っていることを考えれば、アジア諸國の困つくりに対する経済、技術面での支援という分野においては、米國よりもむしろ日本の方が主体的な役割を果たすべきであると考えます。



随行記者団とサンフランシスコで記者会見

わが國は、自由世界第二位の経済力を有するに至つたとはいえず、米國との差はきわめて大きく、しかも一人当たりの国民所得は、世界で二十番目であるという現実にあります。それに加えて、社会資本、公共投資の大きな不足を是正して行かなければならない重荷を背負つております。しかしながら、日本國民の心の底には、世界のために積極的に働きかけることに生き甲斐を見出したという意欲もまた生まれてきているのであります。特に、沖繩問題の解決が日本國民に自信を与え、民族としての建設的意欲をアジアの安定に向かつて指向せしめる契機となることは疑いをいれせん。

すでにわが國は、一九七〇年代をアジア開発の十年とする目標を掲げておりますが、アジアの平和と繁榮の確保は、わが國一國の力だけで達成することはできません。アジア諸國の自主的な努力とともに、この地域に大きな関心を有する先進工業諸國の物心両面の協力が必要であります。なぜなら新しいアジアの建設に当たっては、単に貧困や飢がや疾病の除去といった物的な面のみではなく、アジア諸國民が自由と社会主義とを享受しうることを目標にし

なければならぬからであります。ここにまた、共通の理念に結ばれた日米兩國による秩序の創造という太平洋時代のあるべき姿を見出すのであります。

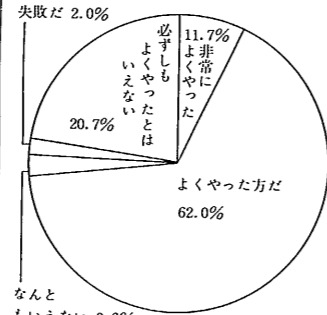
日米の協力は、二國間及びアジアに限定されるものではありません。この協力は自由世界において一位と二位の経済力を有する二つの國の協力であり、その対象は、さきに一九七〇年代の展望について述べたとおり、一般的緊張緩和、国連機能の強化、軍備管理、ひいては軍縮の実現、南北問題の解決、自由な貿易体制の維持、安定した国際通貨体制の確立など、諸々の世界的諸問題に及ぶべきであります。

さて、このような広範な協力関係をつくり上げるためには、いかなる心構えが必要でありましょうか。もつとも必要なことは、兩國の國民の間の理解の促進と信頼感の育成であります。ちょうど今を去る百年前、四十名の日本人移民が初めて米國に渡つたのであります。いまや毎年十万人を超える日本人が米國を訪問しており、米國から日本への訪問も年間二十万人を超えます。こうして直接あるいはマス・メディアを通じての兩國國民のふれ合いがさらに深ま

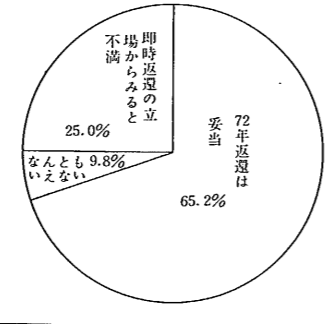
沖繩返還交渉と日米共同声明について — サンケイ世論調査 —

日米共同声明が発表された直後に、サンケイ新聞社は佐藤首相の沖繩返還交渉の結果を国民がどう受けとめたかを調査した。その結果、7割以上の者が、「非常に良かった」、あるいは「よくやった方だ」と、その成果を高く評価した。調査結果はつぎのとおりである。

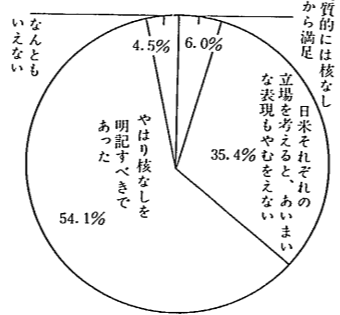
〈問〉 5年間にわたる佐藤首相の沖繩交渉を全体としてどう評価するか。



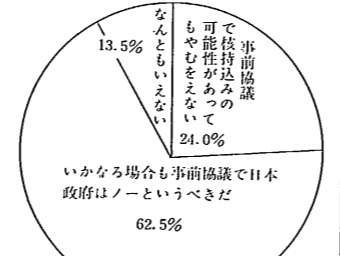
〈問〉 「1972年中に返還」の決定をどう思うか。



〈問〉 共同声明に示された核の取り扱いについてどう考えるか。



〈問〉 有時の核持込みに関する事前協議をどう思うか。



〈調査方法〉

この調査は、東京、大阪の都心から半径70キロ圏内に住む15歳から64歳までの者1200人を系統2段抽出で事前に選び、22日の午前10時から午後2時の間にサンケイ新聞社が電話で行なったものである。これは、調査日時を対象者にあらかじめ通知しておき、新聞社が対象者へ電話をかけるか、対象者が新聞社へ電話してくるかの方法で、質問を電話で伝え、その場で意見を求めたものである。調査の回収率は70.4%であった。

れば、今まで両国民が抱きがちであった誤ったイメージが互いに修正され、米国民も日本もともに独自の文化と伝統を持ち、複雑な課題をかかえている国であることが理解されてくるであらう。さらに、両国が、相手国の独自の役割を正當に評価することができると思われます。

すなわち、米国民は、広大な国であり、多民族国家であり、連邦国家であり、そしてなによりも世界的なスーパーパワーであり、一方日本は、狭小な国土の上に単一民族によって形成された国であり、またアジアの二国であり、ともに先進工業国であり、自由と人権を尊重する民主主義の理念において共通するといえ、このような基本的な相違点があります。

しかし、他方、日本と米国民は、驚くほどの類似点もつております。社会の内部の流動性がこれほど高く、競争原理がこれほど貫かれている国は、日米両国以外にはありません。国内の諸体制が急テンポな情報化社会への適応を行なっていること、高等教育の広範な普及などにも大きな共通点が見られます。そして、日本人も米国民も現状に満足せず、常によりよい社会を未来に

見出そうと努める傾向にも国民性の類似点を見出せるのであります。

政治、経済、安全保障問題など多岐にわたる国際組織の中心として自由と安定を維持する米国の役割は独自のものであり、どの国も代替できるものではありません。他方、日本の生き方も平和に徹するという点で、それぞれが国情と国民性を認め合い、直接の利害は必ずしも同じではなくても、お互いの立場を尊重することによって、きわめて実のある協力体制が十分実現しうることを確信するものであります。

このよきな懸念からいえば、私は、日米両国は今後その二国間の関係において、また国際問題に対処する場合でも、できるだけ政策の選択範囲を広げるべきであると思えます。つねに幅のある話し合いが可能な状態を維持して行くことが望ましいのであります。

す。かつては困苦欠乏にたえて新世界を見事に開拓し、近くはすばらしい組織力と個人の勇気によってアポロ計画を成功せしめた米国民は、必ずや現在当面している政治、経済、社会の諸問題を克服し、それが全世界に対し安定的な影響を与えるであります。また、そのパートナーたる日本は、戦後二十有余年にして世界に誇りうる経済成長を達成してアジアの安定勢力として存在し、さらに盛んな意欲をもって未来の問題に正面から取り組もうとしている国であります。

いまや人類、歴史などを著しく異にする太平洋の二大國が、同盟関係よりもっと高い次元に立って、世界の新しい秩序の創造に協力して行くという世界的な大実験に手を付けようとしているのであります。この実験はようやく始まったばかりでありませんが、私は両国民の善意と信頼と努力の上で、この実験が必ず成功することを確信し、また私自身ニクソン大統領とともに、この実験の序幕を切って、沖繩返還の実現の運びとなったことに深い喜びを覚えるのであります。

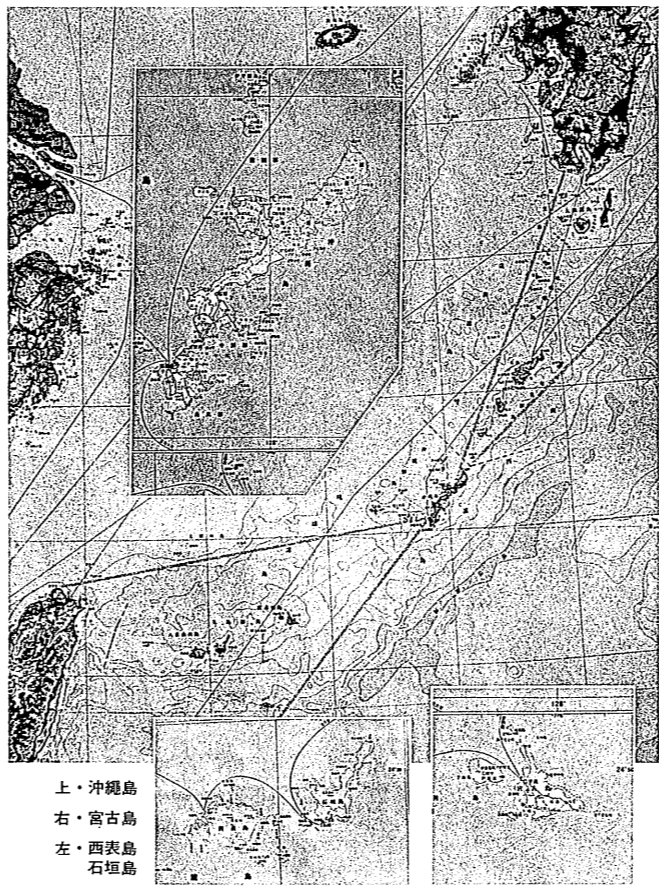
御静聴ありがとうございました。

時の動き—政府の窓—十二月十五日号

昭和二十二年六月二十八日第三種郵便物認可 第三十三卷第二十四号 東京都千代田区外田町一丁目番地
昭和十四年十二月十五日発行 通巻三百四十一号 東京都千代田区外田町一丁目番地

大蔵省印刷局發行

琉球列島全図



「時の動き」の定期購読をおすすめします。定期購読者には特に政府刊行物を随時贈呈いたします。お申し込みは、政府刊行物サービス・センター、サービス・ステーション（官報販売所）、全国主要書店あるいは内閣総理大臣官房広報室または大蔵省印刷局あて、はがきでお申し込みください。

転載自由 転載する場合は「時の動き」から転載したむねを記し総理府広報室宛三部送付願います。ただし署名原稿の場合は、事前に広報室を通して執筆者の了解を得てください。

定価 25 円
(郵送定価31円)

整理番号 ウ4-122

北米第一課長
世界の動き

No. 213/1969 9

昭和四十三年六月十五日発行
第三種郵便物認可
毎月一回（毎月十五日発行）



○ 沖縄問題と日米関係
アジアに向かうソ連の姿勢
ニクソン大統領の
アジア・ルーマニア訪問

外務省情報文化局編集



も く じ

沖繩問題と日米関係……………愛知 揆…………… 1

アジアに向かうソ連の姿勢…………… 6

ニクソン大統領のアジア・ルーマニア訪問…………… 14

相互理解を増進した日米閣僚会議…………… 19

軍縮委員会と日本の参加(下)…………… 26

グラビア解説《自主独立の実をあげる・スワジランド》…………… 24

■外務省だより…………… 32

■国際日誌(7月14日～8月15日)

グラビア 《世界への窓》スワジランド
8月2日、ルーマニアを訪問したニクソン大統領は民衆から大歓迎をうけた。写真はルーマニアの民族衣装をつけた若者たちの踊りの場に加って楽しむ大統領。
表紙写真

編集担当 外務省情報文化局国内広報課

この「世界の動き」をご希望の方は、世界の動き社(東京都港区西新橋1-6-14 デトロイトビル 電話 504-1655)へ現金で300円(1年分)を前納されれば、随時発行の特集号などと共に、毎月お送りいたします。ご送金はなるべく当社振替口座(東京 25740 番)をご利用ください。なお、沖縄に居住される方は600円を前納してください。船便にて、本社より直接お送りいたします。

本誌の論文を転載、または写真を転写される場合は、事前に本社までご連絡くださるようお願いいたします。その場合、かならず掲載誌を2部お送りください。

沖繩問題と日米関係

外務大臣 愛知 揆

沖繩返還に絶えざる努力

現在日米間の最大の問題は、いままでもなく沖繩返還問題である。わが国古来の領土の一部、およびそこに住む百万人の日本国民が、戦後すでに二十数年を経た今日なお外国の支配下にあるということは、どうみても不自然なことである。この領土および日本国民を、元来あるべき姿、すなわちわが国の施政権の下に復帰させるということが、沖繩返還問題である。

沖繩返還交渉の相手国は、もちろん米国である。米国は、平和条約第三条にもとづいて、沖繩の施政権を行使することが認められている。沖繩と同様に、平和条約第三条にもとづいて米国が施政権を行使していた奄美群島および

小笠原諸島は、それぞれ昭和二十八年および昭和四十三年に、米国との話し合いによってわが国に復帰した。小笠原諸島の復帰は、つい昨年のことであるから、記憶に新しいところであろう。この小笠原諸島の復帰が原則的に決定したのは、一昨年十一月のワシントンにおける佐藤総理大臣とジョンソン大統領との会談であったが、その際、沖繩についても、はじめ「施政権を日本に返還するとの方針」が合意され、またその後日米両国間において、沖繩の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことが合意された。

沖繩返還に関するその後の日米両国間の検討は、私の前任者三木外務大臣とジョンソン駐日米大使との話し合いを皮切りに、私とジョンソン大使、オズボーン臨時代理大使の間の話し合いをはじめ、東京およびワシントンの外交経路をつうじ

て継続的に行なわれてきた。その間米国では、本年一月ジ
 ヨンソン大統領からニクソン大統領へ政権の交代があり、
 本格的な沖縄返還交渉はニクソン政権を相手に行なわれ
 こととなったわけである。

佐藤総理は、一昨年十一月の米国訪問以来、国会など
 おいて、兩三年内には沖縄施政権返還の時期について日米
 間で合意に達したい、との見解を表明してこられたが、そ
 れ以来すでに二年が経過しようとしているので、本年秋に
 再び訪米し、ニクソン大統領との間で沖縄施政権返還の時
 期およびその他の大綱について合意に達したいとの決意を
 明らかにしている。

私は去る五月三十一日から一週間にわたり米国を訪問し
 たが、これは、本年秋の佐藤総理の米国訪問にそなえて
 の、沖縄返還のための外交交渉の第一ラウンドとして、米
 国政府首脳と話し合いを行なうことが主目的であった。

私は、六月二日ニクソン大統領と、次いで三日から五日
 にかけてロジャーズ國務長官と三回、またレアー国防長
 官と一回、それぞれ会談し、沖縄の早期復帰に対する沖縄
 県民を含むわが国国民の強い要望を伝えるとともに、沖

縄返還問題についての日本政府の基本的立場を十分米国政府
 に説明した。

すなわち、まず第一に、沖縄の早期復帰はわが国国民の
 一致した民族的願望であり、遅くとも一九七二年中には沖縄
 の施政権がわが国に返還されるべきことを説いた。

第二に、施政権返還後の沖縄に残される米軍基地について
 は、日米安全保障条約およびその関連取決が、本土の場合と
 同様に、そのまま適用されるべきであり、また返還後の沖縄が
 本土と差別される結果とならなければならないことを主張した。

第三に、とくに核兵器の問題については、唯一の原爆被爆
 国としてわが国には核兵器についての特殊な強い国民感情が
 あることをあらためて説明し、米国側の十分な配慮を求めた。
 以上が、私の訪米の際に日本側から米国側に対して示した
 交渉の基本線であるが、政府としては、今後の交渉をとおし
 てその実現のために全力をつくす方針である。

このような当方の主張に対し、米国政府首脳はこれを傾聴
 し、本年秋に予定されている佐藤総理とニクソン大統領との
 会談において、日米双方の長期的利益に沿った解決に達し
 るようにするため、外交経路をつうじて鋭意話し合いを進める

ことに同意したのであるが、しかし、今後の交渉はけっし
 て容易なものではないと予想される。

今後の交渉のあり方

今後の沖縄返還交渉がどのようなものであるかについて、
 簡単に述べてみたい。そのためには、まず沖縄問題に対し
 て米国側がとってきた従来の態度というところからの述べゆ
 きたいと思う。

沖縄返還問題は、

- 一九五七年の岸総
 理とアイゼンハワ
 ー大統領との会談
 以来、歴代の総理
 大臣と米国大統領
 との会談において
 とりあげられてき
 た。日本側は、そ
 のつど沖縄返還に
 対する日本国民の
 強い願望を強調し

て、その早期実現を求めてきたが、米国側は、「脅威と緊張
 の状態が極東に存在する限り、米国は沖縄の現状を維持する
 必要を認める」とか、「極東における自由世界の安全保障上の
 利益が、沖縄返還に対する日本政府および国民の願望の実現
 を許す日を待望する」という立場を示すにどまり、「一昨年
 十一月の佐藤・ジョンソン会談の前までは、施政権返還に
 ついて具体的な約束をすることは避けてきた。
 このような米国側の従来の立場は、端的にいえば、沖縄に
 ある米軍基地が果たしている極東の安全保障上の役割がきわ
 めて重要であるという軍事的見地から、極東情勢の緊張ない
 し不安定が存在する限り、基地の機能に影響を及ぼすような
 施政権の返還は考慮し難いということを強調したものであ
 る」と思う。

それが「昨年十一月の日米首脳会談において、沖縄の施政
 権を日本に返還する方針が合意されたのは、わが政府お
 よび国民の沖縄返還に対する願望を実現させることが、日米
 友好関係維持という、いわば大局的政治的見地から必要であ
 るとの判断によるものである。」



▲ロジャーズ米國務長官と
 話し合う愛知外務大臣（外務省で）

強い願望を強調し

しなくなつたということではけつてなく、沖縄基地の機能を損なわないうる施政権を返還する方式を日米両国で考えようということである。

今日のアジアを中心とする国際情勢は、依然として不安定な状態にある。極東の一部地域には、わが国に対してもしも使用されたならば重大な脅威となりうるような軍事的能力が散存している。また、去る四月の偵察機墜落事件や韓国へのゲリラ侵入の反復でも明らかとなり、わが国の平和をよそに朝鮮半島では三八度線を境として緊迫した状況が続いている。ベトナム和平の前途も安易に予断しえない状況である。そしてこの地域の安全がまがりなりにも保障されているのは、この地域で力の均衡が維持されているからであり、かつそのような力関係を維持するためには、この地域における米国の軍事的抑止力の占める意義がきわめて大きいということである。

現在沖縄にある米軍基地は、いわばこの極東における米国の軍事的抑止力の重要な一環となっている。地図を見れば明らかのように、沖縄は、韓国、日本から台湾を経てフィリピンに至る極東における自由陣営の中心に位置しており、

米国では「太平洋の要石」と呼ばれている。米国は極東において、日本のほかにも、韓国、中華民国、フィリピンとそれぞれ相互防衛条約を締結しているが、これら条約の義務を履行する上でも、極東自由陣営の中心にある沖縄の基地が非常に重要な役割を果たしていることはいうまでもない。

もちろん、わが国としてもこのような極東における戦争抑止力の一つの中心点として、わが国およびわが国を含む極東の安全保障に重要な役割を果たしている沖縄基地の機能を重視していることは当然である。したがってまず第一に、かかる沖縄基地の機能を損なわないうる十分配慮しつつ、同時に沖縄県民を含むわが国全国民の世論と願望をふまえて、施政権返還後の沖縄に日米安保条約およびその関連取決が、本土の場合と同様にそのまま適用されるべきであるとのわが国の交渉の基本線を十分米国内に納得せしめ、その線で沖縄の返還を実現するということは、なみなみならぬ努力を必要とし、今後米政府との間で真剣かつ十分な話し合いによって、問題を煮詰めていかなければならないところである。私が先に、今後の交渉はけつて容易でないとのべたのは、以上の説明で理解されると思う。

相互信頼と協力関係の上で

ここでとくに念をおしておきたいことは、沖縄の施政権返還を求めるにあたって、沖縄を米国から奪取するということではなく、日米友好関係に基礎をおいた話し合いをつうじて、領土の返還を求めるといふ基本的態度である。戦後の日米関係は、相互信頼にもとづく友好協力関係をもって固く結ばれており、奄美群島や小笠原諸島の返還も、そのような関係の上に立脚した話し合いをつうじて実現をみたのである。沖縄の返還についても、わが国およびわが国を含む極東の安全保障上の要請を満足せしめつつ、かつ日米完全保障条約およびその関連取決の枠内での施政権返還を実現するということは、日米双方の国益に資するのみでなく、アジア太平洋地域の安定と繁栄に寄与し、また日米間の長期的友好協力関係を維持するためにも不可欠なことであるという確信をもって、政府は今後英知を傾けて目的達成のため最大限の努力を払う所存である。

先の私の訪米は、ニクソン政権発足以来わが国の外務大臣としてはじめての訪問であった。したがって、ニクソン

大統領をはじめとする米政府首脳と、沖縄問題だけでなく、広く日米間の諸問題について率直に意見を交換したが、教回にわたる会談をつうじて、米政府首脳はアジア・太平洋地域に対する大きな関心と、この地域におけるわが国の果たす役割に対する期待を示していた。とくにニクソン大統領は、一九六〇年代だけでも六回訪日している中で、歴代大統領の中でも自分ほど日本の事情に詳しい者はあるまいと述べて、わが国に対する深い信頼と親近感を示した。また大統領は、日本の協力をなくしてアジア・太平洋地域の平和と繁栄は維持されないと述べ、日米両国が互いに協力しあうべきであるとの考え方をはっきり示したのであった。

わが国としても、アジアにおける唯一の先進国として、国力および憲法の許す範囲内で、自主的にこの地域の安定と繁栄に寄与すべきことはいうまでもない。日米友好協力関係の増進およびアジア・太平洋地域の平和と繁栄は、日米両国にとって共通の外交目標である。

このような関係にある日米両国の間で、当面の最大の問題が、先にのべた沖縄の施政権返還問題である。政府の立場と今後の努力について、国民各位の理解と支援をお願いしたい。

アジアに向かうソ連の姿勢

アジア情勢の転換期

国際情勢は、アジアを中心に今や新たな転換期に入りつつある。

第二次大戦終結以来、すでに今日まで二四年がたった。この歳月の長さは、第一次、第二次大戦間のそれを上まわっている。

この間の科学技術の驚異的発達、それぞれの国の政治、社会、経済体制のみならず、国と国との関係、さらには戦後長らく続いた共産、自由陣営の力の対立、すなわち東西の冷戦体制にも大きく影響し、ここ数年來世界は大きく変わりつつある。

この状況を規定してキッシンジャー米大統領特別補佐官は、「世界は軍事的には米ソの二極、政治的には多極化の時代に入った」としている。

しかし、アジアに焦点を置いて国際情勢を見るならば、軍事的には米ソ二極の時代というよりは、米中ソ三極の時代に入りつつあるとするのがより妥当であろう。そしてアジアのこの軍事的米中ソ三極の対立は、ソ連の背後にある欧州情勢に直接大きな影響を及ぼしている。

しかしながら、アジアにおける米中ソ三極対立の時代は、まだ現実にはきていない。その時期となるのは、中共が、長距離核ロケット兵器の実戦配備をはじめるとみられる一九七〇年代はじめてであろう。今やこの時期をめざし、そしてその場合のアジア情勢を考慮しつつ、米ソはいよいよ本格的に動きだしたように思われる。

すなわち、ブレジネフ・ソ連共産党書記長は、六月の世界共産党会議における演説で、「アジアの集団安全保障体制とい

世界の動き

No. 218/1970 1

昭和四十三年六月十五日 第三種郵便物認可
毎月一回(日曜)日発行 通巻二八四号

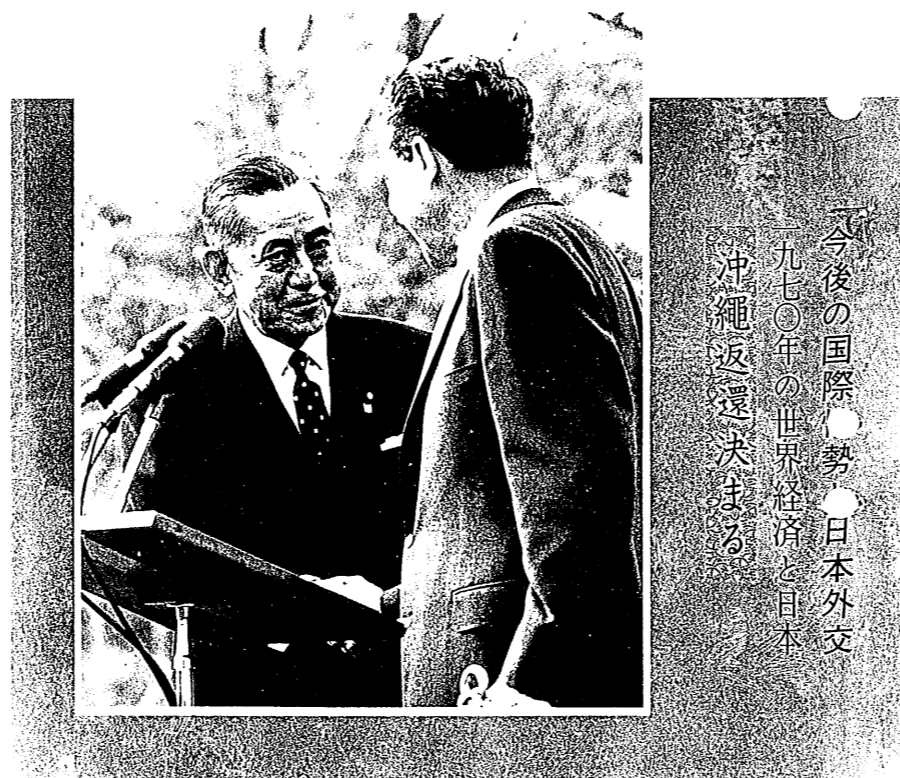


外務省情報文化局編集

世界の動き

No. 218 / 1970 1

昭和四十一年六月十五日発行
毎月一回発行
日本郵政特種郵便物認可



外務省情報文化局編集



も く じ

今後の国際情勢と日本の外交…………… 1
 沖縄返還決まる…………… 13
 1970年の世界経済と日本…………… 18
 平穏な第24回国連総会…………… 23
 ■外務省だより…………… 32
 ■国際日誌 (11月16日～12月14日)
 グラビア〈特集〉佐藤総理の訪米
 表紙写真 佐藤総理は、11月19日から3日間におたりニッポン米大枝節と会談を行ない、沖縄県民はじめわが国全国民の四半世紀におたる念願だった沖縄の日本返還が決定された。21日、共同声明を発表後、「歴史的」な握手をかかず両首解。

編集担当 外務省情報文化局国内広報課

この「世界の動き」をご希望の方は、世界の動き社(東京都港区西新橋一六―一四デパートビル)電話五〇四―一六五五へ現金で三〇〇円(一年分)を前納されれば、随時発行の特集号などと共に、毎月お送りいたします。ご送金はなるべく当社振替口座(東京二五七四番)をご利用ください。なお、沖縄に居住される方は六〇〇円を前納してください。船便にて、本社より直接お送りいたします。

本誌の論文を転載される場合は、事前に本社までご連絡くださるようお願いいたします。なお写真の転写はご遠慮ください。転載の場合にはかならず掲載料を二部お送り願います。

今後の国際情勢と日本の外交

内外多事をきわめた一九六〇年代は終わり、いよいよ一九七〇年代に入った。第二次大戦後の世界の動きは、戦前とは比較にならないほど、複雑で、また速度も早い。そうした趨勢からみても、これからの十年の変化は、まことに予断しがたきものがある。あるいは、世界のあり方に、これまでにない新しい基本的変化がみられるかもしれない。そのきざしは、すでに、とくに東南アジアにおいて顕著である。この重要な一時期を画すると思われる一九七〇年代の初年にあたって、以下、米中ソ三国の動向およびアジア情勢という二点に重点を置き、国際情勢を概観し、これとの関連における日本外交の今後のあり方について考えてみたい。

一 米中ソ三国の役割

まず、なぜ米中ソ三国の動向を考察するのか。それは、いふまでもなく世界平和がこれら三国の動向にかかるところきわめて大きいからである。現在第三次大戦が避けられている。いちばん大きい理由は、米ソ二超大国の間の核戦力の均衡に

を中心として保たれている世界の秩序に不満を抱き、本格的な核戦力の建設に努めているのが中共である。中共は総合的な国力の点では米ソに遠く及ばないが、この意味で米ソとしても無視し得ない存在なのである。したがって、世界の将来を考へるに当たっては、何を置いてもまず、これら三大国のそれぞれの動向およびこの三角関係の将来を考察しなければ

もとづく「平和共存」の時代が現出していることにある。この結果、核兵器は使われない兵器となった。最近東西二大ブロックの境界があるていど乱れてきたことから、いわゆる「多極化現象」なるものが生まれてきているのであるが、世界平和維持についての究極的な責任および実力はいぜん米ソ二国の手ににぎられている。そして、この米ソ二国

ならない。
とくに、わが国は、この三大国を隣国としていて、世界でもユニークな位置にある国であり、国の安全も繁栄も、この三大国とわが国との関係に左右されるところがきわめて大きい。

さらにこの三国は、アジアに対する影響の大きさという見地からも重要である。戦後アジアにおいては恒常的に各種の緊張が存在し、大規模の武力行使をともなう紛争や戦争だけでも約二〇回も発生した。このうち日本にも少なからざる影響を及ぼしたものとしては、とくに朝鮮戦争、台湾海峡における緊張、ベトナム戦争の三つがあげられるが、これらの紛争はすべて一種の内戦的な性格をもっていたにわかならず、前世紀におけるアメリカの南北戦争や、わが国の西南戦争などは根本的に異なった二〇世紀的特色をもっている。すなわち、これらの紛争が「国際的内戦」であって、直接または間接に大国が介入関与した点である。またインドとパキスタンの間の争いも、その帰趨は大国の行動に依存するところきわめて大きいことは、一九六五年の印パ戦争におけるソ連の調停や、三大国の印パ両国に対する軍事、経済援助の消長を

みても明らかである。これを要するに、アジアの将来を考慮する第一の鍵も、三大国の相互関係にありといえるのである。

二 米中ソ三国関係の現状と将来

しからは、現在および七〇年代に予想される三大国の関係は如何なるものであろうか。

(一) 米ソ関係についていえば、核戦争を回避するという共通利益にもとづく協調関係と、イデオロギーを異にした二大巨人の勢力争いという対立関係の双方が、今後とも並行して継続すると考えてよいであろう。協調関係で注目されるのは、両国間に核軍縮交渉についての予備的な話し合いが始まったことである。現在両国間の核戦力を比較すると、米国の方が優越はしているものの、全体としていっおうの均衡が保たれている。しかし、目下両国はともに相手に対する打撃力の画期的向上のため、多目標弾頭ミサイル(MIRV)の開発に努め、一方ミサイル要撃兵器体系(ABM)の展開にのりだしつつある。このような核軍拡競争がさらに続けば、米ソ相互間に相手の意図や能力について不安が増大し、核の均衡が不安定化し、ひいては平和共存政策にも重大な影響が及ぶで



▲沖縄返還の第1回会談終了後、ホワイトハウス中庭を散策する日米両国首脳(11月19日)

ある。これに加えて、両国の財政事情もあり、核軍拡の停止のための話し合いを行なおうという気運が生まれたのである。かくて去る十一月十七日からフィンランドの首都ヘルシンキで、戦略兵器の制限についての予備交渉が開始されたが、いずれは本格交渉へ移行するものと思われる。この話し

いこそ、今後の長期的米ソ関係を下すものとして、わが国として十分注目すべき重要交渉である。

かかる協調の反面、米ソ間の対立競争関係もいぜんとして続いている。この対立関係の将来を左右するのは、一つには米ソいずれのプロットにも属さない中間地帯に、米ソがいかに影響力を維持するかであり、一つには、現在両プロットの内部にある中小国の自主性がどれだけ伸びるかである。この意味で、昨夏のニクソン大統領のルーマニア訪問は世界の注目をあびた。いずれにしても、今後の両国の競争はそれぞれの現実的国益中心のものとなり、その政策も選択的、打算的なキメの細かいものになってゆくであろうと思われる。

(二) 次は中ソ関係である。中ソ両大国の間には、かつて一枚岩といわれた団結の頃でも、歴史的経緯、民族性の差異、発展段階の相異などの対立要因が潜在していたと思われるが、これが表面化したのは五〇年代の末からであった。その原因としては、米ソ平和共存の進展に関する中共の反発、国際共産主義運動における指導権争い、中共の核開発に対するソ連の非協力などいろいろあげられているが、いずれにしても、当初は、対立はイデオロギー問題についての公開論争など主として党対党の間で現われていたのに対し、文化大革命の頃から深刻な国家間の対立の様相を呈するにいたり、その後各種の国境紛争が生起するまでになった。最近の特色は国境を

めぐる衝突がエスカレートし、その衝突を両国政府が公式にとり上げ、相手国非難のほげしい宣伝戦を展開していることである。もともと、中ソそれぞれの事情からみて、近い将来両国間に大規模の紛争が勃発する公算は小さいと考えられる。現に昨年九月の周恩来、コスイギン両首相の突然の会見に引続き、十月二十日から北京において中ソ会談が開かれていたが、両国代表は何よりもまず、国境地帯における武力衝突の回避について話し合いを行なっていると伝えられている。しかし、両国の対立の根は、国境問題よりもっと深いところにあるから、たとえ国境における武力衝突の回避について何らかの合意が成立しても、両国の対立が大幅に緩和するというほど簡単なものではないのである。

わが国の立場からいえば、中ソ間に大規模な武力紛争が発生することも、中ソが平和共存に反対する立場で団結することと共に希望しないところであるが、これに反するような客観的情勢はまず生じないものと見てよいであろう。

(四) 最後に米中関係である。米中間対立には二つの大きな側面がある。一つは台湾問題であり、他の一つはアジアに対する両国の政策の対立である。台湾問題については、

府、中共それぞれが中国の唯一の支配者であるとの立場を変えず、かつ米國が一九五四年の米華条約にもとづく防衛約束の維持を、中共が米國の台湾からの撤退を主張している以上、問題解決が近い将来達成されるとは考えられない。また東南アジアについても、北ベトナムのベリ和平会談参加をめぐる中共の態度からもわかるように、中共は民族解放闘争支援の名のもとに東南アジア諸国の親中共分子に働きかける姿勢をいぜん変えていないので、今後も東南アジアをめぐる米中の対立は容易に消滅することはないであろう。とはいっても、米國もアジアにおける安定した国際秩序の樹立のためには中共との関係改善が必要であることは十分認識しており、現に昨年のロジャーズ國務長官の発言や、米國人の中共渡航券発給制限の解除や旅行者の中共産品購入制限の緩和措置などにみられるようにかなり柔軟な姿勢をうちだしている。目下のところ、中共はこれにいつこう反応してはいないが、七〇年代という長期をみれば、中ソ対立の動向とからみあって、米中関係も今ほど硬直したものではなくなってくる可能性は十分考えられる。しかし、米國が日本の頭ごしに中共との和解をはかるのではないかというのは、まったく根拠

のない議論であり、対中共関係の将来は日米間の緊密な連絡によつてのみはじめて打開の可能性があることは、アメリカとしてもよく知っているところである。

(四) 以上の大國關係の将来を占うに当たり、注目されるべきは昨年の九月八日の國連総会において、ニクソン大統領の行った演説である。

この演説において同大統領は、米國が同盟國を見捨てることなく、相互依存の國際關係の進展の中で、米國の國際約束をできるだけ長期のものとし、各國、各地域のイニシアティブを尊重すべき旨を明らかにした後で、とくに共産主義國家との關係についてのべ、「われわれは対決 (Confrontation) の時代から話し合い (Negotiation) の時代に入った」とし、ソ連については「お互いの相違とお互いが異なる途をとる權利を認め、異なる利害と共通の利益を認め (中略) 相互尊重の精神で關係を持ってゆける」とし、中共に対しては「共産中國の指導者が彼らの自ら選んだ孤立を放棄することを決める次第、ソ連同様、率直かつ真剣な態度で中共と交渉する用意がある」と述べた。

これによつて、米國が今後とも孤立主義的方向に向かうこ

となく、ベトナム、中東、核軍縮などの重要問題をはじめとして、世界平和のため進んで手をうつ用意があることが明らかにされたわけであり、この姿勢に対する今後の相手側の出方が注目される。

三 アジアの動向

(一) 次に、アジア諸國の動向について述べよう。アジアは世界人口の六割ちかくが居住する巨大な地域であるが、アジアを構成する國々の大部分は内地的、外的に種々の不安定要因をかかえており、戦後の世界の諸紛争の半分はアジアにおいて発生した。この不安定性の内的要因としては、増大する人口の圧力のもとにこれら諸國が直面している貧困と、これにもとづく政治、社会不安が最大のものであるが、このほかに、多くの國々が少数民族問題、宗教的対立などをかかえていることもみすこせない。他方、外的要因としては、アジアが、三大國の力の接点であるため、三つの分裂國家地域をかかえたままに現在に至っていること、大國の動きが陰に陽に各國の内政、外交に影響を及ぼしていることがあげられる。このような不安定性をかかえるアジアの将来を卜するに当

のない議論であり、対中共関係の将来は日米間の緊密な連絡によつてのみはじめて打開の可能性があることは、アメリカとしてもよく知っているところである。

(一) 次に、アジア諸國の動向について述べよう。アジアは世界人口の六割ちかくが居住する巨大な地域であるが、アジアを構成する國々の大部分は内地的、外的に種々の不安定要因をかかえており、戦後の世界の諸紛争の半分はアジアにおいて発生した。この不安定性の内的要因としては、増大する人口の圧力のもとにこれら諸國が直面している貧困と、これにもとづく政治、社会不安が最大のものであるが、このほかに、多くの國々が少数民族問題、宗教的対立などをかかえていることもみすこせない。他方、外的要因としては、アジアが、三大國の力の接点であるため、三つの分裂國家地域をかかえたままに現在に至っていること、大國の動きが陰に陽に各國の内政、外交に影響を及ぼしていることがあげられる。このような不安定性をかかえるアジアの将来を卜するに当

たつて、注目すべき動きが最近四つあるように思う。その一つは、アジア諸国自体の動きである。第二はアメリカのアジア政策の転換である。第三はソ連のアジアへの新しい働きかけであり、最後はアジアの大国としての日本の登場である。

(一) まず第一に、基本的な不安定性や、ベトナム、ラオス紛争、朝鮮半島の緊張などにかかわらず、安定要因とも呼ぶべき明るい面がアジア諸国自体の中から出てきている。明るい面の第一は、アジア諸国の指導者が、近時いちじるしく現実的となり、反植民地主義、反帝国主義の旗印の下に過激な言動を起こしたり、隣国との間の対立関係をつくったりするよりも、自国の「国造り」を追求するようになったという点である。明るい面の第二は、これら諸国が、自国独力の力ではたらないところを補うため、政治、経済の分野で地域的協力を進めようとしている点である。この地域協力は、ASPAC (アジア・太平洋協議会) や東南アジア開発関係会議のように、わが国や豪州、ニュージーランドなどの先進国を含む組織もあれば、ASEAN (東南アジア諸国連合) のように、東南アジアの一部諸国のみで組織しているものもあるが、そのいずれをとってみても、地域に属する国々が核大国の手をか

りることなく、自分たちの手で協力を実施してゆくという姿勢に特色がみられるのである。

(二) 次に米国のアジア政策である。周知のとおり、ベトナム戦争はアメリカに大きな教訓を与えた。この結果、ニクソン大統領は新しいアジア政策をうちださんとしており、その方向は昨年七月の東南アジア歴訪の際に明らかにされたが、その重要点は次のように整理できよう。

(イ) アメリカはアジア諸国に対し新しい軍事的な防衛約束は行なわない。しかし既存の防衛約束は遵守する。

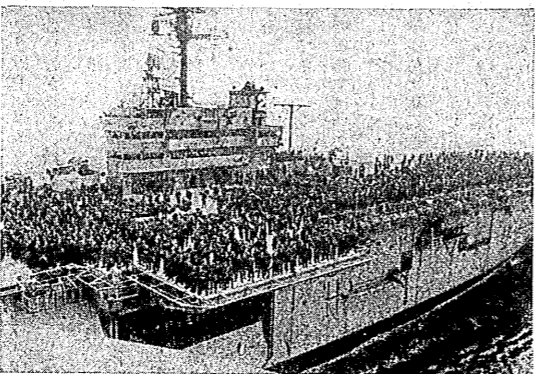
(ロ) 防衛約束を与えている国についても、各国の安全は、第一義的にはそれぞれの国の責任であり、とくに内乱、破壊活動などの処理鎮圧については、米国は軍事援助、技術援助を行なうことはあっても、直接介入はしないこととする。すなわち米国の支援は、核抑止力の提供、および、他の大国が介入してくるような大規模紛争の場合における支援に限定する。

(ハ) 現在米国との防衛約束をもっていない国で紛争が起こった場合には、米国の国益の立場から選択的に判断して、とるべき態度を決める。

今後の国際情勢と日本の外交

(ニ) 地域的協力には支持をおしまない。

これを要するに、米国の今後のアジアに対する政策は、紛争の発生つど警察官の役割りを演ずることをやめ、どうしても米国の支援が必要であり、かつ米国の利害にとって真に重大な脅威が発生したと認定した場合のみ、軍事的行動を起こすということである。これに応じて、現に紛争中のベトナムからも若干部隊の撤収を実施したのはこ



▲ベトナムから撤兵を行なう米軍

存知のとおりである。もちろん米国は、既存の約束を守るためボラリス潜水艦、第七艦隊を西太平洋に配備し続け、若干国における米軍および基地は保持するのであるから、アメリカの新政策を「アジアからの撤退」などと呼ぶのは当を得ていないが、過去二五年間の政策と対比すれば大きい転換であることは間違いない。

(三) 次にソ連の政策である。ソ連としては、アジア各国との政府関係および党との関係(世界党会議におけるアジア諸国の欠席が多かった)の改善といった一般的目的のほか、現在の段階では、何と云っても中ソ対立の激化にそなえること、およびアメリカの政策転換および英軍の撤退という事態を前にして影響力の増大をはかることが二大目標であろうと思われる。かかる背景のもとに提案されたのが、アジアの集団安全保障に関するブレジネフ提案である。ブレジネフ提案については、ソ連は、中共をも含めてアジアの国との善隣関係を促進する協力体制であり、他国の干渉や侵略からアジア諸国を守る体制であるなどの説明を行なっているが、具体的内容はまだ明らかではなく、単なる試験気球であるとの見方もある。また現在までのところ、中共がこのソ連の提案を中共封

じ込めの陰謀として強く非難しているほか、他のアジア諸国もはつきりしないながらも、歓迎の意向を示していない。しかし、いずれにしてもソ連が、今後アジアに対しては従来に増した外交的働きかけを行なうであろうことは十分予測しうところである。ただし、ソ連の国力には自ら限度のあることは、ソ連自身がよく知っているところであると思

わが国との経済関係に依存するところは、日本とアメリカ経済との関係以上とすらいえる。韓国、台湾はもちろんのこと、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイなどの東南アジア諸国にとつては、対日貿易はきわめて重要となっているし、加えて近年わが国の政府レベルの経済協力や民間投資は、それは当然のことながら日本の政治的影響力の増大にもつながってくるし、日本に対する期待も増大する一方である。

わが国は憲法上の規定からも、アジアの武力紛争に直接介入すべき立場にない。にもかかわらずわが国の動向が第四の大国として注目されるのは、紛争の未然防止のためには、必要なら各国の経済の成長と、これにもとづく国内の安定は、日本の協力なくしては考えられないというところまで、わが国の実力が向上しているからに他ならないのである。

四 大国日本の課題

では、このような大国日本の外交課題は何であろうか。いうまでもなく、日本外交の目的はわが国の安全と繁栄をはか

ることにあり、このためには恒久平和の実現のための国連の強化、軍縮の実現、南北問題の解決などのための施策や経済外交諸施策もより必要であるが、ここでは、問題を日本外交の根幹ともいえるべき米中ソ三大国およびアジアに対する外交にしばって述べてみたい。

(一) まず、北方の隣国ソ連との関係について一言しよう。近年日ソ関係は漸進的に友好の度を加え、貿易、シベリア開発、航空、文化など各種の分野での接触や交流も深まってきた。

日ソ友好善隣関係は、日本自体の安全の見地からも重要であることはもちろんであるが、われわれは日ソ関係を二国間の枠にとどまらずに考えるだけでなく、ひろく日ソ間の協力がアジアの平和に貢献しうる可能性をも探求しなければならぬ。

しかし、ここで強調したいのは、あらゆる協力が真に実を結ぶ前提は、信頼関係の存在であるということである。そして、日ソ間に北方領土問題が解決されない以上は、ソ連に対する信頼はとうてい生まれえないのである。われわれとしては、つとにソ連に対しわが国の北方領土返還要求の正当性を

主張するとともに、この解決なくしては、アジアの平和や世界平和の問題について日ソが有益な協力を行なうとしても、常に大きい障害が残ることになるゆえんをくりかえし説明してきた。昨年九月の愛知大臣の訪ソにおいて、コスイギン首相は、領土については第二次大戦後の現状を維持すべきであり、これを部分的にでも変更することは他に波及すると述べてわが方の返還要求を拒否したわけであるが、これは、われわれには納得できない主張である。平和ということは単に現状を固定するというのではない。武力に訴えることなく、友好裡な話し合いのうえで、正義と理性に合致した変革を実現し、世界をダイナミックに発展させていくことを真にその名に値する平和なのである。とすれば、不当に他国の固有の領土を占有し、その現状をむりやりに凍結してしまうということは、平和に逆行している行為とすらいえよう。現にわが国と米國は、昨年十一月の佐藤ニクソン会談により、沖縄の施政権を一九七二年中にわが国に返還することに合意し、返還の細目についての交渉をこれから行なおうとしているが、これは明らかに第二次大戦の結果として存在する現状を平和裡に変革しているものにはかならない。かかる平和的な

沖繩返還の実現が可能になったのは、かかる返還が日米の友好関係、ひいては世界平和を強めるゆえんであるとの認識を、両国首脳はじめ両国民が抱いていればこそである。われわれとしては、今後とも日ソ間の友好関係の促進に努めるのであるが、北方領土に関しては、今後とも一貫した姿勢でわが国の立場をゆずらないであろう。

(二) 次にわが国と中共との関係である。七億有余の民を有する中共との間に永続的な平和共存関係を築くことは、わが国としても強く希望するところである。さきに米中関係のところでのべた中国問題の性質からみても、日中関係の正常化には少なからぬ困難があり、当面わが国としては政経分離の原則のもとに中共との接触の門戸を開放していくこととなる。それにつけても、日中関係の将来のために、中共がその硬直した姿勢を一日も早く変更し、国際協調の必要性の認識のうえにたつた政策をうちだしてくることを要望したい。日中政治・経済関係が今後いかに変わろうとも、中共が基本的に内政干渉の原則を尊重し、わが国に対する理由なき非難、攻撃をやめることなくしては、信頼のうえにたつた永続的友好関係の樹立は不可能であるからである。

(三) 次に、今後の日本のアジア政策について述べよう。われわれは、アジア諸国にとっては、日本は巨人と呼んでもよい存在になったということをとかく忘れがちである。また、われわれは戦後久しきにわたって、アメリカの存在に慣れ、米国がアジアにおいて果たしてきた大きい役割りを当然視してきたため、ややもすると、アジアはアメリカにとってよりも日本にとってこそ重要な地域であるという平凡な事実をもまた忘れがちになっていたように思う。もちろん米国はわが国よりはるかに強大であり、また同国の世界政策上、アジアの安定は重要である。しかし、安全保障の面からいえばアジアの個々の国の成り行きが、米本土に直接の脅威となるわけではなく、経済の面からいっても、日本を除いた東アジアあるいは東南アジア諸国に対する米国の貿易(米国の輸出の七%、輸入の六%)は知れたものであり、投資の面でも、ヨーロッパやラテン・アメリカに対する投資とくらぶべくもない。したがって、これからのわが国としては、まず、アジアの安定はだれよりもまず日本自身の責任で対処すべき問題であるとの認識にたたねばならない。具体的施策としては、わが国の国柄からみて経済協力が最

も重要であろう。わが国が一方的に輸出超過となっている国との間において、貿易のアンバランスを是正する努力も忘れてはならない。ベトナムに真に和平がもたらされるにはなおかなりの日時を要しようが、いずれにしても、戦後のベトナムやラオスなどの復興、開発は日本としても真剣にとりくむべき問題である。また、韓国、インドネシア、タイ等々の諸国の安定のために、ひきつづき援助と貿易の両面で努力を惜しんでほならない。また援助の与え方一つにしても、相手国の要請にしぶしぶ応じるといったことでなく、新しいアジアの秩序について日本自らの青写真をもち、このためにわれわれは何をなしようかという発想からタイミングのよい政策を展開していくことが肝要である。

いので、これを処理するに当たって共通に必要な七〇年代の日米関係に処するための心がまえをいえば、(イ) まず、過去の歴史的経緯をいかに評価するかにかかわりなく、アメリカとの友好信頼関係は日本の安全と繁栄の基礎的条件であることをこの際あらためて認識すること。(ロ) 日本の安全とアジアの平和は日本自らの問題であるとの立場から、どちらかといえば米国の役割りが主で、これに日本が協力するといった傾きのあつた従来の関係をあらため、日本が主体性をもつた協力体制をつくってゆくと心がまえをもつこと。(ハ) 日米それぞれが自らの利益を追求しているという事実のうえにたち、ギブ・アンド・テイクの精神を忘れないことである。ことに最近アメリカにおける日本の「ただ乗り」批判の高まりをみるにつけて、このような心がまえがとくに必要であると思われる。

五 今後の日本の安全保障政策

以上申し述べたことから、今後の日本の安全保障政策のありべき姿も自ら明らかとなるであろう。すなわち、わが国は米

後の国際情勢と日本の外交
この三つの接点の個々について詳細に説明する余白はな

国と友好関係を確保するかたわら、中ソ両国をはじめ近隣諸

国との緊張緩和にとめなければならぬ。また、中ソ紛争の激化、朝鮮半島の緊張の継続、中共の核武装の進展といった事態をまえにして、わが国の安全を確保し、極東における平和を維持するため、米国と協力して所要の抑止力を保持していかなければならない。さらにすすんで、東南アジアの安定のために独力で、および米国その他の友邦と協力して、所要の施策を行なっていかなければならない。

かく考えれば、本年六月以降も、日米安保体制を継続していくのが最善の政策であることは自ら明らかである。巷間よく日米安保体制は日本の自主性を阻害し、中ソなどに対する緊張緩和の障害をなすと説く人があり、かかる理由にもとづく中立論も唱えられている。しかし、安保体制を維持しながら日本の米国に対する発言力が年とともに高まったことは明らか事実であり、対米従属などといった理由で安保体制を廃棄あるいは大幅に修正せよとの主張は根拠なしと断ぜざるをえない。

むしろ、国際情勢の推移とともに、日米双方の利害が両立可能ではあるが、必ずしも同一ではないという分野が増大していく将来において、日米両国が、いかなる協力体制を深め

ていくかの点にこそ、七〇年代の問題の所在があると思われる。

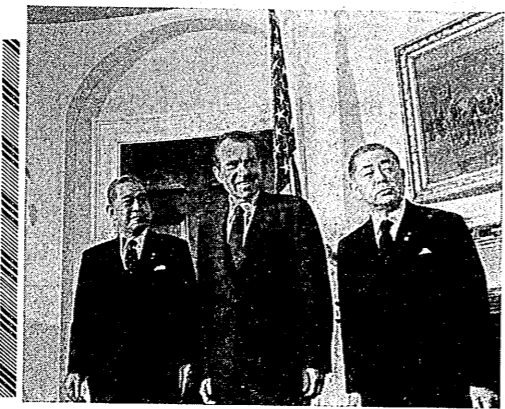
沖繩の返還が日米関係にも、日本のアジア外交にも新しい時代を画するといわれるのは、実にこの点にあるのである。米国としても、その極東における軍略や他国に対する約束にかかわらず、日米協力という大きい目標にてらして沖繩返還を決意するに至ったのではなからうか。

わが国が、経済力の拡大とともに自衛力を増強し、あるいはアジア援助を増大しようとしているのは、アメリカの肩代わりでもなく、日本が当然自らの利益のためになすべきことであるとの判断からであるが、しかしわれわれは、それがまた日米協力という趣旨にも合致しているという認識をあわせもっているのである。

要するに、今後の日本にとっていちはん肝要なのは、空虚なかけ声だけの自主性を追うことなく、世界情勢の推移を冷静に見きわめ、現実から遊離することのない方策をとることによって、新しい時代における日米協力の中に主体的な日本の安全保障政策を実現していくことである。

沖繩返還決まる

▼沖繩返還を決める記念として、日米両国首脳（ホワイ、ヘラス）で



まえがき

昨年十一月、佐藤総理は三度目の米国訪問を行ない、十九日から二十一日までの三日間、ホワイトハウスにおいてニクソン大統領と会談した。その結果、沖繩県民を含むわが国全国民待望の沖繩の祖国復帰が、一九七二年中に実現することとなった。

沖繩の祖国復帰は、サンフランシスコ講和会議当時より、日本政府、国民の一致した願望であり、政府は日米友好関係を基礎とした米政府との話し合いをつうじてその早期実現をはかることを基本方針として努力してきたところである。

「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、日本にとって戦後は終わらない」という佐藤総理の言葉は、沖繩返還に対する日本政府および全国民の悲願を如実に示したものであった。今回の佐藤総理とニクソン大統領との会談によってもたらされた成果は、まさにこの全国民的努力の結果にはかならない。

ここに、十一月二十一日の最終会談後発表された共同声明を中心に、この歴史的交渉をふりかえり、その意義をさぐってみたい。

沖繩返還の歴史的意義

沖繩返還問題は、日米間に戦後残されたもとも重要な課題であった。

わが国の領土の一部およびそこに住む一〇〇万人の同胞が、戦後二十数年を経た今日なお他国の支配下にあるという事は、きわめて不自然なことである。

他方、現在沖繩にある米軍基地は、米国の戦争抑止力の一環として、わが国および極東の安全保障に重要な役割りを果たしている。かかる認識にたつて、政府は返還後の沖繩を含むわが国全体の安全を損わない形で、沖繩の施政権返還を実現することを目標として、米政府と話し合ってきた。

その結果、一九五三年の奄美群島、一九六八年の小笠原諸島の返還にひきつづいて、今回沖繩の返還について日米間に基本的合意の成立をみたのである。

およそ戦争によって失った領土を、平和裡に回復するという事は、世界の歴史上たぐいまれなことである。沖繩には、自由諸国の戦争抑止力の重要な一環として、きわめて重要な米軍の基地があるが、その沖繩の返還が平和裡に、話し

いによって実現をみたのは、いつに戦後日米両国民がつかつてきた深い信頼と相互理解に結ばれた日米友好関係によるものであり、世界的な意義を有するものである。沖繩の返還をもつて、日米両国間に残されていた戦争の最後の残滓が払拭されることになり、名実ともに日米関係における戦後に終止符がうたれることとなる。この意味で、今回の佐藤総理とニクソン大統領との会談によつてもたらされた沖繩問題の解決は、単に日本国民の宿願の達成という意味を越えて、一九七〇年代に向かって日米両国が相協力して、アジア・太平洋、ひいては世界の平和と繁栄のために努力する基礎を築いたものといえよう。

施政権返還の大綱

今回の佐藤・ニクソン会談における沖繩返還についての合意の内容は、十一月二十一日の最終会談後に発表された共同声明に示されているとおり、「核抜き、本土並み、一九七二年中の返還」ということである。

(一) 核抜き
共同声明に明らかとなり、佐藤総理はニクソン大統領に

対し、核兵器に対する日本国民の特殊な感情、およびそれを背景とした日本政府の政策、すなわち非核三原則をくわしく説明したのに対し、大統領は深い理解を示し、沖繩の施政権返還をこの日本政府の政策に反しないよう実施する旨確約した。これにより、沖繩が核兵器の存在しない形で返還されることが確定した。

昨年十二月十五日、米政府が沖繩にあるメーヌBを撤去する旨発表したことは、沖繩の核抜き返還についてのニクソン大統領の確約を履行に移すための、米政府の誠意ある努力の第一歩といえよう。

なお、返還後の沖繩に対する核兵器の導入は、本土の場合と同様に事前協議の対象となる。米政府の立場として、この点を念のため確認したが、共同声明第八項にある「事前協議制度に関する米政府の立場を害することなく」という表現である。すなわち、返還後の沖繩にも、本土とまったく同様に、非核三原則を適用するというのが政府の方針であり、したがって、返還後の沖繩への核兵器導入について、米政府が事前協議を求めてきた場合にも、それに対する政府の立場は、本土の場合と異なるからないのである。

(二) 本土並み

共同声明において明らかにされているように、沖繩返還によつて現行の日米安保条約および関連取決めは、そのままなんらの特別取決めなしに沖繩に適用されることとなった。かくて返還後の沖繩に事前協議制が全面的に適用されるので、いわゆる「自由使用」、「自由発進」ということはなくなるわけである。

また、地位協定の適用により、沖繩の米軍は本土とまったく同様の立場におかれることとなる。したがって、沖繩における米軍基地の存在から派生する様々な問題も、はじめに本土と同じ立場にたつて処理されることになり、基地の整理統合というような問題についても、本土同様に対処し得るわけである。さらに施政権返還の日を待たずとも、今後施政権返還までの間に行なわれる復帰準備のための日米協議をつうじて、これらの問題の合理的解決がはかられていくことも期待される。

(三) 一九七二年中の返還

日米両首脳は、両国政府が沖繩の返還を一九七二年中に実現するため、返還協定締結交渉をただちに開始することに合

意したが、戦後二十数年米国の施政権下におかれていた沖縄の本土復帰を、住民生活に混乱を起こすことなく実施するために必要な準備期間を考慮すれば、一九七二年中の返還は実質的には「即時返還」と同じである。

以上の点から明らかのように、沖縄の返還は、核抜き、本土並み、一九七二年という沖縄県民を含む全国民の総意をふまえた、日本政府の基本的立場を十分つらぬいた形で実現することとなったのである。

復帰準備を万全に

これから、施政権返還についての細目を取りきめる返還協定交渉が日米両国政府間で行なわれることとなるが、これと併行して、沖縄の本土復帰のための準備が、本土と沖縄の双方において行なわれることとなる。

戦後四半世紀にわたって、法律、政治、経済、社会などあらゆる分野で、日本本土と異なった諸制度のもとにおかれてきた沖縄の復帰にあたって、県民の生活に摩擦と混乱を引き起こさないことも大切である。このため、すでに政府は

格差是正を含む一体化政策によって多くの措置をとってきたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、いっそう周到かつ十分にその準備を進め、万全を期するとともに、沖縄県民の民生福祉のいっそうの増進につとめるべきであることは当然である。これらの復帰準備は、将来の沖縄県づくりの第一歩である。

佐藤総理も、日米交渉を終えて帰国した際の羽田空港におけるステートメントにおいて、「沖縄が豊かな県となり、また本土復帰が沖縄県民一人一人にとり、物質的にのみならず、精神的にも真に意味あるものとなったときに、はじめて沖縄の本土復帰は完成する」との信念のもとに、沖縄の復帰準備に全力をつくすとの決意を表明している。

なお、復帰実現の日までは、米国はいぜんとして沖縄の施政の責任を負っている。このため、佐藤・ニクソン両首脳は、復帰準備に当たって日米両国が緊密に協議し協力することに一致し、東京の既存の日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地において新たに準備委員会を設置することに意見が一致した。この委員会は従来の日米琉諮問委員会と異なり、それぞれ日米両政府を代表する大使級の代表および



特集

佐藤総理の訪米

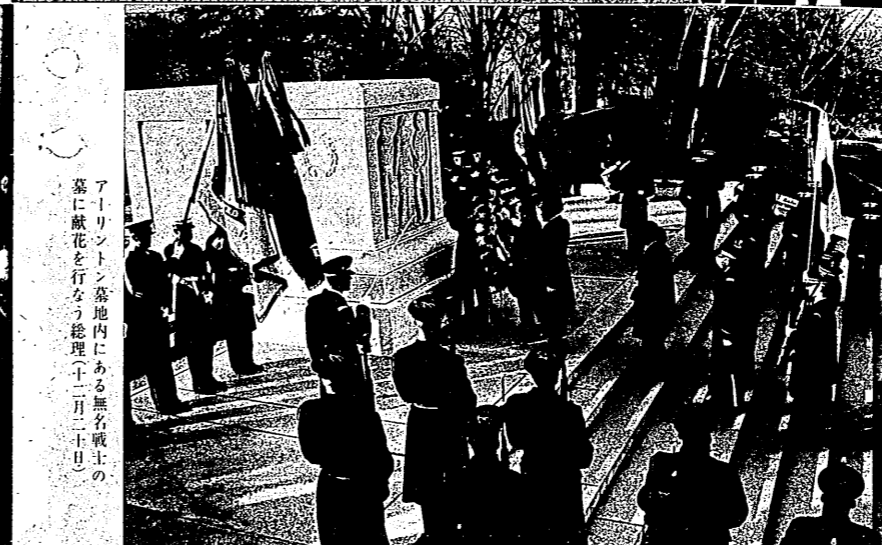
十一月十九日、第一回日米首脳会談に先立ちホワイ
トハウスの中庭で歓迎式が行なわれた。和やかにカ
メラに納まる佐藤総理夫妻とニクソン大統領夫妻

日米両国国旗を手にもって歓迎の意を表
わす米国民(ホワイトハウス入口にて)



日米首脳会議はワシントンの肖像がかかげられて
いるホワイトハウスの大統領執務室で、十九日か
ら三日間にわたり行なわれた(写真は第二回会議)

第一回会議が終わったあ
と、ニクソン大統領夫妻
が主催する晩餐会がホワ
イトハウスで開かれた



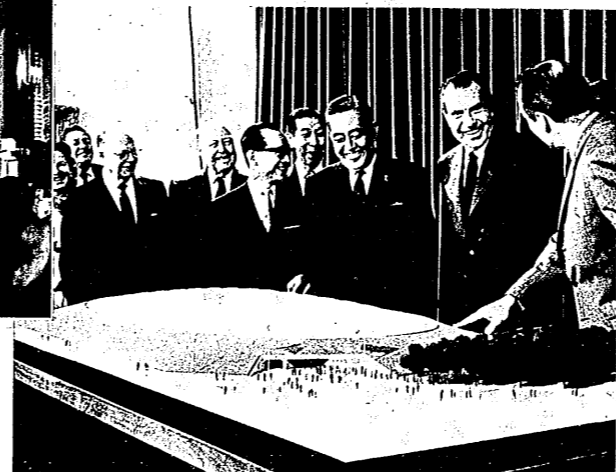
アーリントン墓地内にある無名戦士の
墓に献花を行なう総理(十一月二十日)



第3回会談(21日)を終えた両国首脳はホワイトハウスのローズガーデンで共同声明を発表した



ナショナル・プレス・クラブ主催午餐会で演説する佐藤総理



ホワイトハウスの会見室で万博アメリカ館(模型)の説明をうける両国首脳

高等弁務官をもって構成され、施政権の移転に關する諸措置について、現地において協議および調整することとなるが、沖縄県民の意思が十分に反映されるよう、琉球政府行政主席が顧問として参加する道が開かれている。

また、佐藤総理が第六二国会の所信表明演説でも述べたように、これから行なわれる返還協定交渉、復旧準備とともに、沖縄県民の意志を国政に十分反映するため、国政参加を早急に実現することが必要である。

むすび

沖縄の返還が実現すれば、第二次大戦中の交戦国との間における領土問題は、北方領土を除いてすべて解決し、すべての日本国民が、わが国の施政権下に置かれるというわが国本来の姿にたかえることとなる。

これを歴史的観点からみれば、敗戦により悲惨な状態に陥ったわが国が、戦後の長期にわたる忍耐強い努力が実を結び、いまや「戦後」を脱皮して、これから新時代にはいるということである。わが国は高度の経済成長により、すでに自由世界第二位の経済力を有するに至っており、その国力と國

際的地位にふさわしい責任を、国際場裡において果たすことを期待されている。

ニクソン大統領との三回にわたる会談を終了した後、佐藤総理はワシントンのナショナル・プレス・クラブにおいて、日米関係は沖縄返還によって名実ともに戦後の時代に終止符がうたれ、アジア・太平洋地域、ひいては全世界の平和と繁栄に貢献していく「アジア・太平洋時代」ともいうべき時代に入った旨強調し、アジア諸国の国造りに対する経済、技術面での支援という分野においては、米国よりはむしろ日本の方が主体的な役割りを果たすべきである旨の所信を述べた。ここに、一九七〇年代へ向かって、わが国の歩むべき方向が示されているのである。

日米安保条約早わかり

【付】条約および関係文書 * * * * *

先にも述べた通り、この条約の特長として発行しました。日米安保条約早わかりは、先にも述べた通り、この条約の特長として発行しました。日米安保条約早わかりは、先にも述べた通り、この条約の特長として発行しました。

外務省情報文化局編集 一部20円

一九七〇年の世界経済と日本

一 世界の景気動向

一九七〇年の世界経済には、どうやら成長鈍化の兆しが見える。世界の景気を大きく左右し、わが国の輸出の伸びに決定的な影響を及ぼす米国の経済は、後半回復が予想されるものの、年間をつうじてみれば、昨年より成長率が鈍化し、世界経済の拡大テンポが鈍化することは確実であると思われる(別表1参照)。

これは、最近数年米の世界的インフレ傾向を抑制し、より安定的な経済成長の中で繁栄への道を追求するためにはやむを得ない現象であるといえる。

世界の貿易も、OECD諸国の数字で比較してみれば、昨年は対前年比一五・二五%の増大を記録したが、今年はおそらく一〇・五%増程度にとどまるであろう。わが国の場合も、昨年の二五%増であったのが、今年は一四%程度に減少

の効果も現われ、第三の通貨といわれるSDRの配分が行なわれることもあり、ここ数年米続いた国際通貨不安も引続き小康状態を続けるものと期待される。

二 日本経済の動向
以上のような世界経済の動向の中にあつて、わが国経済はスロウダウンするとはいえ、米国の一・五%、ドイツの四・二五%などに比較して問題にならないほど高い一・二五%という高度成長を続けて、従来に増し

(別表1) OECD加盟国の実質成長率 (年率%)

	1958-1967年平均		1968年		1969年		1970年	
	ウエイト	平均	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	
米	51.2	4.6	4.9	3.0	1.5			
カナ	3.7	4.7	4.7	5.0	3.8			
日本	8.4	10.7	14.2	12.5	11.3			
フランス	7.5	5.1	4.2	8.5	4.0			
ドイツ(西)	7.8	4.8	7.0	7.5	4.3			
イタリア	4.4	5.6	5.4	7.0	7.0			
イギリス	6.0	3.3	3.6	2.0	3.0			
OECD計	100.0	5.3	5.7	5.0	3.5			

(注) 米、カナ、日本、ドイツ(西)は、GNP、その他はGDP

(別表2) 経常収支 (10億ドル)

	1964-1967年		1968年		1969年		1970年	
	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	
米	△0.48	△0.72	0.75	1.4	0.9			
カナ	3.75	△0.28	△1.05	0.3	0.3			
フランス	0.27	△0.86	△1.25	0.1	0.1			
ドイツ(西)	0.25	2.84	1.40	1.8	1.8			
イタリア	1.64	2.64	2.60	2.2	2.2			
日本	△0.75	△0.09	△0.60	△0.7	△0.7			
OECD計	5.07	4.58	4.15	6.0	6.0			

(別表3) OECD事務局ペーパーによる世界経済見通し主要指標

	68年		69年		70年
	対前年(期)比	対前期(期)比	対前年(期)比	対前期(期)比	
(工業生産)	対前期(期)比	対前期(期)比	対前年(期)比	対前期(期)比	対前年(期)比
米	4.6	6.3	3 1/2	4 1/2	1
カナ	5.2	3.6	3	4	3 1/2
フランス	5.0	6.8	4 1/2	12	5
ドイツ(西)	12.3	15.0	7 1/2	13	6
イタリア	6.3	10.3	6	8	8
日本	5.3	6.4	7/4	5 1/2	4
OECD計	17.3	13.6	20	16 1/2	15 1/2
(貿易収支)	単位百万ドル	対前年(期)比	対前期(期)比	対前年(期)比	対前期(期)比
米	626	△110	300	200	1,800
カナ	△1,625	△499	—	△500	100
フランス	△20	△300	△400	△700	750
ドイツ(西)	5,680	2,335	2,500	4,800	4,200
イタリア	1,051	348	300	650	△100
日本	1,700	600	700	1,300	1,200
OECD計	2,525	2,011	1,900	3,900	4,050

て、いっそう全世界の注目の的となることが予想される。一昨年一四・九億ドルという国民総生産を達成してドイツを追い越し、米ソに次いで世界第三位の経済規模に達したわが国経済は、ますます高度成長をつづけて一九七五年にはドイツと英国を合わせたほどの大きさとなることが予測されている。

ドイツとやらんで「最も強い経済」に成長をどげつつあつて、規模の面ではすでにドイツを追い越し、二位のソ連に十数年間を追いつく道程に入ったわけである。

すなわち、わが国は今やすでに世界の最先進経済大国であり、一九七〇年代には世界の繁栄と安定に大國としての重大な寄与をなすべきことが期待されているわけである。

三 貿易自由化の完成

大國としての日本が、まず早々に手をつけねばならないのは貿易自由化の完成である。戦後の荒廃からたちなおる復興過程で、国民は耐乏に甘んじ、ひたむきに努力した輸出によって得られた外貨は、必要不可欠の輸

入目的以外には使用せずに節約蓄積した。そのため、輸入代替産業の育成振興の必要が痛感されて、保護関税と輸入制限の制度が設けられた。その後一九六三年IMF八条国移行とともに自由化の措置がとられたが、世界第三の経済大国に発展した今日も、こうした戦後復興と耐乏の時代の制度がかなり存続していることに国際的非難が集中している。GATT(貿易と関税に関する一般協定)規約に違反するいわゆる残存輸入制限が、先進国中最も多い。二一八品目にもほっており、関税率も平均八%と、国際水準に比べてまだ高い。今年末までにはこれを半数の六〇品目以下にするのが方針が決定、目下その準備が進められているが、六〇品目では七四のフランスをようやく下回るとはいえ、先進国中ではなおかなり多く、もっと思いきった積極的自由化政策を講ずべきである。

これは、単に海外の批判にこたえるのみならず、国内的にも、わが経済が過保護からの脱却をうけて、産業の体質改善、経済の合理化をはかり得るほか、物価の騰勢抑制の面でも資するところが大きいので、自由化の規模とテンポを飛躍的に積極化する必要がある。世界貿易が自由無差別貿易原則にもとづいて繁栄を続け、最近一部に見られる保護貿易への

傾斜を未然に防止するためにも、世界貿易に大きな比重を占めるわが国が、国際的には自由貿易を唱えながら、自からは残存輸入制限を大幅に継続して、自国市場については、自由貿易原則の適用をこぼむというエゴイズムをおしとおすことは、もはや困難である。すなわち、わが国は貿易の自由化を今年よりさらに加速的に進め、七〇年代をつうじてそれを完成すべき時期に入ったといえる。

四 資本輸出の促進

わが国の貿易構造が強固なものとなり、例年国際収支黒字が増大しつつある現在、わが国の直接対外投資は従来にも増して飛躍的に増加することが望ましい。すなわち、直接対外投資は最も資本効率のよいところに資本が向かい、またそれがアジアをはじめとする発展途上国に流れるときは、それらの国々の開発に貢献することとなって、南北問題の解決に役立つので、今年にはじまる七〇年代には、わが国の対外投資が飛躍的に増大すべきであり、そのための環境整備と促進措置の検討が開始されねばならない。

五 資本自由化の推進

通常、資本自由化といわれている対内直接投資の自由化に

(別表4) 0.7%目標達成に必要な政府開発援助量 (単位: 百万ドル)

	1968年 実績	GNPの0.7%	
		1968年	1975年
オーストラリア	160	194	255
ヨーロッパ	23	78	103
オーストリア	88	148	194
オーストリア	175	437	587
オーストリア	29	94	124
オーストリア	855	837	1,162
オーストリア	554	925	1,202
オーストリア	165	504	691
オーストリア	355	993	2,062
オーストリア	134	176	239
オーストリア	26	62	86
オーストリア	71	179	230
オーストリア	19	119	151
オーストリア	428	713	853
オーストリア	3,347	6,132	8,234
オーストリア	6,329	11,591	16,173

ついでには、長期安定的な外資の流入は、それ自体わが国産業の発展に望ましいものであり、また国際的な資本移動の活性化から今後増大傾向をたどるが、これを単に外資への危惧から、いたずらに抑制延滞すべきではなく、むしろ、資本の自由化は経営者の自由化としての側面があるとの認識にたつて、わが国経営者の国際化の深化と層の充実により、外資をむしろ活用するという積極的な姿勢をとりつつ、自由化をすみやかに推進することが望ましい。

六 対外経済援助の増大

わが国の経済規模の拡大と、国際収支黒字の恒常化にともなう、対発展途上国に対する経済援助の大幅増大が当然のことながら期待されている。昨年十月公表をみたいわゆるピアソン報告では、日本経済が現在の早いテンポで発展を続けるかぎり、政府開発援助目標の達成は容易であると、大國としてわが国に対する強い期待感を数字で表現している。同報告のいう主要目標の一つは、政府ベースの開発援助量が国民総生産の〇・七%に達すべきであるということであり、一昨年現在のわが援助額三億五千五百万ドルは、ピアソン報告にしたがえば九億九千三百万ドルであるべきであって、現実との間には大きなギャップが存在する(別表4参照)。同報告にもとづき、一九七五年の目標額は二〇億ドル余に達すべきであるとすると、わが国としては、まず援助にあてる財源の手当てに大きな努力を要するのはもちろん、援助の内容についても思いきった条件緩和にふみきるべきであり、経済協力基金の機能と資金拡充を中心に、国内体制の整備充実もはからねばならない。

七 南北問題における貿易協力

資金的援助とならんで、貿易面において発展途上国の安定的外貨収入増大のために協力すべきことの重要性も看過され

てはならない。第一に、タイ、ベトナムなどアジア諸国をはじめ、多くの発展途上国とわが国の貿易関係は、わが国の一方的出超といういわゆる片貿易関係にあり、この解消をはかりつつ、重要資源の確保にも役立つ開港輸入を促進助成することが必要である。

また、発展途上国産品の輸出機会を増大のため、相互主義にもとづかない一般特惠を供与するなどの支援措置をとらねばならない。現在OECDおよびUNCTADにおいて特惠問題が審議されているが、先進国はそれぞれの国内産業との関連でいろいろの困難に当面しているが、わが国としても、思いきり大胆な姿勢で、とくにアジア諸国の期待にこたえるよう努力する必要がある。

第三には、国際商品協定の適正な運用、緩衝在庫のための国際協力、補足融資のための国際的計画の策定などをつうじて、発展途上国産品の価格安定と輸出入の安定的拡大に協力していくべきである。

八 わが産業構造の高度化

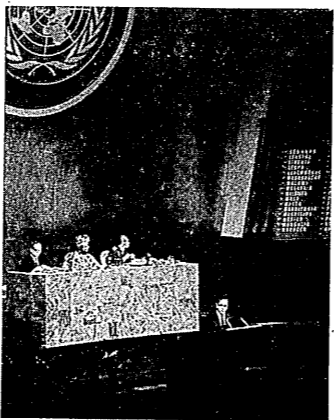
以上のごとく、今年わが経済が世界経済の停滞の中で、世界第三位の規模にあり、国際的に隔絶したスピードで高度

経済成長をとげつつある事実が否応なしに浮き彫りにされる年となる。こうした評価が固まることは、反面国際協力の場において、今後わが国が従来のごとく、日本の特殊事情や経済の二重構造を口実に、各種自由化への努力を怠ったり、南北問題解決への寄与の差しおしみをすることは、国際社会におけるエゴイストとして、国際的地位の低下を招くこととなる。したがって、生産性が低く、非効率的であるがために、輸入制限や高関税による保護を必要とする産業部門の合理化をはかるとともに、産業全体の高度化に努力しつつ、自由化や、特惠供与に際して生ずる個々のあつれきを処理解決していくことが必要である。とくに、米を含む農産品に関しては、こうした調整が困難ではあるが、わが国の産業別就業

者構成は過去一五年間をみても急速に高度化の方向に変遷しつつあり、今後はこの傾向をさらに意識的に強めつつ、国際的相互補充関係の樹立に、わが国が自らの経済構造を改革していくことが望まれる。

こうした国内経済態勢と、大きく強い経済的実力を背景に、今後は従来の受動的経済外交から能動的経済外交に脱皮転換していかねばならない。

平穏な 国連第24回総会



9月19日、国連総会で演説する愛知外相(写真は国連広報センター提供)

国連の第二四回総会は、総会通常会期が毎年九月の第三火曜日から、場所はニューヨークの国連本部で開催される、とする総会手続規則にしたがって、今年九月十六日より審議を開始した。そして約三カ月間、クリスマスの頃まで世界のあらゆる問題について審議と決定が行なわれる。

例年のことであるが、今年もニューヨークには、国連総会開催と同時に、国連加盟二六カ国より首脳級の人物が参集し、まさに世界の首都の観を呈した。

この間、米ソのごとき超大国から、人口一〇万程度の国に至るまで、各国が平等の立場に立って各議題についてそれぞれの意見を述べ、決議作成については各種の根回し工作などが交錯する。

また国連の討議とははなれ、各国の個々の外交案件についても、各国外交責任者同士が一堂に会する機会に、非公式に意見の交換を舞台裏などで行なう。

それだから、総会期間中、二六カ国の首都とニューヨークの各国代表団との間では、あらゆる種類の議題、その他の重要外交案件について、報告、意見具申、訓令などの極秘電報が昼夜をわかつ無数に往復し、さらに世界情勢のバロメーターとして、国連における如何なる微妙な動きも見逃がすまいと世界中の通信社、新聞、テレビからの特派員の報道電報が、日夜世界中の空に向けて乱れとど。これらの点に關し、今年の総会も例外ではなく、多忙をきわめた。

第二一回総会は南部アフリカ総会、第二二回総会の中東総会、第二三回総会はチェコ総会であったといわれている。このような呼称は、便宜上頭に冠せられた問題がそれぞれ総会の審議の表面において、ないしは底流となつて、その年に最も各国の関心を集めた問題であつたからである。今年の総会もこれ式に呼ぶとしたら、第二四回国連総会が国連のあり方再検討総会と呼ぶのが最も適切ではなからうかと考えられる。といつて、これが、通例の中国代表権、朝鮮、軍縮とか、その他経済、社会、人権、財政、法律などに關する諸問題の審議がらくであったということの意味するものではないことは申すまでもない。国連憲章の再検討は、十二月一日、追加議題として正式に採択されたが、この問題は、わが愛知大臣も九月十九日の一般演説で、うちだされた問題である。

役員選挙

開会へき頭、総会議長にはアフリカのリベリアのアンジ・ブルツクス國務次官が選出された。第八回総会のバンデ・イット夫人(インド)について二人目の女性議長であることが一般に注目されたが、同次官の総会議長選出は、第二〇回

総会が西欧(イタリアのファン・ファイニ外相、第二一回総会がアジア(アフガニスタンのバズワック国連常駐代表、第二二回総会が東欧(ルーマニアのマネスク外相、第二三回総会がラテン・アメリカ(グアテマラの故アレナレス外相)のあとをうけて、実際に選挙が行なわれる前から地域グループ順(国連において前記四地域のほかアフリカの五地域グループが公式非公式にみとめられている)の建前から当然のこととして各国から黙認されていた。

それよりも今年とくに注目されたのは、副議長選挙であつた。副議長一七カ国中には安保理五常任理事国が必ず含まれることとなつている。しかし常任理事国といえども、形式的にはあくまでも投票による選出の形をとることとされており、例年、中国に集まる票は八〇票以下にとどまることが常であつた。しかるに、今年は八九票も集まつて各国を驚かせた。選挙は秘密投票であるから、各国の投票ぶりは知るよしもないが、あるいは中ソ会談開催という表面的動きはあつたにせよ、きわめて悪い中ソ関係を反映して、ソ連以下東欧諸国(二〇カ国)の支持票がこれに含まれているのではないかという、かなり信憑性ありと思われる観測が行なわれたのは興味深い。

審議

総会審議は、(イ)各国代表団長(通例その国の外相がなる)が本会議場で、特定の議題にとらわれることなく、一般の所信を披瀝し、これらをつうじて、国際与論の一般的方向づけがなされ得るという意味で重要な冒頭一般演説と、(ロ)特定の議題について審議を行ない、最後に、その議題について具体的に決議を採択する議題別審議の二つの部分に分かれる。

(イ) 冒頭一般演説

今年九月十八日から十月八日まで冒頭一般演説が行なわれ、一二六カ国中一一六カ国がこれに参加した(発言しなかつたのはダオメー、ガンビア、グアテマラ、マラウイ、ニカラグア、ニジニール、ボルドガル、南ア、スペイン、トーゴの一〇カ国)。発言内容としては、今年も南部アフリカ問題、中東問題、軍縮問題、経済開発問題などが最も共通の論題で、ほとんど大部分の国がこれらの問題にふれた。ついで、国連のあり方再検討の問題、ベトナム問題、中国代表権問題、朝鮮問題、海底平和利用問題、旅客機のハイジャッキング問題、欧州安全保障会議の問題、国際安全保障強化の問題などが比較的に

多くとりあげられた。今回とくに注目すべき点をあげると次のとおり。

(1) 国連のあり方再検討の問題について、三四カ国(ラテン・アメリカ九カ国、西欧その他九カ国、アフリカ二カ国、アジア一カ国、東欧三カ国)が発言した。その論じ方は各国まちまちで、(a)安保理や総会の決議の遵守が近年必ずしも勵行されていなく、これを改善する必要があるとする諸国、(b)国連が誕生して今や四分の一世紀になんたとしており、この間の国際情勢の変化をふまえる必要があるとする諸国、(c)米ソ二大国が戦争と平和の問題を二国間でかつてに国連外で解決しようとしている傾向があるが、中小諸国の意見も考慮するべきであるとの見地から、国連のあり方を再検討する必要があるとする諸国(最も多い意見で、ラテン・アメリカ、非同盟諸国)、(d)国連憲章は現在のままではよいのであつて、必要なはその遵守を強化し、その方法を講ずることであるとす諸国(共産圏)などに分かれた。

(2) 今年と比較的にベトナム問題にふれる国が多かつたが(昨年の約三〇カ国に対し、今年約五〇カ国)、昨年は同年の大

問題たるチェコ問題のあげにベトナム問題がかくれ、またス
ネキズを持ったソ連圏が静かであったのに対し、今年には再
びベトナム問題が各国の注目を集めたものと考えられる。
（四）中国代表権問題にふれた国は約四〇カ国で、その数は昨
年とほとんど同じである。ただし、昨年この問題で発言した
ソ連、ウクライナ、モンゴルが、今年はいっさい発言せず、

そのかわり今年中共側に有利に投票態度を変更したりピア
チリ、およびそのような気配を示したコロンビアが、昨年と
ことなり、今年はこの問題について発言した。

（ロ）議題別審議

第二四回総会は一〇七の議題を採択し、これをその内容に
したがって例年どおり、本会議および第一（政治、安全保障、
軍縮）、第二（経済、財政）、第三（社会、人道、文化）、第四（信
託統治、非自治地域）、第五（財政、予算）、第六（法律、およ
び特別政治、第一委員会の仕事を分担）の各委員会に割り当て
て審議している。わが国にとってさしあたり重要性のあると
思われる問題について若干観察してみる。

（一）中国代表権問題

国連原加盟国である中国の議席を占めるべきはこの代表

かということ、中共が一九四九年に中国本土を掌握して台
湾における国府と対峙して以来、北京と国府の両政府がとも
に台湾を含む中国全体を代表するとの主張を続けているた
め、今日まで二〇年間にわたり国連で争われてきた問題であ
る。

中共の代表権実現については、当初ソ連やインドなどが熱
心にこれを推進してきたが、その後、中共とこれら二国との
関係が悪化したため、最近ではアルバニア、キューバ、カンボ
ジア、シリアなどがこれに熱心で、当初とはやや異なった色
彩をおびてきたことは当然であろう。

本年は、十一月三日から十一日まで、例年どおり本会議で
審議が行なわれた。ただ例年と違った点は、本会議と第一委
員会ではできる限り併行して開催しないというのが国連の従来
からの慣行であるにもかかわらず、今回は本会議における本
件審議と併行して第一委員会（委員長は中共支持側のパキスタ
ンのシャヒ大使）においては、たとえラテン・アメリカ諸国の
一部が後にくる軍縮問題の審議を急いでいるため、議事日程
に追われたという理由があったにせよ、各国より何ら異議な
く、海底平和利用問題の審議が行なわれたことである。

そのため、代表団員数の制約から本会議と第一委員会を同
時にフォローできない中小諸国は、むしろ今後の発展いかん
では海のものとも山のものともつかない海底平和利用問題の
方に出席し、中国代表権審議への各国の出席はまばらな結果
となった。それで、ソ連はしめ共産主義陣営が騒ぐでもなし、
時の流れを感じさせずにはおこななかった。発言国は四四カ国
で、例年より約一〇カ国少なく、前記の次第をも合わせ、中
共の代表権が今年の総会で実現するかもしれないといったさ
しせまった空気はどこにも感ぜられなかった。

前述のとおり、ソ連は一般演説の場合と同様、今年も中共
のためお義理にも何にもぜんぜん発言しなかったのも例年と
異なったことであった。その他の中共支持諸国の発言も極端
に過激か、またはお座なりな発言が多かった。また注目をひ
いたのは、国府代表発言の際は、従来から共産主義陣営代表団
が全部退場するしきたりなのに、今年にはソ連とウクライナが
上席代表しか退場しなかったことである。したがって、本年、
国府支持側が警戒したのは、共産圏の結束強化よりはむしろ
国内政治の観点から二国間関係でしきりと中共接近を策し
ていると目されるカナダ、イタリア、ベルギーなどの西欧諸

国や、本問題で米国に対する自主性を示そうとしているやに
みられるラテン・アメリカ諸国の一部、とくにチリ、コロン
ビアなどの動きであった。

決議案は、今年も中共支持側提出のいわゆるアルバニア型
決議案——国連における中国の代表権を中共に与え、国府代
表を国連より追放すべしとの趣旨——と、日米など国府支持
側提出のいわゆる重要問題決議案——中国代表権問題は国連
憲章第一八条に該当する「重要問題」であり、三分の二の多
数によりその採択の可否を決定すべしとの趣旨——の二つ
で、その間で勝敗が決せられた。

第二回総会以来続けて提出されてきたイタリア提案のい
わゆる委員会設置決議案——委員会を設置して中国代表権問
題の実際の解決方法を検討すべしとする趣旨——は毎年の惨
敗と、イタリア自身などの新たな対中共工作によって、今
年は提出されなかった。

この二決議案は、十一月十一日表決に付され、重要問題決
議案が賛成七一（七三）、反対四八（四七）、棄権四（五）、欠席
三（二）で採択され、アルバニア型決議案が賛成四八（四四）、
反対五六（五八）、棄権二（三）、欠席三（二）で否決され

た(カッコ内は昨年票数)。

これらを昨年と比較すると、まず重要問題決議案において、リビアが賛成より反対に、マレーシアが賛成より棄権に、赤道ギニアが賛成より欠席に、モロッコが棄権より反対に転じ、逆に、エクアドルが棄権より賛成に転じた。次にアルバニア型決議案において、ガーナ、ナイジェリア、リビア、モーリタニアが棄権より賛成に、ベルギー、チリ、イタリアが反対より棄権に転じ、逆にセネガルが棄権より反対に転じた。総じて全体的にはわずかに中共側に有利な結果となったといえよう。

(ii) 朝鮮問題

朝鮮問題とは、一口にいって分裂国家問題である。武力による朝鮮統一を呼号する北鮮の尖鋭な民族解放闘争を、全面的に支持するソ連以下の共産主義諸国は、朝鮮問題は朝鮮の国内問題であるとして、国連朝鮮統一復興委員会(UNCURK)の解体と、「国連に名を借りた」と共産主義諸国は称している。米軍など国連軍の撤退という問題(いわゆる実質問題)をつきつけ、朝鮮を同民族同士互いに実力で相争う果てしない泥沼と化さんとしている(少なくともそうなるであろうとみる

のが常識的であろう)。

これに対し、UNCURK存続と在韓国連軍駐留継続を主張する自由主義諸国は、北鮮よりの韓国侵略は過去の歴史の示す事実であり、北鮮の侵略企図にもとづく緊張が現在も存在すればこそ、国連軍の駐留が必要であるとこれに応酬してきた。前述のとおり共産主義諸国、とくにソ連は中国代表権問題とは対照的に、近年この問題に非常に力を入れていくが、朝鮮から遠く離れ、この問題にそれほどの緊急性を感じない一部のラテン・アメリカやアフリカ諸国は、毎年国連における同じ議論のくりかえしにあきがきている感であり、かかる倦怠感を利用して共産主義諸国が議事運営上、その他あらゆる機会をつかみ、戦術を弄して陰湿な攻勢をくりかえしているのが現状である。これというの、種々理由はあるとしても、モスクワと北京の間を泳いでいる平壤を、中ソ関係のあつれきから、モスクワ側に引きつけておくための対北鮮ジェスチュア暗示の要に、ソ連などが強く迫られているためとみるのが妥当であろう。

このような共産主義諸国のアグレッシブな出方に対抗すべきわが国などアジア・太平洋諸国にとって、朝鮮問題はまっ

たく油断もスキもならない問題と化しつつある。昨年の総会で自由主義諸国がイニシアティブをとって、この問題は従来のように毎年自動的に総会議題として掲げられることがないよう決定されたが、今次総会においても朝鮮問題を共産主義諸国が議題として採択することを要求したため、自由主義諸国は本年もまたこれを受けて立つたこととなった。

(a) 第一委員会は、まず十月二十八日より三十日まで韓国および北鮮両代表を朝鮮問題の国連討議に招請すべしとする問題(いわゆる招請問題)を審議した。共産主義諸国は、まともでは勝目のない実質問題よりは、当面、国連の普遍性とか、直接紛争当事者が話合うべしとかいった新興諸国の同情を集めやすい一般向けのする、北鮮代表の無条件招請という点に力を傾注するのが常で、今年もその例にもれなかった。

しかし、三十日の表決の結果、北鮮支持側の南北両鮮無条件同時招請決議案は、賛成四〇(四〇)、反対五五(五五)、棄権二七(二八)で否決され、韓国支持側の条件付招請決議案(北鮮は韓国の場合と同様、朝鮮問題に対する国連の権威と権限を認めた場合にのみ招請するという趣旨で、なら「条件付

とか「差別待遇」とかいったことは本来関係ないはずではある)は賛成六五(六七)、反対三一(二八)、棄権二六(二八)で採択された(カッコ内は昨年票数)。

したがって、今次総会の朝鮮問題においても、例年どおり韓国代表のみが審議に参加し、国連の朝鮮問題に対する権威と権限を認めない北鮮代表の参加は阻止された。

(b) 北鮮代表招請に失敗した共産主義諸国は、ただちに、UNCURK報告の審議自体のとりやめを追加議題として要求し、第一委員会は十一月十一日より十七日まで、この項目をも含めた実質問題を審議し、十七日関係四決議案の表決を行なった。その結果、韓国支持側のUNCURK存続、在韓国連軍駐留継続支持決議案を賛成七一、反対二九、棄権二二と圧倒的多数で採択し、他方、北鮮支持側の在韓国連軍撤退要求決議案を賛成二九、反対六一、棄権三二、UNCURK解体決議案を賛成三〇、反対六五、棄権二七、またUNCURK報告審議取止め決議案を賛成二九、反対六五、棄権二八でそれぞれ圧倒的多数で否決した。

(c) 本会議は十一月二十五日、第一委員会から上ってきたUNCURK継続、在韓国連軍駐留支持決議案を賛成七〇、

反対二六、棄権二一で最終的に採択した。

(四) 南部アフリカ問題

南部アフリカ問題とは、南ローデシア、南アのアルベルトヘイト、ナミビア(南西アフリカのこと)、ポルトガル施政地域の諸問題の総称である。この問題の根底には、南ローデシア、南ア、ポルトガルの黒人差別政策、とくに南アのアルベルトヘイトに対するブラック・アフリカ諸国の根深い憎悪が存在する。また国連決議を無視する南ローデシア、南ア、ポルトガルに対処する国連の無力さ、それに原因するアフリカ諸国の挫折感といったものも感じられる。A.A.グループの一員として、選挙に限らず、国連におけるあらゆる活動において、四一カ国に上るアフリカ諸国の協力を必要とするわが国が、この問題に関連し特に注意しなければならない点は、南ローデシアの非法法政権の崩壊が簡単に実現しないのは、西欧先進諸国やわが国がひそかに安保理の経済制裁決議を侵犯しているのではないかとアフリカ諸国が疑っている点である。また、西欧諸国やとくに急激な上昇線をたどるわが国の南アやポルトガルとの貿易が、これら二国のアルベルトヘイトや植民地政策を助長することになっているとアフリカ諸国がみてい

る点である。

今年の総会における本問題審議の過程において特に顕著だったことは、これらの点に関連して、特にアフリカ諸国が国に対する名指しでの非難の矛先が近年になく鋭いことであつた。たとえば、シエラレオネが本会議の一般演説で、タンザニア、スーダン、ザンビア、パキスタン、ハンガリー、キューバが第四委員会、ソマリア、ザンビア、タンザニア、リベリア、ケニア、ウガンダ、トーゴ、エチオピア、ダオマー、ビルマ、ハンガリー、モンゴル、トリニダッドトバゴが特別政治委員会、それぞれわが国を英、米、独とならべ、名指しで非難した。今回の総会における国際司法裁判所判事の選挙で、アフリカグループの友邦であるインドの候補さへも、アフリカグループの支持を得られず一敗地にまみれた。かかるアフリカ諸国がわが国に対する悪い感情が、わが国の対アフリカ政策が停滞するようなことで、将来のわが国連外交推進のうえで重大な支障にならねばよいがと真剣に考えざるを得ない。

むすび

以上、今次総会は現在その会期の三分の二を終えたところ

であり、したがって、軍縮、憲章改正問題などの重要問題についてはまだ審議未了で、事態はきわめて流動的であるため、これらにふれることができないが、一般的にいって今総会の空気は昨総会に引続きいぜん緊張緩和の方向に動いていったということができると思う。そしてこの空気の基調となつたのは、何といつても軍縮問題をめぐって、特に顕著な最近の米ソの戦争抑止、協調的ムードであつた。しかし反面、中ソの冷い関係がいぜんとして審議のあちこちに顔をだしたことは否定できない。また中東問題については、今次会期中も会議場外で、四大国会議が開催されているが、解決の曙光は相変わらず程遠いようである。

他方一部諸国の間にはベトナム、南部アフリカ、中東、チエコなどの問題で、国連が期待したほどの成果をあげていないことに対するいささか理想に過ぎた不満があり、また米ソ協調の裏面では、米ソが国連を厄介視し、重要問題を両国直接の話し合いで、他の諸国の利害を無視して解決しようとしているのではないかとの疑念がくすぶり続けており、それらを背景として、国連のあり方に対する反省の要の空気が濃くなつてきているように感ぜられる。国連創設二五周年にあたる

来総会では、おそらく国連のあり方の再検討の問題は、ソ連を先頭とする四大国の消極的態度にもかかわらず、今総会よりさらに浮き彫りされることが予想され、わが国としてもこれが対処策を前広に検討しておくことが肝要である。(四三、四四、四五) (付記) 本稿締切り以降、軍縮問題、憲章再審議問題など重要問題についての決議が続々採択された。その主な結果のみを次に略記する。

軍縮関係では、CB兵器について、催涙ガスなど広範なCB兵器が、一九二五年のジュネーブ議定書など一般の国際法によつてすでに禁止されていることを確認しようとするスウェーデンなどの決議案が、米国その他の強い反対にもかかわらず成立してしまつた点、および米ソ共同提案の海底軍事利用禁止に関する条約案が、結局ジュネーブ軍縮委員会に再審議のため送り返されることとなつた点が特に注目される。

また、憲章再審議については、今総会中に特別委を設置しようというコンゴビアの当初の提案は葬られたが、実質問題審議に反対する米英仏ソなど主要国の否定的態度にもかかわらず、本件を来総会の議題とすることが可決され、わが国としてもいちおう満足のゆく結果となつた。(四四、四十一、四十五)

外務省だより

【日米航空協定の附表の修正に関する書簡交換】
わが国とアメリカ合衆国との間の航空業務は、一九五二年東京で署名された日米民間航空協定（最近の附表は一九六五年十二月二十八日に修正されました）により運営されてきていたが、昨年四月、アメリカ合衆国政府がいわゆる太平洋ケルズの決定を行なったことにより、わが国航空企業との競争上の立場にいちじるしい影響を及ぼすことになりました。そこで、このような事態の変更に対処し、日本側路線に修正を加えることを主な目的として、昨年六月二十三日から七月九日までワシントンで、九月十六日より十月二日まで東京において、米側と協議を行なった結果、現行日米航空協定の附表を修正することにつき合意が成立し、これを確認するための愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との署名による書簡の交換が、十一月十二日東京で行なわれました。

【バキスタンに対する国内産米の貸付け】
バキスタン回教共和国は東バキスタンにおける洪水、病虫害などによる食糧の不足に對処するため、わが国に五〇万トンの国内米の供手を求めてきていたが、とくに最近の食糧事情の逼迫にかんがみ、緊急に一〇万トンの国内米の供手を求めてきました。わが国としても、現在の米の需給事情にかんがみ、人道上的見地および両国の友好関係も配慮して、緊急要請分の一〇万トンについて、韓国の場合と同様、現物を貸付ける方式により、これに應ずる方向でバキスタン回教共和国政府との話し合いを続けました。

【アジア開発銀行特別基金に対する第二回拠出】
わが国はアジアの農業開発に資するため、アジア開発銀行の農業特別基金に対し、一昨年二千万ドルの拠出を行なったが、昨年もこれにひきつづき二千万ドルの拠出を行なうこととし、十一月二十七日アジア開発銀行の間に拠出の合意が成立しました。今回の拠出に際しては、わが国拠出金の使用目的を農業分野に限ることなく農業を含む多目的な分野に使用することとし、また、融資条件についても加盟開発途上に緩和された条件による融資に対する需要が増大したことにあつたが、一昨年度の拠出分よりこれを緩和することとしました。

（一）前回の拠出の要約は次のとおりです。
（二）拠出は多目的特別基金に對し行なう。
（三）金額二千万ドル。
（四）前回の融資条件を金利三％、期間二五年（償還期間七年を含む）よりゆるくない条件とする旨の希望を表明しましたが、今回わが方の基本的態度として銀行がより緩和された融資条件が適当と認められる特別の場合には、かかる条件が適用されることを明らかにしました。
（五）前回の融資金は、原則として日本からの商品およびサービスの調達に使用すること、という条件を付したが、今回はこれを日本、他の特別基金拠出国および加盟開発途上国からの調達に使用しうることとしました。

国際日誌

11月16日
12月14日

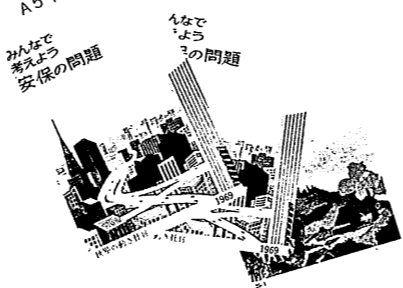
- 17 佐藤総理、沖縄問題解決のため訪米の途につく（愛知外相同行）
- 米ソ、戦時兵器制限に関する予備交渉を開始（ヘルシンキ）
- IMFの一九六九年対日年次協議が始まる（東京）
- 日米繊維手酷会談開催（ジュネーブ、22日、ひとまず会議中絶）
- 18 日ソ（西）の野党CDU、キーシンガー前首相を党首に再選
- 19 佐藤総理ニクソン米大統領第1回会談（ワシントン、20日第2回会談）
- アポロ12号、月へピンポイント・ランディングを行ない、人類二度目の月到達（24日、無事帰還）
- 20 ベトナム和平拡大バリエーションのロジ米首席代表辞任
- ユーゴ、中共と大使級外交関係復活に同意と発表
- 21 佐藤ニクソン第3回会談終了後日米共同声明を発表、七二年中に沖縄施政権返還本決まり
- 24 米ソ、核兵器不拡散条約を批准
- 25 ニクソン大統領、生物・化学兵器規制で声明、ジュネーブ議定書の批准を上院に

- 要請
- ドイツ（西）、ポーランドに対し両国間問題話し合いに関する覚書を渡す
- ソ連、コルホーズ第3回大会開催
- 26 ソ連、村田殺害事件で、ホワイトハウスが声明を発表
- ソ連、コルホーズ大会で新定款を採択し閉幕
- スイス、核兵器不拡散条約に調印
- 28 ドイツ（西）、核兵器不拡散条約に調印
- アラブ紙、アルバニアとの正常化を望む論議掲載
- 第62回臨時国会開かる
- ニュージールランド総選挙でホリオータ首相の現与党勝つ
- 29 EEC6カ国首脳会議開かる（ハーグ）
- 衆議院解散さる
- マルコス比大統領、対マレーシア復交交渉を指示
- 米国防省、沖縄にある毒ガスを来春までに撤去する旨発表
- 3 NATO関係理事会ひらかる（5日までブリュッセル）
- ワルシャワ条約機構首脳会議ひらかる（4日まで、モスクワ）
- 韓国の総合製鉄所援助で、日韓、基本協定に調印
- ウ・タン国連事務総長、報告書「武力戦

- 閉における人権の尊重」を総会に提出
- 北朝鮮、米軍（ヘリ乗員3名）を釈放
- ガット、世界貿易年次報告を発表
- 4 第45回ベトナム和平拡大バリエーション会談開催
- 7 ドイツ（西）、ソ連がドイツ（西）と武力不行使宣言問題について8日よりモスクワで話し合いを開始する用意がある旨通告と発表
- 8 ドイツ（西）、ソ連両国、武力不行使宣言交渉を開始（モスクワ、11日第2回会談）
- 愛知外相、トロヤノフスキー駐日ソ連大使を招き北方領土問題で会談
- 9 朴成哲北朝鮮外相、ソ連首脳と会見（モスクワ）
- 10 ダオバイで軍事クーデターおこる
- 訪ソ中のサード最高執行委員会委員らアラブ連合代表団、ソ連首脳と会談
- 11 韓国政府、大韓航空旅客機が北朝鮮の元山に強制着陸させられた旨発表
- 12 米国防省、ポーランド駐在米大使と中共代理大使がワルシャワで会談した旨発表
- 13 愛知外相、仙台にて中共が日中関係改善のため政府間接触を希望なら前向きに検討と語る
- 東独ADN通信、ウルブリヒト東独国会評議員長がドイツ（西）関係改善の可能性を示唆する演説を行なった旨報道
- 14 北京放送、中ソ国境会談がクズネツォフ首席代表の一時帰国で暫く休会と報道

みんなで考えよう 安保の問題

A5判 48頁
みんなで考えよう
安保の問題



* 評論家の小父さんを囲んで太郎君と保子さんが意見をたたかわす興味つきない読みもの。知らず知らずに問題の本質が理解されます。ご注文は何部でも結構です。直接本社まで、電話または往復はがきでお問合わせ下さい

発行・発売所 財団法人 世界の動き社

〒105 東京都港区西新橋1-6-14(デトロイトビル) 電話504-1655(代表) 振替 東京25740番

昭和四十五年六月十五日 第三種郵便物認可
昭和四十五年一月一日発行 第三種郵便物認可

世界の動き 第三十八号

発行所 財団法人 世界の動き社

東京都港区新橋一丁目一〇番五号
〒105 東京25740番

発行人 成田勝四郎

定価二〇円